

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
燃料電池評価装置インターフェースおよび制御用PC更新	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.10.4	ヘンミ計算尺(株) 東京都千代田区神田駿河台4-4 (法人番号8010001028899)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,364,120	非公表	-	燃料電池試験装置を設計・制作し、パソコンにより制御するための通信環境とインターフェースを整備、また制御と計測ソフトウェアを制作したのはヘンミ計算尺である。他社では、既存の装置への対応が困難で制御方法の違いから、燃料電池から得られる応答が異なり、かつまた制御・計測ソフトウェアの違いによるデータの整合性が保たれない。したがって、システムを不具合なく動作させ、既設置との完全な互換性を維持してこれまでのデータとの整合性を保ったデータを取り込めるソフトウェアとハードウェアを提供し、機能・性能の保証が出来るのは本装置を設計・製造したヘンミ計算尺株式会社しかない。	4	
液体燃料噴射装置の増設及び改造	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.10.4	(株)NMD 奈良県北葛城郡広陵町中289-1 (法人番号7150001019159)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,700,000	非公表	-	既存の単気筒エンジン(製造メーカー株式会社NMD)はメタンガス等の気体を燃料として用い、発電機、回転角センサーなどを組み合わせ、熱効率、変動率などの必要パラメータを評価できるシステムである。液体燃料噴射装置は、この単気筒エンジンで液体燃料を使用する為の装置である。本装置は既存の単気筒エンジンの動作に同期して動作することが不可欠であるが、液体燃料の噴射タイミングの適正化のためには、既存の制御システムを改造し、エンジンの回転角信号等に基づいた噴霧制御が必要になる。適切な制御が出来なければエンジンの動作は不安定となり、正確な検証実験を行う事が困難になる。また、エンジンの熱効率を検証するためには液体燃料の霧化による均一な予混合気を形成する必要があり、単気筒エンジンの吸気管部分を適切に改造して燃料を導入する必要がある。霧化による燃料の均一な予混合気形成ができなければエンジンに導入される燃料の総量が定まらず、検証実験で算出する熱効率の値の信頼性が著しく損なわれる。さらに、エンジンは運転条件によってはノッキング等の異常燃焼が生じる為、故障や破損を防ぐために緊急停止を行う必要があり、そのために既存の制御システムに緊急停止の為の機能追加も必要である。以上の様に、エンジンの改造及び制御システムの改造は、その構造を熟知している事が必要であり、改造後の機能・性能の保証も必要となる。本装置は株式会社NMDが開発・製造しておりその技術情報は他社に公開していない。従って本装置の改造を実施し、保証が得られるのは株式会社NMD以外に無い。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
窒化シリコン薄膜付4インチリソグラフィウエハ	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.5	コーンズテクノロジー(株) 東京都港区芝3-5-1 (法人番号1010401098920)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,944,000	非公表	-	当部門では、4年以上前から窒化シリコン薄膜の検証を行っており、英国Silson社、(株)イービーテック(日立関連企業製品代理店)、(株)メムス・コアの三社から窒化シリコン薄膜の試作購入を行ってきた。具体的には、シリコンウエハ上に4x4mmチップを多数配置し、このチップ中央部に窒化シリコン薄膜の窓を形成した同等品の作成を各社に依頼した。その結果、(株)イービーテックの製品については、薄膜上に100nm~1000nm程の多数のデブリが確認され、3回以上の試作において改善がなされなかった。(株)メムス・コアの製品については、薄膜は非常に綺麗であったが、ウエハ上に窒化シリコン薄膜が形成されているチップが2割程度しかなく、実用上、問題が生じた。他方、Silson社の製品については、薄膜が極めてクリーンで汚れがなく安定的で、さらに歩留りも90%を超えていたため、研究目的に最適であると判断した。そのため、同社のチップを3年程前から年2~4枚程度購入し、誘電率顕微鏡の観察ホルダー用チップとして使用して実験データを蓄積してきたところである。そのため、仮に今回の実験にSilson社以外の製品を用いた場合、過去の実験データとの比較・確認を行うことができず、今までの研究で得られてきた実験データとの連続性は著しく損なわれることになり、研究として成り立たない。よって、今回の実験においても、Silson社の窒化シリコン薄膜付ウエハを用いて試料ホルダーを作成し、試作実証を行うことが必須である。以上の理由により、本件の契約先は、Silson社の日本総代理店であるコーンズテクノロジー(株)をおいて他にない。	3	
多層膜フィルタ透過率測定装置増設	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.5	(有)テクノ・シナジー 東京都八王子市散田町2-46-16 (法人番号6010102010205)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	15,800,400	非公表	-	本装置は、既存の超広ダイナミックレンジ光検出装置(テクノ・シナジー社製、型式:WOD-010A)に接続し、より高い迷光除去率及び高輝度光源等を増設し、極微弱光検出を可能とするものである。本装置と既存装置を組み合わせることで検出器に入力する光信号に関して受光素子の感度調整、取得信号の電氣的増幅機構及び交流計測器並びに迷光除去等の技術を融合させることによって、強度が1~10~10(相対値)の広帯域にわたる光信号の計測を実現可能とさせるために必要不可欠な装置である。既存装置は(有)テクノ・シナジーが製造元であり、既存装置の構造・機構を十分に熟知するとともに、納品完了後の動作確認試験において、装置の保証が可能な事業者は、本装置を組み込むためのノウハウを持ち合わせる有限会社テクノ・シナジー以外にはない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
真空半田付装置ギ酸対応改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.5	神港精機(株) 東京支店 東京都中央区日本橋室町4-2-16 (法人番号7140001004839)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,832,000	非公表	-	真空半田付装置(神港精機株式会社)は、半導体チップのはんだ付け工程を目的として取得し、水素または窒素ガスを置換できる炉内で試料を昇温することではんだを溶融し、はんだ付けを行う装置である。本研究では、新規開発された半田材料の評価にあたり、低い温度(200℃前後)での還元処理が必要となった。既設装置の水素還元方式では、還元に必要な処理温度が約250℃と高く、前記の低温処理材料の評価ができないため、180℃程度で還元可能なギ酸方式への対応が必須である。具体的には、既設装置への追加機能として、ギ酸ガスの発生と供給、および排気時の除害機能が必要である。既設の真空半田付装置は神港精機株式会社が製作したものであり、自動運転プログラム制御、ガス供給配管、除外設備等、独自に最適設計されたものである。したがって、今回の改造対応を神港精機株式会社以外が請け負った場合、ガスの除害、インターロック機構、プログラム制御等、性能面だけではなく安全性にも著しい支障が生ずる恐れがある。また、使用時の保証、故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなり、装置の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。上記理由により、本改造は当該装置の構造および特性を十分に熟知している当該装置の製造元である神港精機株式会社以外ないと判断する。	6	
メタンハイドレート再生成観察実験装置の改修	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.5	日東高圧(株) 茨城県つくば市上横場640 (法人番号6050001016019)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,516,372	非公表	-	本改修は、飽和水作成ユニットを増設することにより、メタンガス飽和水を用いたメタンハイドレート再生成実験を実施することで、飽和水が流通するときのメタンハイドレート再生成による流動障害の時間発展過程および、そのときに想定される浸透率変化を測定するためのものである。作業に際しては、既設装置の高圧ガス配管変更作業及び冷却水二重高圧ガス配管等の組み込み、及び組み立て後の配管系の保圧性能(流体は水及びガス)が十分に保証されなければならない。かつ当該装置の機能・性能が維持されなければならない。また、研究遂行上、飽和水作成ユニットを組み込み前の配管系に戻して、実験を実施することも必要であり、このためには容易に元の配管構成に戻すことの可能な構造にする必要がある。以上を満たすためには、構造を十分に熟知した製造元の技術・ノウハウ及び交換部品をもとに実施する必要がある。また、日東高圧株式会社以外の者が装置の改修作業(部品交換含む)を行った場合、使用時の保証、故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなり、装置の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。よって、本改修は当該装置の構造および特性を十分に熟知している当該装置の製造元である日東高圧株式会社以外ないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
原位置条件下コア変形解析装置破損部品修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.5	(株)マルイ 東京営業所 東京都墨田区業平3-8-4-202 (法人番号5122001016487)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,044,360	非公表	-	本装置の使用中に破損した下記の部品の修理または交換作業およびソフトウェアの書き換え作業を実施するものである。 ・原位置条件下コア変形解析装置搬送機:故障の原因と症状:経年劣化によるボールバルブ及びフランジ接触部の腐食に伴う漏水。 ・セル内圧力計:故障の原因と症状:試験手順の追加による瞬時圧力減少に伴う計測不能。 ・上下加圧多孔質透水盤:故障の原因と症状:経年使用に伴う透水板の目詰まり。透水性の低下および不定常。 本装置一式は、圧力コア分析のため水圧による高圧状態を保持したまま各種試験の実施を可能としている。本装置の修理を行わない場合、装置内の圧力保持が出来なくなり、試験装置としての機能を失い、受託研究業務の遂行が困難となる。また、本装置は高い安全性を保持しており、装置の性能を損なうことなく修理作業を実施するには、各部分の構造、ガス・給排水配管、電気配線、各種解析用ソフトウェア等の技術仕様を熟知していること、および修理後の動作保証が必要不可欠である。したがって本作業の依頼先は、本装置を設計・製造・納入・設置した株式会社マルイ以外にないと判断する。	6	
光学解析ソフトウェアライセンス1式	契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 田崎 英弘 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.10.6	サイバネットシステム(株) 東京都千代田区神田練塀町3 (法人番号7010001002962)	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,368,000	非公表	-	NEC-産総研人工知能連携研究室では、シミュレーションと機械学習の融合研究活動をしており、基本技術の開発と実用を目指している。研究開発にあたっては、共同研究先である日本電気(株)が有している光学系の設計データと解析結果を利用することとしているが、同社の設計データ及び解析結果は、米国Synopsys社のLightToolsで作成されており、当該データと互換性を有し、欠損のない状態で読み込めるソフトウェアはLightToolsのみである。以上の理由により、共同研究先で使用するソフトウェアとの整合性を確保するためのソフトウェアはLightTools以外にはなく、LightToolsは、国内では、開発元で、著作権を有している米国Synopsys社の唯一の日本代理店であるサイバネットシステム株式会社が直接販売しており、契約相手先は同社以外にない。	5	
電解槽用電極及び消耗品交換作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.10.6	旭化成(株)研究・開発本部 研究開発センター 神奈川県川崎市川崎区夜光1-3-1 (法人番号5120001059606)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,424,000	非公表	-	本作業は、「福島県再生可能エネルギー研究開発拠点(仮称)再生可能エネルギー備蓄回生システム設置その他工事」により設置された設備のうち、旭化成株式会社製アルカリ水型電解槽(特注品、約1億円※メーカーのヒアリング価格)の消耗品である電極を劣化耐性があり過電圧の低い新品に交換し、他の経年劣化する消耗品を交換するものである。現存の電解槽電極はこれまでの使用で劣化しており当初の性能を発揮できない。水素発生量が不足して試験が十分に行えないことが問題であり、今後の試験のためには新品電極へ入れ替えることが必須である。また、装置を良好に稼動するためには、分離膜等の消耗品を定期的に交換する必要がある。当該電解槽は電気分解により水素および酸素が発生するとともに電解液には強アルカリ水溶液を使用するため、発生ガスの確実な分離および電解液の漏れ防止のために溶接による接合を行うなどのノウハウを要する作業が必須である。本作業は既存電解槽の分解および組立をともなうため、既存設備を熟知していることが必須であり、製造メーカー以外の業者が作業を行った場合にはガス分離が機能しないことや電解液の漏れなど、既存電解槽が正しく動作しない危険が生じ、作業後の動作保証も得られない。交換後の動作保証を得る必要から、電極交換作業が確実に実施でき、作業後の動作保証が出来るのは既存電解槽を製造した旭化成株式会社しかない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
分光エリプソ薄膜解析装置(ASET-F5X)光学フィルターユニット交換復旧作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.7	ケーエルエー・テンコール(株) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134 (法人番号6020001010379)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,339,658	非公表	-	本案件の対象資産であるケーエルエー・テンコール株式会社製分光エリプソ薄膜解析装置(ASET-F5X)は、半導体デバイスを構成する各種薄膜の膜厚測定を行う装置である。当該装置は、半導体デバイスの作製において、重要な役割を担う検査装置である。使用用途として成膜装置、エッチング装置等の、各種プロセス装置の品質管理、さらに実際に作製された半導体デバイスの膜厚確認にも使用される。大口径300mmウエハプロセスでは、1点の膜厚情報だけでなく、ウエハ全面の膜厚分布を検査する必要がある。そのため、当該装置には、300mmウエハ全面の膜厚分布を自動で測定する機能が備わっている。当該装置の内部で湿度変化が生じたことにより光学フィルターユニットが故障し、特定の膜種の条件下で計測不能になる不具合が生じており、300mmウエハ全面の膜厚分布を測定できない状態となっている。膜厚分布取得のため測定をスタートさせると、光学フィルターユニットの故障により、特定の膜種の計測でエラーが発生し測定が停止する。そのため、各種プロセスの品質管理、デバイスの膜厚確認を行うためには、故障した、光学フィルターユニットの交換修理を行う必要がある。先端半導体デバイスの研究では、膜厚測定にはnmオーダー又はそれ以下の高い精度、信頼性が要求される。従来の測定精度を維持するためには、交換する部品は、分光エリプソ薄膜解析装置(ASET-F5X)と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。したがって、本案件の依頼先は、当該装置を熟知した、製造元であるケーエルエー・テンコール株式会社以外にはないと判断する。	6	
グローブボックスの移設、メンテナンス(オーバーホール)	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 龍卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.10.7	(株)美和製作所 大阪府茨木市畑田町11-50 (法人番号6120901010105)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,860,678	非公表	-	該当グローブボックスは白金触媒を用いたガス循環精製機能を持つ(株)美和製作所製のグローブボックスである。これら対象装置につき、白金触媒および水分吸着剤を交換するとともに、経年劣化の程度により必要に応じて真空ポンプオイル、プチルゴム製手袋、Oリング等を交換し、水分(露点)計を校正する。当該装置の移設とそれに伴うメンテナンスを行うにあたり、雰囲気制御能力等を低下させることなく部品等の交換を行う必要があり、性能保証を伴ったオーバーホールを行えることが不可欠である。特に白金触媒については、これを用いたガス循環精製機能を有するグローブボックスを製造・販売しているのは(株)美和製作所のみである。移設、オーバーホール後の設置先で、装置本来の良好な稼働、性能発揮を責任を持って保証できるのは同社以外ない。したがって、本装置の移設とメンテナンス作業が可能な契約相手先は、本装置の製造業者である株式会社美和製作所以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
レーザーアニール装置の組立て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.11	ワイエイシイ(株) 東京都昭島市武蔵野3-11-10 (法人番号3012801002666)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,041,600	非公表	-	本件は当該装置の組立て及び立上げ作業を行うもので、組立て作業は、本体とドライボンブといった付帯設備間の配線、配管接続作業やレーザー発振器などの部品の取付け作業を行う。立上げ作業は稼働準備のため、研究CR側用力と本体及び付帯設備間の用力が正常に接続され、かつ正常に供給されていることの確認、安全動作確認及びレーザーによるアニール動作確認を含めた性能確認を行う。当該装置はワイエイシイフェトン(株)製であり、当該装置の組立て及び立上げ作業にあたっては、装置構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することができるように組立て及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作までを行ったワイエイシイフェトン(株)以外にはない。また、ワイエイシイフェトン(株)以外の者が装置の組立て及び立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図、及びスキルがないため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の保証が得られない。また、当該装置の移設にあたり、分解作業を住友電気工業㈱から請負ったのはワイエイシイフェトン(株)であり、今回の組立て作業を行うにあたっては分解時の資料を参照して作業し、その上で立上げ作業をする必要がある。以上から、本作業はワイエイシイフェトン(株)以外にないと判断し、本件の契約先は、ワイエイシイフェトン(株)の事業統合先であるワイエイシイ(株)以外にないと判断する。	6	
段差計の組立て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.11	ヤマト科学(株) 筑波営業所 茨城県つくば市東2-10-4 (法人番号7010001059565)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,942,000	非公表	-	当該装置はケーエルエー・テンコール㈱製であり、当該装置組立て及び立上げ作業にあたっては、装置構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することができるように組立て及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作までを行ったケーエルエー・テンコール㈱以外にはない。また、ケーエルエー・テンコール㈱以外の者が当該装置の組立て及び立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立図及びスキルがないため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の保証が得られない。また、当該装置の移設にあたり、分解作業を住友電気工業㈱から請負ったのはケーエルエー・テンコール㈱であり、今回の組立て作業を行うにあたっては分解時の資料を参照して作業し、その上で立上げ作業をする必要がある。以上から、本作業の契約先は、ケーエルエー・テンコール㈱製装置の窓口を担当するヤマト科学㈱以外にないと判断する。	6	
熱分析装置の移設作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀掛川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.10.11	(株)リガク 大阪支店 大阪府高槻市赤大路町14-8 (法人番号5012801002680)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,134,000	非公表	-	今回の対象になっている熱分析装置(リガク(株)製)を移設するためには、装置の本体構造を熟知したうえで、解体・移設・組立を行わなければ、組立後に装置を調整することが出来なくなり、装置の正常な測定動作が保証できなくなるので、研究遂行上不都合が生じる。リガク(株)は、既設熱分析装置を自社製作・販売・保守点検しており、ハードウェアや周辺装置を熟知している。自社製品の保守点検等を他社に委託していないため、他社では当該機器の精密な組立調整やその動作保証を得ることは出来ない。したがって、本移設作業における分解・移設・組立・調整が可能な契約相手先は、リガク(株)以外にはない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
MH濃集帯の貯留層モデル開発と生産挙動予測・検証作業及び商業生産の生産性評価作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.11	日本オイルエンジニアリング(株) 東京都中央区勝どき1-7-3 (法人番号3010001061871)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	61,015,771	非公表	-	減圧法による最適な生産手法の検討を行うにあたり、メタンハイドレートの分解過程の解析を行い、地層内での水・ガスの流体流動を詳細に取り扱えることができるシミュレータが必要となるが、これが可能となるのは、経産省委託事業において、当所が日本オイルエンジニアリング(株)に再委託を行って開発した、「生産シミュレータ(MH21-HYDRES)」以外にはない。委託研究契約の規定により、日本オイルエンジニアリング(株)から提出された「知的財産権の共有申請確認書」を産総研は受理のうえ承諾しており、MH21-HYDRESの著作権は当所と日本オイルエンジニアリング(株)の共有となっている。現在、共有者たる産総研も日本オイルエンジニアリング(株)のいずれも第三者への使用許諾を付与する意向はないため、MH21-HYDRESを用いた産総研からの当該解析業務委託に対応できるのは日本オイルエンジニアリング(株)のみである。以上の理由により、当該作業の契約先は、日本オイルエンジニアリング(株)以外にないと判断される。	7	
塗布現象装置LITHIUSi+用TH復旧作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.14	東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号4010401020757)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器の開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,124,466	非公表	-	本案件の対象資産である東京エレクトロン社製ArF液浸レジスト塗布現象装置(LITHIUSi+)は、半導体製造研究における半導体回路加工を行う上でのArF液浸レジストの塗布現象装置である。当該装置のTH(温度湿度制御送風器)は、老朽化により温度湿度のコントロールが制御不能の状態となつてしまい故障停止してしまった。そこで、故障箇所の調査及びその部品等の交換とクリーニングを行い復旧作業をする必要がある。もしTHの修理を行わない場合は、装置本体への送風が行えなくなり、その間ArF液浸レジスト塗布工程への悪影響により半導体回路パターン形成研究に支障を及ぼす事が確実である。当該装置の安全な稼働を維持するためには、修理交換する部品がTH本体と完全な互換性を持つことが必要である。また当該装置の製造者以外が当該作業を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じる恐れがあるととも、装置の動作保証が得られない。以上の理由により、本件の契約先は、当該装置の製造者である東京エレクトロン株式会社以外にはないと判断される。	6	
ソフトウェア保守	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.17	計測エンジニアリングシステム(株) 東京都千代田区内神田1-9-5 (法人番号7010001080109)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,211,220	非公表	-	平成27年まで「高精度電流計測技術の開発に関する研究」のため、本ソフトウェアを使用し電流分布の計算などを行ってきた。本年度、電力の新規計測手法の開発研究においては、新たな電力の計算モデルを構築するために、これまでより高周波領域の電流分布の計算が必要である。また、本年度構築する新たな電力の計算モデルは、平成27年まで行ってきた「高精度電流計測技術の開発」で構築した直流低周波領域における計算手法と、高周波領域の電流分布の計算手法を同一の解析方法を用いて比較検討を行う必要があることから、直流低周波領域と高周波領域の計算機能を合わせ持った本ソフトウェアを使用する。なお、本ソフトウェアの使用にあたり、技術サポート及びソフトウェア更新が必要であることから、保守再開をするものである。契約相手先としては、COMSOL社の日本総代理店である、計測エンジニアリングシステム株式会社以外にない。	3	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
低加速電子顕微鏡対応電子線分光器の増設	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.17	日本電子(株) 筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	69,989,400	非公表	-	本装置は、既存の「超高真空対応低加速透過型走査電子顕微鏡(日本電子製JEM-TRIPLEC3、シリアルナンバーEM801500011)」に接続し、単原子感度を持つ電子線エネルギー分光の機能を追加するものである。単原子レベルでの分光を可能にするためには、原子レベルの空間に制御された電子線を用いることが必須であり、既存装置の持つ電子線プローブ走査機構との連携が必要不可欠である。特に既存装置による電子顕微鏡像取得と同時に元素マップの撮影が可能であることが必要であり、既存装置との連携をスムーズに融合させるためには、構造及び制御ソフト等を詳細に把握している必要がある。また、本装置を導入することに伴い、既存装置の空間分解能(保証値0.08nm)、エネルギー分解能(保証値0.3eV)及び真空度(保証値10 ⁻⁷ Pa)などの動作保証が必須であり、既存装置の基本性能を損なわずに接続及び連携を実現する必要がある。既存装置は日本電子(株)が製造元であり、既存装置の構造・機構を十分に熟知するとともに、本装置を既存装置に組み込むために必要となる技術・ノウハウを持ち合わせる事業者は同社以外に存在しない。以上のことから契約相手先は、製造元である日本電子(株)以外にない。	6	
高分解能FEB測長装置の賃貸借	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.18	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋1-3-1 (法人番号6010401024970)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	97,200,000	非公表	-	当該装置には、10nm未満の超微細構造の寸法、1~2nm程度の側壁ラフネスの定量評価を精度良く行うため、観察イメージの倍率アップ(通常30万倍→50万倍)、ステージ精度向上(最小位置精度 通常1.0μm→0.5μm)、観察試料の帯電防止ステージ、電子線照射によるEUVレジストおよびArFレジストのシュリンク防止機能等の様々なオプションが備わっている。同一機種であっても、仕様異なる場合には、データの連続性が失われる。また、同一機種、同一仕様であっても、測定装置間には機差と呼ばれる誤差が生じる。DSA技術を用いた10nm未満の超微細構造作製技術の研究開発は、世界でもまだ実用化されていない世界最小の半導体デバイスを取り扱う研究開発であり、測定装置間の機差も、データの比較に大きな悪影響を与える。なお、当該装置は、日立キャピタル(株)のリース機であり、EIDECとのリース契約により、装置価格の半分の減価償却が完了している。リース契約終了後の更新等について、下記に示す調整等を行っていたところであり、仮に新規に他の装置を導入すると、当該装置の撤去、新規装置の設置工事、設置調整費用などが別途発生し、また装置立上げに期間を要することとなる。上記のようなデータの連続性や、設置工事、設置調整の費用の負担なしに償却残額ベースで有利なリース条件を享受出来ること、さらに当該装置を共用施設の扱いとして共用施設利用制度で活用出来ることなど、当該装置を継承することによって得られる様々なメリットを総合的に考え合わせた結果、研究成果的・経済的にみて当該装置のリース契約を継続することが最善であると考えられる。以上により、当該装置は、SCRで行う研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器であり、装置設置費用等を考え合わせると、その供給者は日立キャピタル(株)に限定される。よって、当該賃貸借の契約先は日立キャピタル(株)以外にないと判断する。	3	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
光応答物質移動現象観察装置用マルチファイル解析ソフトウェア	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.18	(株)キーエンス 大阪府大阪市東淀川区東中島1-3-14 (法人番号4120001051530)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,836,000	非公表	-	本件は、既存の光応答物質移動現象観察装置が使用する動作制御用コンピュータにマルチファイル解析ソフトウェアを導入するものである。本ソフトウェアを導入することによって、多数の静止画データを一括して同時に解析及び解析データを取得することを可能とすることを目的としている。本ソフトウェアの仕様が満たされない場合、既存装置で測定したデータが正常に処理できないという不具合等が生じ、また、制御用プログラムに不具合を生じさせ誤動作が発生し既存装置が故障する可能性がある。このような不具合を生じさせないためには、装置固有の制御プログラム及び測定データファイル形式に適用したソフトウェアを導入することが必須条件である。当該ソフトウェアは、既存装置の制御用プログラム及び測定データファイル形式に適用したソフトウェアであり、既存装置のノウハウ等を有する製造元が作成したものである。既存装置の制御用PCにインストールしても、問題を発生させることなく動作保証が可能な者は他にないこと及び互換性の確保の観点から、既存装置の製造元であり、且つ当該ソフトウェアの製作元である株式会社キーエンス以外にはない。	4	
高純度雰囲気アーク溶解炉用吸引製造ユニット増設	契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98)	H28.10.18	大亜真空(株) 千葉県八千代市大和田新田495 (法人番号 7040001020912)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,233,600	非公表	-	当センターでは磁気冷凍研究用の合金作製には、高純度雰囲気アーク溶解炉(大亜真空(株)製 ACM-S01F)を専らに用いてきた。この際、溶解時の元素混合、入熱制御、雰囲気純度に依存した構成元素の酸化あるいは蒸散損失の度合いなど、種々の因子に関する経験的知見を積み重ねており、合金設計の試作時に想定外の因子が影響することを排除できる。一方、研究の展開上、これまでの溶解法に加え、溶解金属が凝固する冷却速度を変化させて凝固合金の金属組織を制御することが、新たな課題として浮上した。急冷プロセスをアーク溶解炉の外で行うことは可能であるが、この場合、急冷プロセスの設備内で再度溶解するため、その段階までに把握していた外乱制御が全く役に立たなくなる。このため、本装置に吸引製造ユニットを増設して、急冷直前までは、以前と同じ機能を利用し、急冷部分だけ増設する吸引製造ユニットにより実現することができれば、これまでの研究開発ノウハウを活用し、さらに新たな制御性を追加実現出来る。このため本装置の機能を併用しながら急冷機能を実現するためには、本装置の到達真空度等の排気系あるいはアーク放電の電気系統について、吸引ユニットにも応用するための専門的な知識が必要である。さらに、吸引製造ユニットを外して元のアーク溶解に用いる際に、アーク炉機能を損傷しない技術も必要となる。また、増設後の動作保証を得る必要もある。したがって、本装置の既存機能を損なうことなく吸引製造ユニットを増設できるのは既存装置の製造者である大亜真空株式会社以外にはない。	6	
自動式リソグラフィシステムのステージ修理作業	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 國府田 真奈美 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.18	ズース・マイクロテック(株) 神奈川県横浜市緑区白山1-18-2 (法人番号4020001001933)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,533,060	非公表	-	当所が保有するズースマイクロテック株式会社製の自動式リソグラフィシステムLP300は、セキュア暗号モジュールのための先端実装技術用のシリコン貫通電極形成に必要な露光装置であり、マイクロメーター精度かつ高精度なメカ駆動が要求される。本件は、当該装置のステージが故障したため、その交換及び調整作業を実施するものであるが、当該装置は超精密機器であることから、ステージの取り外し及び取り付け、調整および稼働後の動作保証と安全運用の確保が必須であり、装置機構、材料、稼働プロセスを完全に把握し、かつ、当該装置に係る精密な調整を実施する技術を有していることが必要不可欠となる。これらの条件を満たすのは、当該装置の製造業者であるズースマイクロテック株式会社のみである。よって、本件を履行可能なのは、製造業者であるズースマイクロテック株式会社以外にはない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
クライオコンプレッサー更新	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.18	アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,512,000	非公表	-	今回の対象物であるコンプレッサー(アルバッククライオ社製:型式C10)は、単結晶TMR素子作製装置(アルバック社製)に付随のクライオポンプ(アルバッククライオ社製:型式U8H)専用のコンプレッサーであり、水冷ラインの熱交換機部分の漏れにより、Heラインとの混合が生じているため、クライオポンプの正常な動作に支障をきたしている。クライオポンプ無しでの成膜では成膜時の界面汚染により目的とする磁気特性、電圧効果特性が得られないなどの不都合が生じる。当該装置の交換・調整作業は、単結晶TMR素子作製装置に付随のクライオポンプ専用のコンプレッサーであり、互換性を必要とされ、交換後の動作保証を得る必要があることから、その作業は、製造元である(株)アルバッククライオ以外にない。(株)アルバッククライオの業務については、グループ内分業によりアルバック販売(株)を指定していることを確認している。	6	
産総研-理研 第2回量子技術イノベーションコアWS会場借用	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.18	富士ソフト(株) ファシリティ部 東京都千代田区神田練塀町3 (法人番号2020001043507)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,207,404	非公表	-	共同開催相手である理化学研究所と相互に調整を行った結果、開催地が秋葉原に決定した。さらに、同ワークショップの趣旨や参加者数等の条件に合致する会場を選定すべく、アクセスが良いこと(秋葉原駅より徒歩5分圏内)、昨年開催時の参加申込者数の実績と今年の規模の見込みから160~180名程度を収容できる会場を有すること、ポスター展示ができる15m×5m以上の会場を有すること、11月22日(火)に会場が使用可能であることの観点から秋葉原駅周辺における施設を確認したが、全ての条件を満たすのは、富士ソフトアキバプラザのみであった。比較表を別紙に示す。以上の理由により、同ワークショップの会場として、富士ソフトアキバプラザを選定する。	9	
高精細動画撮像光伝送表示システム	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.19	(株)コンフォートビジョン研究所 神奈川県海老名市中央2-9-50 (法人番号6020001100329)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	15,984,000	非公表	-	今年度は、昨年度製作した「高精細動画伝送基板」と、今年度調達する「高精細動画撮像光伝送表示システム」を組み合わせ、撮像から表示までの全体動作を実現する。すなわち、今年度調達する部分は、上記「高精細動画伝送基板」の機能を保って相互接続可能な、4K2K60fps3Dカメラシステム及び同基板一式に含まれる信号処理基板において4K2K60P3D映像信号に対応するFPGAファームウェア、ならびに4K2K120P3D対応LCDディスプレイを有し、上記映像信号を同ディスプレイのLCDパネル駆動基板に入力し低遅延にて表示する基本機能を有するものである。「高精細動画伝送基板」は、(株)コンフォートビジョン研究所が、昨年度の産総研の開発委託以前から保有していたカメラからの信号をフレーム化する技術、テレビのLCD駆動基板に接続する際の各種映像処理技術、直接入力技術に対して、一部、産総研固有の要件を取り入れて開発したものであり、今回の「高精細動画撮像光伝送表示システム」を製作できるのは「高精細動画伝送基板」構造に精通し、低遅延特性を損なうことなく追加開発を行うノウハウを持つ(株)コンフォートビジョン研究所しかない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電子線エネルギー損失スペクトル取得・解析装置	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.19	日本電子(株) 筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,985,600	非公表	-	本装置は、既存の電子顕微鏡3台「以下既存装置という」にそれぞれ個別に接続することで、電子線エネルギー損失分光のデジタル制御が可能となる装置である。また、単原子レベルでの分光を可能にするためには、原子レベルの空間に制御された電子線を用いることが必須であり、既存装置の持つ電子線プローブ走査機構及び電子線分光器との連携が必要不可欠である。特に、既存装置による電子顕微鏡を用いて試料上の規定された領域を系統的に探査し、各デジタルピクセル毎に電子線損失スペクトル及び明視野若しくは暗視野像信号が同時に得られることが必要である。既存装置との連携を融合させるためには、電子顕微鏡、電子線分光器の構造及び各装置の電子回路・電気設計・制御ソフトウェア等を詳細に把握している必要があり、本装置の導入に伴い、既存装置の空間分解能及びエネルギー分解能並びに真空度等を動作保証した上で基本性能を損なわず、確実に接続及び連携を実現する必要がある。既存装置は日本電子(株)が製造元であり、既存装置の構造・機構を十分に熟知するとともに、本装置を既存装置に組み込むために必要となる技術・ノウハウを持ち合わせる事業者は同社以外に存在しない。以上により、研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定される契約相手先は、製造元である日本電子(株)以外にない。	4	
高温電圧印加装置	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.19	ケニックス(株) 兵庫県姫路市北条口2-15-501 (法人番号1140001064855)	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,944,000	非公表	-	当該研究は、ガラス電解質を用いた燃料電池に関する東北大学との共同研究であり、東北大学で開発されたガラス電解質と同じ組成・処理で作製された電解質材料に対して種々の電極材料の適応性について産総研で評価をする分担となっており、同様の処理によって作製される電解質材料の評価をしなければ研究データの互換性の保証がなされない。そのため、既に共同研究の相手先である東北大学で電解質試料作製用に導入されている装置と同一の装置を導入することが必須である。また、当該研究における電解質試料の作製方法は、一般的な処理方法ではないため、市場では、汎用品は存在せず、東北大学より受注したケニックス株式会社が、同社の持つノウハウ等を活用し独自に設計開発した装置であることから、他に同一の能力を有する装置を納入可能な業者は存在しない。以上のことから、本件の契約相手先は、当該装置と同一の装置を唯一製造可能なケニックス株式会社以外にない。	5	
数値計算ソフトウェア	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本 朗 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H28.10.19	マスワークス合同会社 東京都港区赤坂4-15-1 (法人番号 3010403007563)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,430,000	非公表	-	本ソフトウェアを使用して研究業務を遂行する上で、工学および科学分野において必須の組み込み数学関数を備えること、データ可視化等のグラフィックスツール・アプリケーション開発ツールを備えること、C、LabVIEW、Java、.NET、Microsoft Excel などの外部アプリケーションや言語と統合できることが最低限として必要不可欠である。これらの要求仕様を満たさない場合においては、研究開発に必要な数学関数やツールをC言語等に代表される他のプログラミング言語を用いて研究者自らが実装する必要がある、多大な時間と労力を損失することになる。さらに、本ソフトウェアを用いて開発されたアルゴリズムおよび解析データを手元の環境で再現し確認することが不可能となるため、信頼性の高い研究開発および実験による検証等が著しく困難となる。本ソフトウェアの使用はライセンスにより厳重に制限されており、開発元MathWorks社の日本法人「マスワークス合同会社」でのみ販売されている。	7	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
保圧コア容器	契約担当職 北海道センター研究業務推進室長 坂本 修 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1)	H28.10.20	北海道エア・ウォーター(株) 市場開発グループ 北海道札幌市白石区菊水5条2-3-12 (法人番号4430001022194)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,584,160	非公表	-	本容器一式は、メタンハイドレートを分解させずに圧力を保持したまま回収した海洋コア(保圧コア)をメタンハイドレートの安定条件下で保管し、産総研が開発・運用している保圧コア解析装置PNATs (Pressure-Core Nondestructive Analysis Tools)に接続して使用するため必要となる。PNATsの接続部は、これまでの研究で使用してきた英国GEOTEK社が提供するPGATSの規格に適合したものであり、これに接続可能な保圧コア容器は、同じく英国GEOTEK社が提供するStorage Chamber以外にない。本容器についての英国GEOTEK社日本国内唯一の代理店は大宝産業株式会社であるが、北海道地域の販売については北海道エア・ウォーター株式会社に委託しているため、本容器の購入については北海道エア・ウォーター株式会社以外にない。	4	
行列演算・機械学習・画像処理ソフトウェアのライセンス取得	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 國府田 真奈美 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.20	マスマークス合同会社 東京都港区赤坂4-15-1 (法人番号3010403007563)	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,202,200	非公表	-	本研究の遂行上、大量の色・距離画像を入力し、物体の把持の成否と対応づける機械学習系を構築すること、もしくは把持するための特微量設計をする計算機能を実現することが必須である。そのためソフトウェアには、カメラからの画像取り込みや信号処理を実現する画像処理機能、行列演算機能、深層学習などの機械学習を実現する機能が必要不可欠である。次世代ロボット中核技術開発プロジェクトで共同して研究を行っている 中部大学の研究資産である、物体認識のための機械学習アルゴリズムとデータ前処理用のコードは、すべてMATLABで作成されているため、その成果を入れ込み、整合性を確保しつつ統合するためにはMATLABを使用することが必須であり、他のソフトウェアを使用した場合、プロジェクト連携先との成果の共有が極めて困難となる。また、機械学習系の研究成果の比較・評価として、現在では、既存の有効アルゴリズムとの成果比較が必須となっている。所外の比較すべき有効アルゴリズムはMATLABで作成されており、他のソフトウェアを利用すると結果の整合性が担保されないことから、プロジェクト連携における整合性、研究成果の比較・評価のためにMATLABは必要不可欠である。MATLABはMathWorks社の製品であり、日本ではマスマークス合同会社のみが取り扱っている。従って、本件の契約先はマスマークス合同会社以外にない。	5	
流量計校正設備ダイバータ部改造作業	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.20	日本サポートシステム(株) 茨城県稲敷郡阿見町阿見宇阿見原4666-1777 (法人番号7050001010004)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,462,400	非公表	-	本研究において、燃料流量・密度検出装置の詳細な性能評価試験を行うためには、流量計校正設備ダイバータ部(日本サポートシステム株式会社製)に安定な流量を提供することが必要である。そのため、非常に安定な流量を発生させることができるブランジャーポンプを導入する。さらに小流量範囲において、安定な流量を作り出すために、ポンプ周囲の気温安定性も一つの必要な条件となる。また、評価試験において、秤量容器に試験液を取り込む作業が自動化されており、秤量容器から液溢れ等の危険性をなくすために、秤量容器の液面検出方法の改善、液が溢れた場合でも秤量計の内部に浸入させないための対策が必要不可欠である。以上のように、流量と温度の安定性確保を目的とする性能向上、および液溢れ防止を目的とする安全対策のために、既存装置を改造することが必要不可欠である。当該設備の改造作業を実施するためには、既存装置の構造や機能を十分に熟知し、かつ精密な調整の技術を有し、改造後の保証も必要である。これらの条件を満たしているのは、既存設備の製造元であり既存装置を構築した日本サポートシステム社のみであり、代理店等もない。よって、本件の受注業者としては、製造元の日本サポートシステム株式会社以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
高圧ガス製造設備定期自主検査	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.21	(株)鈴木商館 筑波営業所 茨城県つくば市大字要204 (法人番号3011401003348)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,987,200	非公表	-	当該設備は、高圧ガスを製造するガス混合昇圧設備(株式会社鈴木商館製)と、その高圧ガスを消費して結晶成長を行う高圧液相結晶成長装置(日新技研株式会社製)からなる。本案件の対象であるガス混合昇圧設備の作製と、ガス混合昇圧設備から高圧液相結晶成長装置の連結配管の施工(施工年月日:2012年3月2日)は株式会社鈴木商館が行い、ガス混合昇圧設備、高圧液相結晶成長装置、及び装置間の高圧ガス配管全体が、許可番号(消安指令457号)として茨城県に登録された高圧ガス製造設備である。この高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安協会による「保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。)) KHKS 0850-1(2011)」に準拠した定期自主検査を行い、茨城県に対しその運用許可の更新を実施しなくてはならない。本装置の定期自主検査では、装置の高圧ガス製造設備の作製及び施工元(株式会社鈴木商館)でなければ知り得ない材料特性や構造まで十分に把握したうえで自主検査を実施する必要がある。また、高圧ガス製造設備全体の構造を熟知し、法令で定められた事前検査期間内(11月30日から1か月以内)に、法定検査の実施と不具合があった場合の対応が可能であることが必要である。加えて、点検時の装置の分解検査等で装置構造を一時変更した後も装置性能の正常動作を保証する必要がある。以上の理由により、定期自主検査の依頼先として、装置の高圧ガス製造設備の作製と施工を行い、全体の構造・特性を把握している株式会社鈴木商館以外にないと判断される。	6	
中型IBAD装置 ターボ分子ポンプオーバーホール	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.10.21	AOV(株) 東京都八王子市散田町3-1-1 (法人番号2010101006513)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,018,332	非公表	-	当該中型IBAD装置(納入業者:AOV株式会社)は、超電導線材(数百メートル級)に連続してIBAD-MgO層を成膜する装置である。現在、この装置に付随しているターボ分子ポンプ(TMP)の累計回転数が安定動作基準の回転数を超え動作が不安定になっているため、オーバーホールを実施する。本装置の一部であるTMPは(株)大阪真空機器製作所製であるが、オーバーホール時の貸出代替機やオーバーホール後の原状復帰時には、装置からの取り外し・取り付け作業が必要であり、これは、当該中型IBAD装置の製造メーカーであり、納入元のAOV(株)以外には不可能である。また、原状復帰後の到達真空度等のデータに関しても、納入以来の本装置のデータと比較する必要もあるため、契約相手先はAOV(株)以外には無い。	6	
電子冷却型NIRカメラ	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.24	(株)日本ローバー 東京都江東区深川2-8-19 (法人番号6010601030587)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,817,040	非公表	-	従来までの研究に加えて新たに行う「マクロ撮影と顕微鏡観察を組み合わせた迅速解析」では、研究の性格上、マクロ撮影を行う動物実験棟及び顕微鏡観察を実施する別の建物で同時に実験を行う必要があることから当該装置を導入するものであるが、撮影した動画や静止画を従来の実験結果と比較・解析するためには、数テラバイトに及びこれまでに蓄積されたデータとの連続性を確保する必要性から、従来と同じ撮影機器及び解析ソフトウェアを使用することが必要不可欠である。既存装置の近赤外カメラは、米国ローバーサイエンティフィック社が製造元であり、日本における唯一の正規総合代理店は(株)日本ローバーであり、同社は米国ローバー社の製品を直接販売している。以上のことから、本件の契約相手先は既存装置の販売元である(株)日本ローバー以外にない。	3	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ドライビングシミュレータの道路ネットワーク作成・編集ソフトウェア	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 三田 芳弘 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.24	三菱プレジジョン(株) 東京都江東区有明3-5-7 (法人番号8010601032482)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,564,000	非公表	-	自動運転や運転支援システムに関する実験は、制度上、安全上の理由から、ドライビングシミュレータ(DS)が使用される。様々な道路交通環境による評価を行うためには、ユーザー側(本調達の発注者=研究実施者)で道路データベースを作成し、弊所のDSの道路データベース内へインストールできる形式に変換するソフトウェアが必要である。弊所では該当のソフトウェアのライセンスを所有しているが、研究業務が増えたこと(SIPプロジェクトや他の共同研究3件)により、当該ソフトウェアライセンスでは研究業務の遂行に支障が出ることから、道路データベースの開発環境を拡大するために、ソフトウェアライセンスを増設するものである。弊所のDSは、ドライビングシミュレータシステムの製造会社である三菱プレジジョン株式会社が開発したものである。導入している道路作成・編集ソフトウェアは、弊所DSの道路データベースと互換性の確保された新道路データベースを作成することが出来るものである。これらのDSに導入されている道路データベース及びシナリオ作成・実行ソフトウェア(シミュレーションソフト)は三菱プレジジョン株式会社の独自仕様となっており、詳細仕様も熟知していることから、本仕様を満たす道路ネットワーク作成・編集ソフトウェアを納入できる契約相手先は三菱プレジジョン株式会社以外にはない。	4	
蓄電池PCSの制御機能拡張	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.10.24	(株)三社電機製作所 大阪府大阪市東淀川区西淡路3-1-56 (法人番号7120001051882)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,456,000	非公表	-	本拡張は、産総研が所有する既設の定格出力49.9kW蓄電池PCS((株)三社電機製作所製、産総研仕様による特注品)の制御機能を拡張するものである。これまでに実施した制御プロトコル試験結果と、今回拡張予定の制御機能を実装して行う制御プロトコル試験結果を合わせた総合検証が必要とされるため、同一メーカーのPCSにおける機能の互換性およびデータの連続性が担保される必要がある。そのため開発事業者は(株)三社電機製作所以外にはないと判断する。	4	
CMP装置(ChaMP-332M)消耗部材再生および部品購入	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.24	(株)東京精密 東京都八王子市石川町2968-2 (法人番号5010101009430)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,956,960	非公表	-	本案件の対象資産である株式会社東京精密製「ChaMP-332M」は、SCRラインにおいて極微細なデバイスの配線を形成するためにシリコンウエハまたはそのウエハ上形成した生成膜の表面を化学的および機械的な作用により研磨し平坦化加工するCMP(=Chemical Mechanical Polishing)プロセスを行う装置である。本件は当該CMP装置で使用した消耗部材である洗浄ブラシ(PVAブラシ)とリテーナリングの再生および交換部材である駆動軸の購入を行うものである。当該CMP装置を正常稼働させ加工精度を維持するためには上述の消耗部材および駆動軸は「ChaMP-332M」と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能するために、また、再生作業後の部品保証も得る必要があり、製造元である株式会社東京精密による部品の再生作業、そして純正部品を購入する必要がある。これらの部材は当該装置の製造元である株式会社東京精密が提供するものであり、本件の契約先は株式会社東京精密以外にはないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
充放電試験装置移設作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀掛川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.10.24	(株)計測器センター 大阪府大阪市北区中津1-17-17-207 (法人番号1120001063421)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,628,640	非公表	-	今回の対象になっている充放電装置((株)計測器センター製)を移設するためには、装置の本体構造を熟知したうえで、解体・移設・組立・点検調整を行わなければ、組立後の装置の正常な測定動作が保証できなくなるので、研究遂行上不都合が生じる。(株)計測器センターは、既設充放電装置を自社製作・販売・保守点検しており、ハードウェアや周辺装置を熟知している。自社製品の保守点検等を他社に委託していないため、他社では当該機器の組立調整やその動作保証を得ることは出来ない。したがって、本移設作業における分解・移設・組立・点検調整が可能な契約相手先は、(株)計測器センター以外にはない。	6	
標準光源設定装置修理	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.24	分光計器(株) 東京都八王子市高倉町4-8 (法人番号4010101003426)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,250,640	非公表	-	本研究遂行のため、太陽電池評価用光源の分光放射照度を正確に測定する必要がある。測定器である分光放射計の校正基準器に使用している分光放射照度標準電球の点灯電源である標準光源設定装置(メーカー:分光計器製、型番:BSL-JN、製造番号:05220229)の内蔵プレーカーが故障により電源投入後に落ちるため、故障箇所を修理する必要がある。本作業に先立ち、故障診断を実施し故障箇所および修理内容を調査済みである(「NIST標準電球電源修理診断作業」、原因:220Vコンバータ基板ボードの故障)。本修理を実施しない場合、分光放射計を用いた測定に支障が生じ、正確な太陽電池計測データの取得が困難となる。当該装置の正常性能を保証可能で高精度な修理を実施するには、本装置に関する十分な知見とノウハウが必要不可欠であり、修理後の動作保証を得る必要もあることから、その修理作業は製造業者以外では、実施できない。以上の理由から、当該装置の修理作業を行える契約相手先は、当該装置の製造者である分光計器株式会社以外にない。	6	
電子ジャーナル(IEEE Enterprise Level 1.3)の利用	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.24	丸善雄松堂(株)筑波営業部 茨城県つくば市天久保4-6-4 (法人番号2010001034952)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,087,701	非公表	-	本案件の「電子ジャーナル(IEEE Enterprise Level 1.3)の利用」は、電気、電子、情報分野で最先端の研究論文が多く掲載されており、産総研の全領域にまたがり研究の補助となり研究者に一律に、広範囲で最新の有益な研究情報を瞬時に提供出来るツールである。本電子ジャーナルを提供することによって、利用者は瞬時に最新の研究情報の入手が可能となり、産総研の研究パフォーマンスを上げることが可能であることから、導入をするものである。本電子ジャーナルはIEEEのみが発行しており、IEEEの電子ジャーナルを取り扱えるのは、日本国内総代理店の丸善雄松堂(株)のみ(別紙証明書のとおり)である。よって契約先は丸善雄松堂(株)以外にない。	13	
反射法音波探査用ストリーマーケーブルのアクティブセクション	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.25	応用地質(株)計測システム事業部 茨城県つくば市御幸が丘43 (法人番号 2010001034531)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,094,200	非公表	-	当該装置は、既存システムGeometrics社製GeoEel Solidに接続して用いるアクティブセクションである。データの通信方式がGeometrics社独自ののもので、外部非公開であることに加え、接続する機器は海中に投入して利用するため、接続部の確実な気密性も必要とされることから、他社の製品では動作の保証が得られず、既存システム全体として必要な機能を果たすことができない。よって、既存システムとの互換性を確保するためにはGeometrics社製GeoEel Solidの専用用品であることが求められるため、当該装置を納入できるのは、日本国内においてGeometrics社製品の販売・保守を行える正式な総代理店である応用地質株式会社以外に無い。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
メタンハイドレート堆積物微小表面分析装置修理	契約担当職 北海道センター研究業務推進室長 坂本 修 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1)	H28.10.25	日本電子(株)札幌支店 北海道札幌市北区北9条西3-19 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,534,144	非公表	-	本作業は、上記超高真空排気システムおよび作動排気システムを動作させるためのイオンポンプ、SIP内蔵型用モジュールおよび必要消耗品の交換を行う作業である。作業に際しては、当該装置の超高真空排気システムおよび作動排気システムの機能・性能に加え、電子銃に使用されている電界放出(FE)型電子源が安定に動作する圧力環境(真空状態)が維持されなければならない。そのためには、真空技術、FE電子銃、真空排気システムの構造を十分に熟知した製造元の技術・ノウハウおよび交換部品を基に実施されなくてはならない。また、装置の導入から10年以上が経過し、メーカー推奨の使用期間を過ぎており、修理後の動作保証も必要となることから、本作業は当該装置の構造および特性を十分に熟知している装置の製造元である日本電子株式会社以外にない。	6	
クライオコンプレッサー修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.25	(株)リョーサン 水戸支店 茨城県ひたちなか市勝田本町18-7 (法人番号8010001008810)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,376,000	非公表	-	本案件対象の、共同研究契約の一環として磁性膜研究で使用している磁性膜PVD装置(EC7800)の付帯装置であるクライオコンプレッサー(型番:P-878CA)は、磁性膜PVD装置のクライオポンプおよびクライオトラップの動作に必要な装置である。当該クライオコンプレッサーが劣化し正常稼働しなくなったために、クライオポンプおよびクライオトラップによる真空排気に支障が生じ、装置全体としての正常稼働が出来なくなった。これは、異常がありながらもわずかに残る圧縮によって、当該コンプレッサーが担う6つのポンプのうち4つが辛うじて動作したこと(圧縮抜けによく見られる症状)、であり、また、装置モニターでのAlarmがコンプレッサー異常を示していたこと、以上の2つの理由によるものと当所内にて解析した。このため、本修理を行うことにより、稼働時間の空白を最小化することにより当該装置の継続的な正常稼働を果すこととする。キャンノンネルバ製EC7800iに対して、本件修理作業を完了したクライオコンプレッサーの接続作業を行う場合に、接続口、ソフトウェア連携、インターロック安全機構等について、EC7800本体と完全な互換性を持つことが必要である。さらに、当該修理作業品であるP-878CAの修理作業については、今後継続して装置保守を受けるためには製造元であるキャンノンネルバ株式会社指定の方法によることが求められ、且つ動作保証も得る必要がある。したがって、これに該当するのは、EC7800およびP-878CA両者の製造元であるキャンノンネルバ株式会社以外には無く、また契約先としては、キャンノンネルバ株式会社が指定する唯一の代理店である株式会社リョーサン以外には無いと判断される。	6	
要件分析支援ツールのための階層木エディタの試作開発	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 國府田 真奈美 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.25	(株)チェンジビジョン 東京都千代田区神田須田町2-3-1 (法人番号1010501029940)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,480,000	非公表	-	研究目的のためには、以下の機能をもつ階層木エディタが必要となる。 1 階層木の表示、2 階層木の編集、3 TACTとの融合、4 印刷機能、5 非機能要件。現在プラグイン方式で実現しているインターフェイス部分については、産総研に権利帰属しているが、ユーザインタフェース及びTACT側が持つ階層木(ツリー)エディタとの連携機能を保持しながら、上記機能を持つ階層木エディタを作成するためにはastah製品群内のモジュール自体に機能を追加するしかない。よって、チェンジビジョン社はastah製品群を開発している唯一の業者であり、著作権、改変権等の知的財産権は、開発事業者が専有しているため、astah製品群内のモジュールに上記機能を追加することができる業者は他にはない。	7	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
グラファイト部材	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.26	アイクストロン(株) 東京都品川区北品川1-8-11 (法人番号9010701016921)	研究所が行う研究及び実験で使用 する機器又は既存ソフトウェアの 互換性の確保のために不可欠な 代替性のない特定の研究機器 又はソフトウェアであって、その 供給者が一に限定されることから 会計規程第30条第4項に該当す るため。	非公表	9,720,000	非公表	-	本物品は、既存の炭化ケイ素多層エピタキシャル膜成長装置 (AIXTRON社製)において、高周波加熱機構により1600℃を超える高 温に加熱し、その内部に原料ガスを供給してSiCのエピ成長を行うた めに使用する部材であり、SiCのエピタキシャル膜の均一性を決めるう えで非常に重要な部材である。今回、これらの部材がエピ成長により 破損、堆積物の固着等の消耗により交換する必要があるため調達を 行い、交換作業自体は当所員が行う。これらの部材に本体装置と 互換性がないものを用いた場合、稼働中に破損等の不測の事態が発 生し、事故を招く恐れがある。そのため、本体装置の性能を正しく発 揮させ、かつ、安全に稼働させるためにも、本体装置メーカーの純正部 品を使用することが必須である。以上の理由により、契約相手先は、 本体装置メーカーの日本法人であるとともに、代理店を介さず直接販 売を行っているアイクストロン株式会社を以て他にない。	4	
エンジン排ガス試験システム 改造	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進 室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.10.26	(株)小野測器 埼玉営業所 埼玉県朝霞市東弁財1-3-9 (法人番号1020001001886)	既に調達した設備又は機器の保 守点検、修理、移設又は改造を行 う場合において、当該設備又は機 器開発、製作又は供給した者以 外の者から調達をしたならば当該 設備又は機器の使用に著しい支 障が生ずるおそれがあることから 会計規程第30条第4項に該当す るため。	非公表	7,290,000	非公表	-	当該エンジン排ガス試験システム(製造メーカー:株式会社小野測器) は、低環境負荷新燃料のジメチルエーテル(DME)を燃料とするディー ゼルエンジンの研究開発のために使用する試験システムである。現 在は、国内基準の運転モードのみに対応しているが、ヨーロッパ基準 でのエンジン試験評価を実施するに際し、欧州定常試験モード、欧州 過渡試験モード(ESC、ETC)は必要不可欠であり、また性能評価を行 う上で計測機能(CAN(Controller Area Network)通信、アナログ入力) の追加なくしては、十分なデータの取得は出来ないため、本改造を行 うものである当該設備は株式会社小野測器製の設備であり、試験シ ステムの追加改造作業はシステムの制御や作動原理を熟知している 同社でなければ対応は不可能であるため、契約相手先は株式会社小 野測器以外に無い。	6	
超音波ダイシング装置の組立 て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進 部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.26	大阪安宅機械(株) 大阪府大阪市中央区本町4-5- 18 (法人番号3120001092740)	既に調達した設備又は機器の保 守点検、修理、移設又は改造を行 う場合において、当該設備又は機 器開発、製作又は供給した者以 外の者から調達をしたならば当該 設備又は機器の使用に著しい支 障が生ずるおそれがあることから 会計規程第30条第4項に該当す るため。	非公表	2,484,000	非公表	-	当該装置は(株)高田工業所製であり、当該装置の組立て及び立上げ 作業にあたっては、当該装置の構造を熟知している必要があり、当該 装置を正常に稼働することができるように組立て及び立上げが行える のは、この装置の設計から製作までを行った(株)高田工業所以外に はない。また、(株)高田工業所以外の者が装置の組立て及び立上げ を行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図、及び当該 装置における技術がないため、正常に稼働させられない可能性が非 常に高く、稼働後の装置の保証も得られない。また、当該装置の移設 にあたり、分解作業を住友電気工業㈱から請負ったのは(株)高田工 業所であり、今回の組立て作業を行うにあたっては分解時の資料を参 照して作業し、その上で立上げ作業をする必要がある。以上から、本 作業に対応できるのは装置の製造元である(株)高田工業所以外にな く、契約先は、(株)高田工業所から当該装置の立上げ作業を一任さ れている大阪安宅機械(株)以外にないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
衝突実験用人体模型(ダミー)小柄な成人女性の保守	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.27	エフ・アイ・ティー・パシフィック(株) 東京都台東区浅草橋3-20-15 (法人番号7010501022469)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,808,000	非公表	-	今回保守を行う小柄な成人女性を模した衝突実験用人体模型(以下AF05ダミー)は、ロボットの対人安全性の評価用に改造を施したプロトタイプに属するため、骨格や構成部品の構造が標準と異なる特別仕様となっている。また、センサー及びデータ収録装置においても特別仕様となっており、専用の機器及び知識が必要である。さらに、AF05ダミーに組み込まれているBoxboro Systems社の光学式非接触型胸部変位測定装置RibEyeを日本国内で取り扱っており、なおかつ、RibEyeが組み込まれた状態のDENTON ATD社のAF05ダミーの保守・校正作業が可能なのは、日本国内における代理店であるエフ・アイ・ティー・パシフィック株式会社のみであり、他の業者では保守対応できない。よって、本件を履行可能なのは、当該装置を製作したエフ・アイ・ティー・パシフィック株式会社以外にない。	6	
ドライポンプ修理作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.27	サムコ(株) 京都府京都市伏見区竹田藁屋町36 (法人番号4130001014511)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,023,796	非公表	-	本装置は、電子デバイスの性能に最も影響するゲート電極加工に用いられており、試作毎の加工精度の再現性(ばらつき数%以下)、加工精度の均一性(ばらつき数%以下)、エッチング速度の均一性(ばらつき数%以下)が求められる。この性能が満たされない場合、設計性能を満たすデバイス性能が得られないばかりか、デバイス不良発生による開発の停滞が起こる。これはナノ棟クリーンルームの使用研究者(所内、共同研究先を含む)全体に及び、その影響は所内外に対して甚大である。ドライポンプにおいては、上記の最低限の性能を確保するため、本装置からの制御信号を受けつつポンプを動作させている。従って当該ドライポンプの修理には、ポンプ本体の構造のみならず、装置本体の制御システムを熟知している必要がある。従って、ドライポンプ接続後の装置全体の機能・性能が保証されるためには装置本体の製造メーカーであるサムコ(株)以外に作業を請け負わせることができない。また、当該社製のドライポンプの修理にあたってはエンドユーザーからの直接のポンプのみの修理依頼は受け付けず、ドライポンプが接続されている装置製造メーカーからの依頼のみしか作業を行うとができないことを櫻山工業(株)に確認済みである。以上の理由により、作業依頼先として、サムコ(株)以外にない。	6	
カーボンナノチューブ発見25周年記念国際シンポジウム会場等借上	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.27	イノホール(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1 (法人番号3010001135361)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,334,880	非公表	-	今般、カーボンナノチューブが発見されてから今年で25周年を迎えることを記念して国内外の著名な研究者を招聘し、今後のこの分野の産業発展を加速させることを目的とするカーボンナノチューブ発見25周年国際シンポジウムが平成28年11月15日(火)～11月18日(金)に開催される。当該シンポジウムは、国内においてCNT開発をリードしてきた大学、企業、技術研究組合を含む国立研究開発法人産業技術総合研究所)により構成された組織委員会が、企画、立案、招聘、開催までの全てを決定し実施することとなり、予算及び負担団体、開催日程、シンポジウム会場、各種委員のメンバー及び役割、スケジュール等が決定された。その中で、シンポジウムに必要な費用負担は各主催団体が分担することとされ、産総研は、会場借上費用を分担することとなった。なお、会場については、参加者500人規模を想定した11/15のオープニングセッションには、つくば国際会議場等を含めて広く比較検討が行われたが、多様な分野の関係者が参加しやすく、会議の目的が最大限発揮できる会場としてイノホールが選定された。以上の理由により、産総研は、組織委員会の決定に基づき、イノホールの借上費用を分担することとなったことから、同ホールを運用するイノホール株式会社を唯一の契約先として選定する。	9	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ヤマトシジミの摂餌選択性と代謝活性に係る知見整理業務	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.28	いであ(株) 東京都世田谷区駒沢3-15-1 (法人番号 7010901005494)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,760,400	非公表	-	本研究で構築を目指す生態系モデルは、宍道湖全域を一定幅の水平格子と鉛直層分割で表現し、海側境界からの流入や河川からの流入、気象条件を時系列的に取り扱うことができる物理モデルと、その物理場に従った浮遊系生態系と底生系生態系の相互作用を考慮できる水質モデルがベースとなります。このモデルにさらに今年度の成果であるヤマトシジミ生育の環境要因への応答を組み込んだ生態系モデルを構築することが今年度の目指すところです。ベースとなるモデルは島根県モデルがその要件を満たしており、複数年(2009~2013年度)にわたる条件を用いたモデルの検証も行っています。宍道湖を対象として物理モデルおよび浮遊系と底生系の相互作用を考慮した水質モデルで複数年にわたる条件を用いて検証を行っている実績のあるモデルは現時点では島根県モデルのみであり、宍道湖における生態系モデルのデータの連続性を確保するためには島根県モデルを使用する事が必須となります。島根県モデルは、いであ株式会社を作成しており、改変権を含む諸権利を所有しています。したがって島根県モデルを改変できるのは、いであ株式会社のみであり、本業務を実施できるのは同社以外にありません。	3	
広帯域アンテナ校正設備修理	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.28	(株)デバイス 埼玉県鴻巣市広田1170-1 (法人番号6030001062361)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,553,768	非公表	-	本作業で修理する広帯域アンテナ校正設備は、アンテナ標準として、広帯域アンテナのjcssアンテナ校正業務に用いているが、今年8月の台風9号によって大きく破損し、校正業務自体に支障を来たしていることから、速やかに破損以前と同等の機能を有する設備として修理し、破損前と同等のアンテナ校正の不確かさを実現することが必要となる。本設備の設計・製造会社である株式会社デバイスは、アンテナマストをコントロールする無線通信(Zigbeeプロトコルと無線LANの併用)も同社の独自技術を用いていることから、本設備の構造を熟知している。そのため、破損以前と同等の機能や不確かさを適正に計測できる事を実現し、本装置の機能・性能が保証できる契約相手先は、本設備の製造元である株式会社デバイス以外にない。	6	
FIB-SEM複合装置のイオンポンプ交換修理作業	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.10.28	(株)エポロードサービス 東京都中央区新富2-15-5 (法人番号1040001009085)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,566,665	非公表	-	FIB-SEM複合装置(株式会社日立ハイテクサイエンス製)のSEM部イオンポンプの碍子に、クラックが入ってしまったため、動作不良を起こすようになった。本装置は、共用装置として、産総研内外の多くの研究者が利用しており、動作不良が続くと多くの研究の進行を妨げることとなるため、至急交換修理をする必要がある。当該装置は、エスアイアイナノテクノロジー株式会社(同社は、セイコー・インスツルメンツ株式会社の子会社だったが、セイコー・インスツルメンツ株式会社が同社を株式会社日立ハイテクノロジーズに売却。株式会社日立ハイテクノロジーズの子会社となったことに伴い、社名を「株式会社日立ハイテクサイエンス」に変更)が製造したものであり、日本国内における修理等サービスは、株式会社日立ハイテクサイエンスの関係会社である、株式会社エポロードサービスのみが行っている。当該装置の構造、交換部品、取り付け、調整等の知識を有しており、修理後の装置の保証ができるのは、株式会社エポロードサービスのみである。従って、本件の契約相手先は、本装置の製造メーカーの株式会社日立ハイテクサイエンスの関係会社である株式会社エポロードサービス以外にないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
グローブボックスの移設	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.10.28	(株)美和製作所 大阪府茨木市畑田町11-50 (法人番号6120901010105)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,243,425	非公表	-	当該装置の上記特質から、実験工程上、雰囲気的水分および酸素の濃度が厳格に管理され(水分濃度(露点): -76℃以下、酸素濃度: 1ppm以下)、正常且つ安定に動作するグローブボックスの使用が不可欠である。当グローブボックスの製作者である美和製作所株式会社は、装置の詳細な仕様について当然熟知していることに加え、装置の解体、移動、再組み立て、移設先インフラとの接続、再起動、動作調整に係る一連の移設工程に関して所内外において十分な履行実績を備えている。自社製作のため他社では精密な組立調整は難しく正常な動作保証を得ることが出来ない。よって、当役務が実施可能な相手先業者は、美和製作所株式会社以外にはない。	6	
長期遮蔽性能評価のためのモデル岩石試料の作製および超微細穴開け加工技術の調査	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.31	VALUENEX(株) 東京都文京区小日向4-5-16 (法人番号3010001125817)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,480,000	非公表	-	本業務で作製するモデル岩石試料は、シリカ粒子およびシリカ粉砕片を種々の条件下で焼結させたものである。その作製に当たっては、粒子同士の適切な連結状態を実現するために、試料の混合、焼結温度、焼結時間等に関して様々なノウハウを必要とする。当部門では、このようなモデル岩石試料を用いた実験を数力年にわたり継続して実施しており、これまでに積み上げられた実験結果との整合性、連続性を確保する必要がある。今後のCO2地中貯留技術開発を推進するためには、同一ノウハウのもとで超微細穴開け加工を施した岩石試料が作製されていなければ担保できない。本作業で応用するデータの基礎はVALUENEX株式会社により作製された岩石試料から得られたものである。更に今回の試みでは克服すべき種々の課題が想定されることから、岩石試料の組成への理解、特殊なノウハウから得られる技術に十分な対応を求められることが必要不可欠であり、これらを満たす経験と実績を有する者はVALUENEX株式会社以外にはない。	3	
カキ養殖生産者支援にかかる電子商取引システム(水産物一般への拡張版)に対する機能追加、システムテストおよび実証実験サポート	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 國府田 真奈美 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.10.31	ペンギンシステム(株) 茨城県つくば市千現2-1-6 (法人番号9050001017377)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,718,600	非公表	-	本プロジェクトにて、平成25年度より開発している電子商取引システムは、中核(マッチングエンジン)部分は産総研内で開発しているが、ユーザーインターフェイス部分は、ペンギンシステム(株)が初年度に落札後、継続的に開発を行ってきた。具体的には、開発後、実証実験を行い、商取引に参加してきたエンドユーザーからのインターフェイスに関する要望や指摘事項をペンギンシステム(株)が収集・集約し、産総研と協議の上、それらに応えるために次の開発に進むという手法をとっている。本件は、継続的に進めているこれらの内容を踏まえた上で実施する改良・開発であり、また、実証実験結果を継続的に評価するためには、開発手法及びエンドユーザーからの要望や指摘事項の収集・集約方法が同一であることが必須である。以上の要件を満たし、当該作業を実施可能なのは、開発業者であるペンギンシステム(株)以外にはない。	3	
純水素供給固体高分子型燃料電池システムの改造及び試運転調整	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.10.31	東芝プラントシステム(株) 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-36-5 (法人番号2020001086464)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,792,280	非公表	-	本作業は、(株)東芝社製3.5kW純水素燃料電池システム(TH-003A)に水冷の冷却システム、水素圧力調整システムを追加し、燃料電池の試運転調整を行うものである。東芝社製純水素燃料電池へ冷却配管・水素配管を接続し、その性能を担保できる会社は東芝との分業で、燃料電池システムの構築を担当している東芝プラントシステム(株)以外にはない。(株)東芝は燃料電池本体の製作は行うが、その周辺エンジニアリングについては行わず、それらはすべて東芝プラントシステム(株)が行っている。以上より、本契約先は東芝プラントシステム(株)に限定される。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
SiCエピタキシャル装置の1年点検作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.31	東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号4010401020757)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,915,379	非公表	-	本装置は、5D棟の稼働開始の2010年度より現在まで継続使用しているため、6年間の長期に渡る使用により老朽化は避けられず各部の経年劣化が予想される。このまま継続使用した場合、突然の不具合に見舞われる恐れがあり、不具合箇所によっては、長期停止となる事で研究開発に支障を及ぼす事が危惧される。よって、装置の予防保全を目的として装置の定期点検を実施するものである。また、本装置を使用するにあたり、プロセスチャンバー内、排気配管等にSiCのデポ膜が付着する。付着し続けると爆発の危険があるため、1回/年に重メンテ(チャンバー、排気配管等の清掃作業)を実施する必要がある。点検作業に於いては、プロセスモジュール1、2、トランスファモジュール、ロードロックモジュール、ローダーモジュールの各部の1年点検及び1年使用することによる摩耗が原因で性能劣化してしまう消耗品の交換作業を行う。装置内は高温部及び危険ガス(シラン、プロパン、水素、等)を物理的に封じ込める真空チャンバ部分の点検作業となるため、作業者は安全保障上および機能上で装置固有の専門的な知識が必要となる。また、点検作業後、本装置を組み立て、真空度、昇温、エピタキシャル膜、等の性能を満足し、保証も必要であるため、当該装置の製作者以外が点検作業を行った場合、装置の継続使用に著しい支障を生じるおそれがある。以上の理由により、本件の契約先としては、当該装置の製造者である東京エレクトロン株式会社しかないと判断する。	6	
有機洗浄装置の組立て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.31	三井物産エレクトロニクス(株) 東京都港区芝公園2-4-1 (法人番号4010401056033)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,715,984	非公表	-	当該装置は(株)ギガテック製であり、当該装置の組立て及び立上げ作業にあたっては、装置構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することができるように組立て及び立上げが行えるのは、この装置の設計から製作までを行った(株)ギガテック以外にはない。また、(株)ギガテック以外の者が装置の組立て及び立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図、及び当該装置における技術がないため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、稼働後の装置の保証も得られない。また、当該装置の移設にあたり、分解作業を住友電気工業(株)から請負ったのは(株)ギガテックであり、今回の組立て作業を行うにあたっては分解時の資料を参照して作業し、その上で立上げ作業をする必要がある。以上から、本作業に対応できるのは装置の製造元である(株)ギガテックのみであり、契約先としては、(株)ギガテックから委任を受けた三井物産エレクトロニクス(株)以外にないと判断する。	6	
スマートシステム研究棟SCADA(電力等制御)システムのソフト改修	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待台2-2-9)	H28.10.31	(株)九電工 東京本社 東京都豊島区東池袋3-1-1 (法人番号6290001001120)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,782,000	非公表	-	本件は、複数の電源システムと系統連系試験室を始めとする5つの試験室をSCADA(電力等制御)システムにより様々な電力系統や気象条件等を制御し試験・評価を行っている。今回、新たに電波暗室に試験用電源ケーブルを敷設し、電波暗室で試験を実施するにあたって、試験・評価のための条件を出力制御する既存のSCADA制御ソフトウェアを改修する必要がある。SCADA制御ソフトウェアを改修するためには、SCADA制御システムの仕様を理解の上、装置・設備類の安全性確保や装置を確実性に制御できる事が重要であり、研究棟内電源システムや設備・装置群の構造や機構等を十分に熟知することが必須である。また、ソフト改修後の電源システム、設備及び装置群との連系動作保証も必要である。以上の条件を充たすのは、スマートシステム研究棟を設計・施工した株式会社九電工以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水素アニール装置(VF-5700)修理作業一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.10.31	光洋サーモシステム(株) 東部支社 東京都中央区銀座7-11-15 (法人番号4150001006481)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,338,660	非公表	-	本案件の対象資産である水素アニール装置(VF-5700)は、SCRラインにおいて微細なデバイスの配線形成工程におけるアニール処理を行う水素アニール装置である。本件は、水素アニール装置内にて、B/E Error(ベルトエレベータ エラー)が多発する為に、レンビ途中でステップが停止する不具合が発生しており修理を行うものである。原因は、経年劣化により石英チューブを取り付けの際に使用しているO-Ringの変形による影響であるが、その他にも多々経年劣化している箇所があるため、該当する部品(O-Ring、ドグプラケット、酸素濃度計)の交換を行う。水素アニール装置(VF-5700)を安定稼働させる為に、現有装置の構造を熟知しており、この装置の設計から製作までを行った光洋サーモシステム株式会社以外にはない。また、光洋サーモシステム株式会社以外の者が装置の改造作業(部品交換含む)を行った場合、使用時の保証、故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなり、装置の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。以上の理由により、本件の受注業者としては、光洋サーモシステム株式会社以外にはないと判断する。	6	
読み出しIC	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.1	クロニクス(株) 東京都新宿区西新宿3-2-11 (法人番号3011101005883)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,614,600	非公表	-	本読み出しICは、昨年度「平成27年度共同研究費低侵襲医療機器装置の開発研究」で使用するために、Non P型PDアレイに電気特性及び電極形状に整合するように製作されたICである。本件は、アライメントマークの位置形状が当所の要求に沿って特殊な技術で設計、製作されており、対数出力特性は、生体透過像等、コントラストの大きな画像の取得には必要不可欠なICである。上記PDアレイに適合する製品は唯一、本ICを製作したクロニクス株式会社以外に存在しない。よって、本読み出しICを納入可能な業者はクロニクス株式会社以外にはない。	3	
高品質高温エビ成長装置昇降機構磁気シール交換作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.1	(株)エピクエスト 京都府京都市南区上鳥羽中河原51 (法人番号4130001031630)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,312,200	非公表	-	本作業は、SiC(シリコンカーバイド)単結晶基板上に、SiC単結晶薄膜を100 μ m/hを超える高速で成長させるための高品質高温エビ成長装置(株式会社エピクエスト社製)の昇降機構の磁気シールが破損したため、その交換を行うものである。磁気シールは、装置内昇降機構のウエハ回転軸部分の気密性確保のために使用しているが、破損した磁気シールが回転軸の動作を阻害し、回転軸が正常に回転しないため、本作業を行い、装置を正常に稼働させるものである。当該装置は、水素、シラン、プロパンガスを使用して、1600℃前後もの高温下でSiC単結晶薄膜を成長させる装置であるため、装置の正常かつ安全な状態を維持する事が求められる。加えて、本作業の交換部品である磁気シールは、当該装置用に特別に作製されているため、独自のノウハウが不可欠である。そのため、当該装置に関するノウハウ、知見に精通し、作業後の装置の正常稼働、性能保証に責任を負えるのは当該装置の製造元である株式会社エピクエストにおいて他にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
SOD塗布装置(ACT-12) 無害化作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.11.2	東京エレクトロン(株) 東京都港区赤坂5-3-1 (法人番号4010401020757)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,096,966	非公表	-	当該装置は老朽化並びにIoT装置の導入にともなうSCR装置レイアウトの見直しにより、搬出撤去されることとなった。搬出撤去にあたっては、事前に装置内(付帯設備を含む)に残留している薬液等を完全に抜き取り無害化する必要がある。例えば、研究に使用したプロピレングリコールモノメチルアセテート/プロピレングリコールモノエチルエーテルという薬液は、いずれも消防法危険物第四類第二石油類に指定されています。この薬液は、引火性液体ですので装置内に残っている場合に発火爆発の危険性が有り産業廃棄物処理時に作業員の身体に多大なる損傷を及ぼす恐れがある。当該装置無害化作業は、危険な薬品等を装置内から抜き取る作業であるが、適正かつ安全に作業を行うには当該装置の配管構造等を熟知している必要がある。もし製造者以外が当該作業を行った場合、安全管理上に著しい危険を生じる恐れがある。以上の理由により、本件の契約先は、当該装置の製造者である東京エレクトロン株式会社以外にはないと判断する。	6	
高圧電動機盤電磁接触器交換修理	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.11.2	(株)明電エンジニアリング 茨城営業所 茨城県つくば市東新井3-4 (法人番号1010701028239)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,944,000	非公表	-	当該150kWフレックダイナモメータ(明電舎製、Type:FEB-DNR)は、EGRデポジット生成メカニズムを解析するディーゼルエンジンの実験に使用する試験システムである。150KWフレックダイナモメータ電源の電磁スイッチ(明電舎製高圧気中電磁接触器、形式:MHF-311)が故障したが、古すぎるために同一品交換による修理が出来ず、隣接する休止中装置用配電盤および電磁スイッチにケーブルをつなぎ替え修復旧させてエンジン実験が出来るようにした(契約相手先 株式会社明電エンジニアリング)。本作業は、古すぎるため同一品への交換が不可であった電磁スイッチを、同機能を持つ新型電磁スイッチ(高圧真空電磁接触器)に交換し、ケーブルを元に戻す抜本的完全復旧作業である。当該設備は株式会社明電舎製の設備であり、設備の修理作業はシステムや作動原理を熟知している同社でなければ対応は不可能であり、修理後の動作保証も必要である。明電舎製設備のアフターサービスは、株式会社明電エンジニアリングのみが請けており、契約相手先は株式会社明電エンジニアリング以外に無い。	6	
小型近赤外線線グリッドパターンレーザー光源システム	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 國府田 真奈美 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.4	エーエルティー(株) 東京都練馬区豊玉南1-21-10 (法人番号2011601008008)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,564,000	非公表	-	保有する光源を用いて取得したデータと比較するためには、仕様書に挙げたパターンのクオリティ(波長、明るさ、SN比など)や投影画角(40度)が等しく、また予備の素子などが共通化していることが必須である。これを満たさない場合は、これまで画像処理プログラム等で前提としてきた投影パターンと異なるため、同じ画像処理が実現できず、これまでの実験で得てきたデータとの連続性・整合性が確保できない。パターンについては、仕様に従って受注業者が回折光学素子を設計・製作するが、業者毎に製作方法(設計ソフトウェア、加工機械等)が異なり、投影パターンも業者毎に差異が生じる。そのため、保有する光源と同一の方法で新たなパターン光源の製作が可能なのは、エーエルティー株式会社以外にない。	3	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
パルス圧縮用回折格子対	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.4	(株)堀場製作所 東京セールスオフィス 東京都千代田区神田淡路町2-6 (法人番号1130001011676)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,957,200	非公表	-	これまでの研究において、より高出力かつ高品質のフェムト秒レーザーパルスを発生させるためには、800 nm近傍の広い波長範囲で、パルス圧縮器に1480 grooves/mmの溝数を持つ回折格子(1480 grooves/mm回折格子)を利用すること及びパルス圧縮器に1480 grooves/mm回折格子を利用する場合には、パルス伸長器には1200 grooves/mm回折格子を利用することが最適であること、加えて、パルス伸長器とパルス圧縮器に利用する回折格子の特性が等価であることが極めて重要であることがわかっている。他方、パルス圧縮器に1480 grooves/mm回折格子を利用するには、パルス伸長器の1200 grooves/mm回折格子のレーザーパルスの入射角度を130mm以上とする必要がある。しかしながら、現在、パルス伸長器に利用しているリチャードソンレーティングラボ社製の1200 grooves/mm回折格子の当該入射角度は110 mmであり、実験を予定しているフェムト秒レーザーパルスの高出力化に使用することが出来ない。それに対して、現在、パルス圧縮器に利用しているホリバ・ジョバンイボン社製の1200 grooves/mmの回折格子の当該入射角度は140mmであるとともに、現状においても極めて良好で安定な状態を維持していることから、この1200 grooves/mm回折格子をパルス伸長器に利用し、新たにパルス圧縮器用の1480 grooves/mm回折格子を調達して実験を行うこととした。前述のとおり、より高出力かつ高品質のフェムト秒レーザーパルスを発生させるためには、パルス伸長器とパルス圧縮器に利用する回折格子の特性が等価であること、即ち同一の方法により製造された回折格子を利用することが重要かつ必須であることから、1480 grooves/mm回折格子にはホリバ・ジョバンイボン社の製品を利用する以外にないと想定される。そのため、契約相手先は、ホリバ・ジョバンイボン社製品の日本で唯一の販売業者である(株)堀場製作所において他にないと判断する。	4	
炭化ケイ素多層エピタキシャル膜成長装置がスラインの改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.11.4	丸文(株) 東京都中央区日本橋大伝馬町8-1 (法人番号8010001057337)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,417,848	非公表	-	本案件の改造対象資産の図面や改造後のバルブに対応した制御ソフトは、同社が排他的な著作権(改変権を含む)を保有している。したがって、当該装置の構造や機構又は機能を十分に熟知している装置メーカーしか本装置の改造を設計・作製することができない。仮に他社が改造を行った場合、本来の性能・安全性を維持することができない。以上の理由により、本装置の改造が実施でき、改造後の動作保証が行えるのは本装置の製造者である(独国)AIXTRON社の唯一の代理店である丸文株式会社しかないと判断する。	6	
卓上型ランプ加熱装置改造作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.4	アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,326,240	非公表	-	当該装置は、加湿した窒素ガスを使用し、また、1000°C前後もの高温下で加熱を行うため、改造後においても装置の正常かつ安全な状態を維持することが求められる。加えて、本作業の主要交換部品であるフレンジは、当該装置用に特別に作製されているため、独自のノウハウ(図面)が不可欠である。そのため、当該装置に関するノウハウ、知見に精通し、改造後の装置の正常稼働、性能保証に責任を負えるのは、当該装置の製造元のアドバンス理工株式会社の総代理店であるアルバック販売株式会社において他にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
TECH Biz EXPO 出展料	契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98)	H28.11.7	名古屋国際見本市委員会 名古屋市千種区吹上2-6-3	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	972,000	非公表	-	本件は、産総研中部センターの有する研究成果、技術の普及成果にあたり、「次世代自動車・航空機などに活かすものづくり」のコンセプトに対応している第6回「次世代ものづくり基盤技術産業展—TECH Biz EXPO 2016—」に出展し、研究成果等をPRするために出展ブースを借り上げるものである。中部センターが有する研究成果、技術の成果を自動車・航空機を頂点とする幅広い業種からの来場者に広く紹介し、将来ユーザーを創生するためには、本展への出展は絶好の機会である。昨年の当展の来場者は18,775人であり、当地方及び分野で最大規模の集客数を誇る。従って、本展へ出展しなければ、研究成果、技術の成果普及の大きな機会を失うことになる。本展への出展受付は、専任事務局である名古屋国際見本市委員会が直接行っており、唯一の契約相手先である。	9	
ストリーマケーブル制御用装置基板	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.8	応用地質(株) 計測システム事業部 茨城県つくば市御幸が丘43 (法人番号2010001034531)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,257,200	非公表	-	当該装置は、当所で所有しているGeometrics社製ストリーマケーブルの電気及びデータ転送を制御する装置の基板である。既存の基板にダメージが生じたため、新しい基板との交換が必要となった。データの通信方式がGeometrics独自のものであることから他社には同等の基板はなく、既存装置との互換性を確保し、機能・性能の保証を得るためには当該装置はGeometrics社製でなければならない。従って、契約相手先は、日本国内においてGeometrics社製品の販売・保守を行える正式な総代理店である応用地質株式会社以外に無い。	4	
ガス監視設備のプログラム修正作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.11.8	日本エア・リキード(株) 筑波営業所 茨城県つくば市和台28 (法人番号1010401089977)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,066,554	非公表	-	産業技術総合研究所 東事業所3D棟クリーンルームのガス供給、除害装置、薬品廃液回収設備は、施工業者独自のガスラインおよび安全環境管理設備(A)で一元管理されており、異常発生の際は当該設備に警報出力されることにより、利用者の安全確保が図られている。しかし、薬品廃液回収設備から出力される警報には、漏水や貯槽満水等があるが、出力する警報の種類が少ないことから、異常内容が把握しにくい面があった。今後のクリーンルーム入室者の安全を図るうえで、薬品廃液回収設備からの警報数を増やす改修を実施し、当該設備のプログラムを改修することが不可欠であるが、作業を実施するには安全監視システム、配線を熟知し、安定した設備の維持が保証できる業者でなければならない。以上のことから、当作業を実施できる業者は、施工業者である日本エア・リキード株式会社以外にない。	6	
太陽電池モジュールの性能測定	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本 朗 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H28.11.8	(一財)電気安全環境研究所 電力技術試験所 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-28 (法人番号9011005003367)	研究所の業務の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,726,000	非公表	-	発電量評価において高精度な発電量推定技術の開発のためには、IEC標準規格および日本工業規格に定められる測定方法で、厳密に太陽電池モジュールの性能測定データを得ることが必要である。規格に準じていない太陽電池モジュールの性能測定データでは、測定不確かさが増大し、高精度な発電量推定が不可能になる。そのため、本作業の契約先は、日本工業規格に定められる太陽電池モジュールの認証試験が可能で、なお且つフルサイズモジュールが測定できる国内唯一の機関である一般財団法人電気安全環境研究所以外ないと判断する。	12	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
i線半導体露光装置用レチクル 1式	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.9	日本フィルコン(株) 東京都稲城市大丸2220 (法人番号4013401002394)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,937,600	非公表	-	これまで2016年8月に調達した日本フィルコン(株)製の2種類のレチクルを用いて、トレンチMOSFETのパターン微細化がSiC/パワーデバイスのオン抵抗にどのような影響を及ぼすのか、SiCウエハ上に数百個のトレンチMOSFETチップを作成し、10枚以上のウエハ上において実験を行い、データの統計を取ってきたところである。その実験において、日本フィルコン(株)製のレチクルは、実験誤差が発生せず、非常に安定した実験結果を示しており、製造ロット間のバラつきを無視できることが分かった。それらを踏まえ、当該2種類のレチクルと同一仕様のレチクルを調達し、引き続き同様の実験を行うこととした。レチクルは、同一仕様の製品であってもメーカー間において差異が生じ、例えば、トレンチMOSFETの性能を決める重要な指標であるオン抵抗が、トレンチ溝幅やトレンチ溝間隔などのサイズによって大きく異なることが判明している。そのサイズは寸法だけでなく、メーカーの加工精度によっても大きく影響を受けるため、仮に他社製品を用いてサイズに差異が生じた場合、過去の実験データとの比較・確認を行うことができず、これまでの研究で得られてきた実験データの連続性が著しく損なわれ、研究としてなりたない。本研究において、実験データの連続性を確保するとともに、引き続き安定した実験を行うためには、日本フィルコン(株)が加工した同一仕様のレチクルを用いることが不可欠である。以上の理由から、契約相手先は日本フィルコン(株)において他にない。	3	
鉾物単体分離性解析ソフトウェアの開発作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.11.9	三谷商事(株) ビジュアルシステム部東京営業所 東京都豊島区高田3-28-2 (法人番号7210001004022)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,976,400	非公表	-	現在の「粒子単体分離性解析ソフトウェア」で扱える鉾物種は最大5種までであるなどの物理的限界があり、また、単体分離性測定の精度向上に欠かせない画像周辺部に位置する粒子片の除去等の作業にも著しい非効率性が存在している。そのため、昨年度までに得られた知見を元に、「粒子単体分離性解析ソフトウェア」に対して、ソフトウェアが扱える鉾物種を増加させる等、ヒ素含有銅鉾物の単体分離性解析に最適な機能を追加し、「鉾物単体分離性解析ソフトウェア」を開発することが本件の目的である。「粒子単体分離性解析ソフトウェア」は平成26年度に三谷商事㈱から購入したソフトウェアであり、本件に対応できるのは開発元ソフトウェアに対し著作権、改変権等の知的財産権を有している三谷商事㈱のみである。以上により、本件の契約先は三谷商事(株)以外にないと判断する。	7	
曳航式全磁力計G882用コネクタ	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.10	応用地質(株) 計測システム事業部 茨城県つくば市御幸が丘43 (法人番号2010001034531)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,323,240	非公表	-	当該装置はGeometrics社製の曳航式全磁力計G882と、同じくGeometrics社製の反射法地震探査用のストリーマケーブルを接続するコネクタである。データの通信方式がGeometrics社独自のものである事に加えて、コネクタは海上曳航しながら使用するため、接続部の確実な気密性が必要とされる。よって、既存システムとの互換性を確保し機能・性能の保証を得て現行の動作環境を維持するためにはGeometrics社製の製品でなければならない。従って、契約相手先は、日本国内においてGeometrics社製の販売・保守を行える正式な総代理店である応用地質株式会社以外に無い。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
つくば西事業所からつくば中央第五事業所、及びつくば中央第五事業所内での触媒性能評価装置類の移設作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.10	大洋システム(株) 神奈川県川崎市宮前区馬絹612-8 (法人番号2020001068082)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,181,760	非公表	-	本作業を行うにあたり、移設物に不具合を生じさせること無く、移設作業を実施するためには、当該装置が持つ固有の構造及び機構、並びに制御プログラムに関する情報を熟知しており、それらに基づいて移設前後の性能確認(移設後の稼働、性能発揮の保証)、解体及び組み立て等の作業を行える者であることが必要不可欠となる。以上のことから、当該装置類一式の移設を行えるのは、触媒性能評価装置類の主要部分である計測装置、各種制御装置及び反応装置等の装置類を製造、調整及び設置を行い、その後、それらに他社製品含む関連装置を増設、改良等を実施して現在の装置群を集成させた大洋システム株式会社以外にない。	6	
ストリーマケーブルアクティブセクション点検・修理	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.10	応用地質(株) 計測システム事業部 茨城県つくば市御幸が丘43 (法人番号2010001034531)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,942,000	非公表	-	当該役務は、当所で所有しているGeometrics社製ストリーマケーブルのアクティブセクションの点検・修理である。既存のケーブルに通信エラーが生じたため、ケーブルの点検・修理が必要となった。コネクタおよびデータの通信線はGeometrics独自のものであることから、他社による点検・修理では動作の保証が得られず、既存システム全体との互換性を確保するためには、Geometrics社による点検・修理が不可欠である。従って、当該ケーブルの点検・修理を行えるのは、日本国内においてGeometrics社製品の保守を行える正式な総代理店である応用地質株式会社以外に無い。	6	
スマートシステム研究棟SCADA(電力等制御)システムのソフト改修	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.11.10	(株)九電工 東京本社 東京都豊島区東池袋3-1-1 (法人番号6290001001120)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,110,400	非公表	-	スマートシステム研究棟は、複数の電源システムと系統連系試験室を始めたとする5つの試験室を、SCADA(電力等制御)システムにより様々な電力系統や気象条件等を制御し、試験・評価を行っており、電力量の算出時期を変更することに伴いSCADA(電力等制御)システムを改修する必要がある。SCADA(電力等制御)システム改修するためには、SCADA(電力等制御)システムの仕様を理解の上、装置・設備類の安全確保や装置を確実に制御できることが重要であり、研究棟内電源システムや設備・装置群の構造や機構等を十分に熟知することが必須である。また、ソフト改修後の電源システム、設備及び装置群との連系動作保証も必要である。以上の条件を充たすのは、スマートシステム研究棟を設計・施工した株式会社九電工以外にない。	6	
X線回折装置の点検修理作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀掛川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.11.10	(株)リガク 大阪支店 大阪府高槻市赤大路町14-8 (法人番号5012801002680)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,123,200	非公表	-	本装置の現状性能(実効X線出力15kW+高感度検出器による1hでの電極の10000カウント以上での高速測定(1h))の維持は必要不可欠であり、これが満たされない場合には測定不能あるいは長時間測定が必要となり、現状よりも研究遂行が著しく困難となる。当所が保有する本装置は、株式会社リガク製であり、装置の本体構造を熟知していなければ、故障箇所の部品の製作および交換修理や調整を行うことが出来ない。リガク株式会社は、当該装置を製作・販売・保守点検しており、当該装置や周辺装置を熟知している。他社では精密な部品製作や交換調整を行えず、機器の性能に著しい支障が生じる恐れがある。したがって、当該装置の修理が可能で、修理後の保証が得られる契約相手先は、リガク株式会社以外にはない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電極材料局所構造分析装置用プローブの修理	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.11.11	ブルカー・バイオスピ(株) 大阪営業所 大阪府大阪市淀川区西宮原1-8-29 (法人番号8020001059836)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,522,800	非公表	-	本調達では、経年劣化に伴い摩耗した電極材料局所構造分析装置用プローブの試料管挿入部を交換・修理し、既存装置の従来の性能を達成することを求める。同様の測定原理の装置はいくつかのメーカーが製造しているが、各社とも製品内部は微妙に異なっているのが実情である。当所が保有する本装置は、ブルカー・バイオスピ株式会社製であり、装置の本体構造を熟知していなければ、故障箇所の部品の製作および交換修理や調整することが出来ない。特に、測定時には交換部品内の試料管を数万回転/秒で高速回転する必要があり、交換修理部の校正・精度が既存装置の性能達成に大きく影響する。ブルカー・バイオスピ株式会社は、当該装置を製作・販売・保守点検しており、当該装置及び周辺装置を熟知している。また、当該交換部品は本体装置専用部品でもあり他社では精密な部品製作や交換調整は行えず、機器の性能に著しい支障を生じる恐れがある。したがって、当該装置の修理が可能で、修理後の保証が得られる契約相手先は、ブルカー・バイオスピ株式会社以外にはない。	6	
映像生成装置の交換及び設定作業	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 三田 芳弘 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.14	三菱プレジジョン(株) 東京都江東区有明3-5-7 (法人番号8010601032482)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	15,120,000	非公表	-	自動運転や運転支援システムに関する実験は、制度上、安全上の理由から、ドライビングシミュレータ(DS)が使用される。三菱プレジジョン株式会社製品をベースに同社に一部、産総研固有の要件をベースに改良を委託して作成された「産総研ドライビングシミュレータ」の映像生成装置は、前方3台、右後方1台、前方の中心部分1台、後方(ミラー)3台の合計8台で構成されている。この内、前方3台は2011年度に更新をしている(資産番号:02AB5823)。残りの5台は、2007年度以前に導入したものであり、既に2台は故障により起動することができない。映像生成装置の交換にあたり、既にインストールされている産総研製の道路データベースを新規の映像生成装置へ導入することと、既存のポスト計算機から通信してこれらの道路データベースを制御できることが必要不可欠であり、既存の道路データベースの仕様とポスト計算機との通信仕様との互換性が必要不可欠となる。DSIに導入されている「産総研道路データベース」、及び「産総研道路データベース」とポスト計算機の通信仕様は、三菱プレジジョン株式会社の独自規約となっており、詳細仕様も熟知していることから、本仕様を満たす映像生成装置の交換ができる契約相手先は三菱プレジジョン株式会社以外にはない。	4	
極微細構造露光装置用制御コンピュータシステム更新	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.14	(株)ニコンテック 東京都品川区勝島1-5-21 (法人番号4010701007371)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,075,000	非公表	-	極微細構造露光装置((株)ニコンテック社製NSR2205i12D)は、基板上に塗布したレジスト膜にサブマイクロメートルの精度で微細なパターンを露光することに用いるため業務上非常に重要な装置である。当該制御コンピュータシステムは、同研究開発における微細加工プロセスで用いられる極微細構造露光装置の制御コンピュータシステム(NEST-V)である。既設の同システムを構築している制御用メインコンピュータシステムNEST-Vは、(株)ニコンテックが当該装置を制御する目的で開発したシステムであり、システムのOSはWindowsXPをベースにしているが、サポートが2017年3月末で打ち切られるため、Windows7をベースとしたシステムNEST-V Win7を導入する必要がある。当該機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定される。よって、当該制御コンピュータシステムを調達できる唯一の業者である(株)ニコンテック以外にはない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ヘテロ接合太陽電池モジュールのTCO組成分析	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.15	(株)東レリサーチセンター 東京都中央区日本橋本町1-1-1 (法人番号5010001051549)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,350,000	非公表	-	ヘテロ接合太陽電池のPID試験を行ったところ、セル上部で変色が見られたことから、変色部を特定するため、「ヘテロ接合太陽電池モジュールの変色部特定のためのEVAおよび電極の分析」の調達請求(整理番号:AA16035330)を行い、見積競争の結果、株式会社東レリサーチセンターへ分析を依頼している。分析において、セルガラス間のエチレン酢酸ビニル共重合体において、可視・紫外で着色の有無を確認したところ、劣化モジュール(着色部)では、400~450 nmで幅広い吸収帯が増加しており、わずかに黄変していることが確認された。しかし、PID試験による短絡電流密度(Isc)の低下はその黄変だけでは説明することはできないため、EVA分析で切り出したモジュール片の酸化物透明導電膜(以下、「TCO」という。)の組成分析を依頼し、その分析結果報告書を入力することで、着色の主たる原因がTCOにあることを明確化でき、ヘテロ接合太陽電池のPIDの原因解明に至ることが期待できる。今回の分析は、これまでに実施した「ヘテロ接合太陽電池モジュールの変色部特定のためのEVAおよび電極の分析」の後続試験である。今回の分析には、EVA分析で切り出したモジュール片が必要となるが、当該モジュール片を観測すれば、切り出しのための東レリサーチセンターのノウハウが漏洩するとの理由により、東レリサーチセンターは返却には応じていない。従って、EVAの分析と同じ位置でのセル分析は株式会社東レリサーチセンター以外できないと判断する。	3	
結晶自動昇降ステージ	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀掛川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.11.15	コーンズテクノロジー(株) 東京都江東区常盤2-15-3 (法人番号1010401098920)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	9,936,000	非公表	-	ダイヤモンドの結晶成長は、コーンズテクノロジー製マイクロ波プラズマCVD装置AX6500型を用いて行っている。研究の過程で、結晶が大型化すると、結晶へのプラズマ集中が進み、結晶成長が継続できなくなることが判明した。これを回避するためには、ダイヤモンド単結晶の成長に合わせ結晶成長中に結晶を自動的に降下させることにより、プラズマと結晶の距離を一定に保つ機能を有する試料ステージが必要となる。当該ステージは、CVD装置に組み込んで使用するため、マイクロ波が伝搬する部分の材質および外形がCVD装置の現行の試料ステージと同じであること、投入マイクロ波電力の制御できること、既存ステージと交換可能であることなど、CVD装置との互換性を有する必要がある。この要求仕様を満たさない場合、大型の結晶を連続成長することができなくなり、プロジェクトの目標である1インチの結晶成長実現が困難となる。前述の仕様を満たし、CVD装置との互換性を有する装置を製作できるのは、CVD装置の製造者であり、ステージの内部構造、外形寸法、マイクロ波導入系との取り合いなどの詳細設計情報を保有し、当該装置組み込み後の動作保証を得られるコーンズテクノロジー(株)のみである。従って、契約相手先はコーンズテクノロジー(株)以外にない。	4	
電子ジャーナルパッケージ(American Institute of Physics)の利用	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.15	(株)紀伊國屋書店 水戸営業所 茨城県水戸市南町3-4-57 (法人番号4011101005131)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	42,035,840	非公表	-	本案件の「電子ジャーナルパッケージ(American Institute of Physics)の利用」は物理学の分野における協会で、自然科学に関する定期刊行物が掲載されており、産総研の全領域にまたがり研究の補助となり研究者に一律に、広範囲で最新の有益な研究情報を瞬時に提供出来るツールである。本電子ジャーナルパッケージを提供することによって、利用者は最新の研究情報を瞬時に入手する事が可能となり、産総研の研究パフォーマンスを上げるためには必要不可欠なものであると図書検討委員会で選定し、導入するものである。本電子ジャーナルはAmerican Institute of Physics のみが発行しており、日本国内でAmerican Institute of Physics の電子ジャーナルを取り扱えるのは、日本国内総代理店の(株)紀伊國屋書店のみ(別紙証明書のとおり)である。よって契約先は(株)紀伊國屋書店以外にない。	13	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電子ジャーナルパッケージ (American Physical Society) の利用	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.15	(株)紀伊國屋書店 水戸営業所 茨城県水戸市南町3-4-57 (法人番号4011101005131)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	20,159,518	非公表	-	本案件の「電子ジャーナルパッケージ (American Physical Society) の利用」は、生物学の分野で最先端の研究論文が多く掲載されており、産総研の全領域にまたがり研究の補助となり研究者に一律に、広範囲で最新の有益な研究情報を瞬時に提供出来るツールである。本電子ジャーナルパッケージを提供することによって、利用者は最新の研究情報を瞬時に入手する事が可能となり、産総研の研究パフォーマンスを上げるためには必要不可欠なものであると図書検討委員会で選定し、導入するものである。本電子ジャーナルパッケージはAmerican Physical Society のみが発行しており、日本国内でAmerican Physical Society の電子ジャーナルを取り扱えるのは、日本国内では総代理店の(株)紀伊國屋書店のみ(別紙証明書のとおり)である。よって契約先は(株)紀伊國屋書店以外にない。	13	
国際会議会場の借用	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.16	(株)東京ビッグサイト 東京都江東区有明3-11-1 (法人番号8010601029157)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給元が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,922,738	非公表	-	産総研コンソーシアム「ナノセルロースフォーラム」では、ナノセルロースに関する日本初の展示会「ナノセルロース展」を2016年12月8日(木)～10日(土)に東京ビッグサイトで開催する。またナノセルロースに関する国際会議「Nanocellulose Summit 2016 in TOKYO」を2016年12月9日(金)に開催する。これは展示会と国際会議を同時に開催することで、海外からの国際会議出席者に対し、日本でナノセルロースの産業化に向けた取り組みが活発に行われていることをアピールするとともに、相乗効果により、展示会、国際会議の参加者数を増やす目的がある。特に日本が国際標準化機構(ISO)に提案しているセルロースナノファイバーの国際規格案に対する投票が2017年1月～3月に予定されているので、その前に海外のステークホルダーを招いて、日本の状況を理解してもらうことにより、投票を有利に進める狙いもある。このため、本国際会議は展示会会場である東京ビッグサイトの隣接地で開催し、さらに開催日は展示会開催期間の中日であることが望ましい。東京ビッグサイト国際展示場から近傍で、1,000名の来場者を収容できる場所は、東京ビッグサイト国際会議場が唯一の会場であり、契約の相手先に選定するものである。	9	
平成28年度 第2回衛生工学衛生管理者講習会の実施業務	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.17	中央労働災害防止協会 東京都港区芝5-35-2 (法人番号8010405001849)	契約の相手方が法令等により明確に特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,507,760	非公表	-	労働安全衛生法を受けて、厚生労働省の「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 第一条の二の2」の定めに基づき、中央労働災害防止協会は、茨城県下の事業者として茨城労働局から衛生工学衛生管理者講習機関として指定登録(茨労収基第991号 H24.5.9付)されたうえで講習実施場所として産業技術総合研究所さくら館の使用許可を得ている。よって、中央労働災害防止協会以外に産業技術総合研究所で衛生工学衛生管理者講習を行える者は存在しないことから、中央労働災害防止協회를本件の契約相手先として選定する。	1	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東京サテライトオフィスに使用する事務室の賃貸借	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.17	三菱地所プロパティマネジメント(株)丸の内営業管理部東京都千代田区丸の内2-5-1(法人番号1010001116669)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃貸契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	21,188,304	非公表	-	東京サテライトオフィスは、平成28年4月一般競争入札を行い、三菱地所(株)(岸本ビル)が落札し、当該ビルの事務室に設置している。既に必要な什器等を設置し、常駐する契約職員を雇用し、加えて産総研幹部やイノベーションコーディネータ等、連携担当部署など所内関係者に東京サテライトオフィスについて周知を行ったうえで、平成28年9月より会議室としての利用を始めているところである。平成29年度も引き続き利用することにより、賃借料等の経常費用を除き、追加工事等の費用負担が不要だけでなく、東京サテライトオフィスの場所や業務の継続性が保たれ、円滑に業務を実施することができる。以上のことから、東京サテライトオフィスに使用する事務室の賃貸借にあたっては、現在オフィスを設置している岸本ビル内の事務室を引き続き賃借するほかなく、賃貸借の相手先としては、当該事務室の賃貸借契約先である三菱地所(株)に限定されることから、同社を選定するものである。	9	
粒度分布測定用フローセル	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.18	(有)エヌエスデザイン 東京都大田区本羽田2-12-1 (法人番号1010802018816)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,980,800	非公表	-	本セル構造は、石英を特殊な加工や組み立て方式を取っており、製作にあたっては蓄積された技術、ノウハウ及びデータの互換性が不可欠である。本セルは、本PJの先導研究の実験データの連続性の確保のため、先導研究において開発されたフローセルを基に製作することが不可欠である。よって、本セルを製作可能な業者は本PJの先導研究においてフローセルの開発を行った(有)エヌエスデザイン以外にない。	3	
高齢者全身身体模擬機構	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.18	コウダイケアサービス(株) 兵庫県神戸市中央区八幡通3-1-14 (法人番号3140001007515)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,592,400	非公表	-	本研究は日本医療研究開発機構(AMED)の支援によって行われており、同プロジェクトにおいて日本福祉用具評価センター(JASPEC)にて高齢者の身体寸法、質量配分を模擬したダミーを製作し、福祉機器評価に用いている。本研究においても高齢者の身体を模擬したダミーを用いて福祉機器の定量化を行う。本プロジェクトにおいて統一した機器評価手法を提案・開発するためにJASPECで製作した高齢者を模擬したダミーが産総研においても必要である。但し、3のように殿部のみ異なるパーツを使用することでJASPECとは異なる成果が得られる。しかし、それ以外の部分においては同様の機構が必要である。JASPECではこの高齢者を模擬したダミーをコウダイケアサービスに製作依頼している。このダミーは質量配分、関節機構などに詳細なノウハウが必要であり、他社でまったく同じものを開発することは不可能である。そのため、コウダイケアサービス以外に当該機構を製作可能な業者はない。	4	
SiC-CVD装置部材一式	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.18	東京エレクトロン(株) 東京都港区赤坂5-3-1 (法人番号4010401020757)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,460,400	非公表	-	本物品は、既存のSiC-CVD装置(東京エレクトロン社製)において、SiC-Insulated Gate Bipolar Transistor(IGBT)作製の250μm厚のエピタキシャル膜を製作するために使用するホルダープレートである。具体的には、ウエハを保持するための部材であり、いずれも装置の正常な稼働のために極めて重要な部材である。今回、これらの部材がエビ成長により破損、堆積物の固着等の消耗により交換する必要があるため調達を行う。これらの部材に本体装置と互換性がないものを用いた場合、稼働中に破損等の不測の事態が発生し、事故を招く恐れがある。そのため、本体装置を安全に稼働させるとともに、装置の動作保証を得るためには、本体装置メーカーの純正品部品を使用することが必須である。以上の理由により、契約相手先は、本体装置メーカーであるとともに、代理店を介さず直接販売を行っている東京エレクトロン株式会社以外にない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
絶対重力計の調整及び検定作業	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.18	応用地質(株)計測システム事業部 茨城県つくば市御幸が丘43 (法人番号2010001034531)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,187,576	非公表	-	本研究の今後の計画では、苫小牧実証サイトにて絶対重力計を使用して繰り返し重力計測を行うことになっているが、内部の不具合要素を抱えたままでは、研究遂行に支障を来すことはおろか、絶対重力計による計測データそのものの信憑性にも疑問が生じることになる。この分解整備(オーバーホール)と機器の調整及び検定作業を行うために必要な絶対重力計の性能、機能、構造を知り得るのは製造社しかない。また、分解整備(オーバーホール)後の機能及び性能の保証を得ることも必要である。よって、本作業は製造社以外に請け負うことはできないものである。この絶対重力計の日本国内における販売供給及び保守の取扱いには製造社である米国Micro-g LaCoste社の正式な総代理店である応用地質(株)が国内唯一の者であることから、本作業の請負先として、応用地質(株)を選定する。	6	
さくら館宿泊管理システムの改修	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 國府田 眞奈美 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.18	(株)ユーコム 岡山県岡山市北区本町10-17 (法人番号3260001006810)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,650,894	非公表	-	現在、さくら館にて使用されている現行システムは、平成11年5月の導入以来、さくら館の宿泊予約管理業務に利用されており、17年間の利用実績がある。これまでもクライアントのWindows XP対応などの改修を加えながら使用されつづけてきたが、Windows XPのサポートが平成26年4月に、Windows Server 2003のサポートが平成27年7月に終了となり、それ以降は十分なサポートを得られない状態での運用状態にあり、情報セキュリティ上早期の対応が求められている。本役務ではシステム改修に伴い、陳腐化したハードウェアの更新も必須となるが、故障時等の際に、システムとハードウェアの保守が別業者であると、障害の切り分け等を迅速に行うことができず、業務に支障が生じるため、既存サーバーを新規サーバーへと入れ替える作業もシステム改修と同一業者に依頼し、ソフトウェアとハードウェアを一括で保守することが必要不可欠となる。現行システムの著作権、改変権等の知的財産権は、開発者である株式会社ユーコムが専有しているため、当該権利を有する供給者が株式会社ユーコムに限定される。よって、株式会社ユーコムを本件の契約相手先に選定する。	7	
第6回次世代フレキシブルエレクトロニクスシンポジウム会場等借上	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.18	秋葉原コンベンションホール ((株)コンベンションリンケージ) 東京都千代田区外神田1-18-13 (法人番号 8010001092202)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	990,360	非公表	-	印刷エレクトロニクス技術の社会展開先として注目されているIoT分野の著名な研究者や企業で活躍されている方々を招き、技術の産業への展開を加速させることを目的とする次世代フレキシブルエレクトロニクスシンポジウムを平成28年12月13日(火)に開催する。当該シンポジウムは、国内において印刷エレクトロニクス製造技術の開発拠点としてこの技術分野をリードしてきた産総研及び次世代プリンテッドエレクトロニクス技術研究組合が、企画、立案、招聘、開催までの全てを決定し実施することとなり、予算及び負担団体、開催日程、シンポジウム会場、各種委員のメンバー及び役割、スケジュール等が決定し、シンポジウムに必要な費用負担は各主催団体が分担することとされ、産総研は、会場借上費用を分担することとなった。なお、会場については、昨年までの実績を踏まえて300人程度の参加を想定しており、つくば国際会議場等を含めて広く比較検討が行われたが、多方面からの関係者が参加しやすく、会議の目的が最大限発揮できる会場として秋葉原コンベンションホールが選定された。以上の理由により、同ホールを運用する株式会社コンベンションリンケージを唯一の契約先として選定する。	9	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
端末交通システムの実証評価の地域募集、調査及び選定と社会受容性の評価に係る作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.18	豊田通商(株) 愛知県名古屋市中村区名駅4-9-8 (法人番号6180001031731)	研究所が行う受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	21,600,000	非公表	-	本業務は、委託元である経済産業省より、豊田通商株式会社による端末交通システムに対する調査活動や事業性評価などのこれまでの実績を活用することが当該委託研究の実施において重要であると判断され、実施体制において作業の供給者として指定された。以上により、本調査業務は豊田通商株式会社以外に契約できる業者はないと判断する。	18	
センサヘッド	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.11.21	(株)ニコンテック 東京都品川区勝島1-5-21 (法人番号4010701007371)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,240,000	非公表	-	本案件の対象資産である株式会社ニコン社製ArF液浸露光装置(NSR S610C)は、半導体製造研究における半導体ウエハ微細トランジスタ製造工程において微細回路を形成する露光装置である。本案件のセンサヘッド(レーザー干渉計)は、ArF液浸露光装置内部において、毎秒500mmの高速で移動する露光ステージの位置情報を計測するために用いられるが、経年劣化により、光量低下が見られることから、交換用として購入する。装置には合わせて8個、同様のセンサヘッドが搭載しており、そのうち1個は既に著しい光量の低下がみられ交換済みだが、他の7個については今まで交換した履歴はないため、今後可能なタイミングで交換を行うものである。当該センサヘッドが光量低下により、一定の光量が得られない場合は、ステージの位置情報、姿勢を保持することができなくなり、設備として運転することが不可能となる。以上の理由により、本件の契約先は製造元である株式会社ニコンより、部品の販売業務を委託されている株式会社ニコンテック以外にはないと判断する。	4	
走査型電子顕微鏡のメンテナンス契約更新	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.11.21	(株)東陽テクニカ 東京都中央区八重洲1-1-6 (法人番号8010001051991)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,260,440	非公表	-	年1回の定期点検作業(劣化部品の交換等)、装置機能・性能維持のための修理・部品交換、障害発生時の迅速な復旧作業及び交換部品の供給等を含めた保守を行う。点検や消耗品交換等の作業は、本装置を製作または供給を行ったものしか行う事ができない。FE-SEMを販売するメーカーは数社存在するが、各社ごとに電子線をつくる、絞る、検出する機構にそれぞれの工夫を施し、装置性能の特徴を持たせている。そのため、メンテナンス作業は、装置の構造や性能および調整方法を熟知した者でなければ行えない作業である。本装置はCarl-Zeiss社製であり、本件に係る代理店は株式会社東陽テクニカ社のみであるため、昨年度(平成27年12月11日~平成28年12月10日)まで同様のメンテナンス契約を同社と締結している。したがって、本契約の契約先は昨年度に引き続き株式会社東陽テクニカ以外にはない。	6	
重ね合わせ検査装置(Archer10-AIM)シャッター交換作業一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.11.21	ケーエルエー・テンコール(株) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134 (法人番号6020001010379)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	765,666	非公表	-	本案件は、ハロゲンランプ交換と調整作業を含む定期点検と、消耗したシャッターの交換を行うものである。先端半導体デバイスの研究では、重ね合わせ精度にはnmオーダー又はそれ以下の高い精度、信頼性が要求される。従来の測定精度を維持するためには、交換する部品は、自動重ね合わせ検査装置(Archer10-AIM)と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。また、ケーエルエー・テンコール株式会社以外の者が装置の定期点検作業(部品交換含む)を行った場合、使用時の保証、故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなり、装置の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。したがって、本案件の依頼先は、当該装置を熟知した、製造元であるケーエルエー・テンコール株式会社以外にはないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
太陽電池アレイ発電量計測システムにおける太陽電池モジュールの取外し・洗浄・再取り付け作業及び電気配線工事	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本 朗 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H28.11.22	(株)有明電設 鳥栖営業所 佐賀県鳥栖市姫方町字宮ノ前160-2 (法人番号6300001000005)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,024,000	非公表	-	太陽電池アレイ発電量計測システムは、日本カーネルシステム株式会社によって構築されており、各種機器の配線およびモジュールの取り付けは、下請けである有明電設が実施している。本作業は、屋外曝露しているアレイ単位の太陽電池モジュールを屋内で特性測定を行うため、それらの太陽電池モジュールの取り外し、洗浄、および取り付けの作業であり、これらの作業はこれまで有明電設が実施してきた。一方、高精度発電量評価のためには、配線や接続やアレイ構成において本作業前後で極めて高い再現性が求められる。また、太陽電池モジュールの取外し前後において、データの欠損なく、取外した期間のデータだけが欠損し、それ以外のデータは保存された状態であることが必須であり、作業終了後の計測データとの連続性が実現できない場合、データの連続性が損なわれ、実験継続は不可能になる。これらの太陽電池モジュールを設置して以来、過去における取り外し、取り付けにおいて同社は太陽電池モジュールと計測器間の配線に係る配線設計書、作業手順書を所有し、高精度発電量評価システムを熟知している他有明電設以外にない。	3	
MOCVD装置内除害装置水素流量改造作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.22	(株)鈴木商館 筑波営業所 茨城県つくば市大字要204 (法人番号3011401003348)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,887,840	非公表	-	本装置は、トリメチルガリウムやアンモニアなどを使用して、1100℃前後もの高温下でGaN結晶薄膜を成長させる装置であるため、装置の正常かつ安全な状態を維持する事が求められる。加えて、本作業の交換部品取り付け形状は、本装置に関するノウハウ、知見が不可欠である。特に今回のような作業においては、そのプロセスでの僅かな違いや誤りで作業前のGaN結晶薄膜の成長条件を再現出来るだけでなく、GaN結晶薄膜が形成不可能になる恐れがある。そのため、本装置に関するノウハウ、知見に精通し、作業後の装置の正常稼働、性能保証に責任を負えるのは本装置の製造元である株式会社太陽日酸の唯一の代理店である株式会社鈴木商館以外にない。	6	
流体輸送実験施設拡張運転プログラム更新およびPCセットアップ作業	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.22	三菱重工メカトロシステムズ(株) 兵庫県神戸市兵庫区小松通5-1-16 (法人番号2140001013316)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,360,800	非公表	-	当該プログラムは拡張設備の構築時(2006年3月)に製作されているため、PCの更新に伴い、最新のOS上において動作可能となるようにアップデートするものである。当該プログラムを用いてPLCと通信を行い各種の運転を制御することから、PLCにおいて実施されている各種動作について詳細内容を熟知している必要がある。また、当該プログラム更新及びPCセットアップ作業後の動作保証も必要である。当該プログラムは三菱重工メカトロシステムズ株式会社(製作当時の社名は「株式会社神菱ハイテック」)が独自技術により製作したプログラムであり、著作権を保有している唯一の業者である。以上の理由により、当該プログラムの更新及びPCセットアップ作業を行えるのは、プログラムの製作元の三菱重工メカトロシステムズ株式会社以外にない。	7	
太陽電池モジュール分析作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.11.24	(株)東レリサーチセンター 東京都中央区日本橋本町1-1-1 (法人番号5010001051549)	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	11,013,030	非公表	-	信頼性試験後のモジュールについては、その劣化モードの分析を行う必要がある。(株)京セラでは、従来より試験後のモジュールの分析を(株)東レリサーチセンターに依頼して行っており、今回のプロジェクトにおいても(株)東レリサーチセンターに分析を依頼しその結果を基に信頼性の検討を進めている。このため、今回産総研が行う太陽電池モジュールの分析作業に際しても、(株)京セラと同じ(株)東レリサーチセンターに依頼することで、(株)東レリサーチセンターの同じ装置・同じ手法で解析を行うことが可能となる。この結果、(株)京セラが蓄積した分析結果のデータと今回の産総研のデータとの相互比較やその解析などを精度よく的確に行うことができる。よって、契約相手先は(株)東レリサーチセンターしかない。	5	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
JSM-7000F型デバイスプロセス評価用電子顕微鏡の部品交換及びメンテナンス整備作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.24	日本電子(株) 筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,944,000	非公表	-	本作業は、当所が所有する既存の電子顕微鏡(日本電子株式会社製、型式:JSM-7000F)の経年劣化した消耗品の部品交換及びメンテナンス作業を行うものである。本作業後の立ち上げ及び調整が適切に行われなければ分析が困難となること及び不具合が生じた際には測定精度に影響するため、精度の維持には本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。本装置は日本電子株式会社製であり、本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知するとともに、メンテナンスに関する技術、ノウハウ及び交換部品を持つ者は日本電子株式会社以外に存在しない。また部品交換及び整備作業後の動作保証も得る必要があることから、本件の契約相手先は製造元である日本電子株式会社以外には存在しない。	6	
超高分解能走査型顕微鏡システム保守	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.11.24	(株)日立ハイテックフィールドینگ つくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 (法人番号9011101029712)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,084,320	非公表	-	当該装置は、エネルギー分散型X線検出器付き走査型電子顕微鏡(日立ハイテクノロジーズ社製、S-4800)及びイオンミリング装置(日立ハイテクノロジーズ社製、E-3500)から構成される。電子顕微鏡関連装置を製造・販売するメーカーは数社存在するが、各社ごとに特殊な機構を有しており、保守作業を実施するにはその装置固有の機構に関する情報を有していることが不可欠であり、作業後の動作保証を得る必要がある。これまで(株)日立ハイテックフィールドینگが保守を行ってきた。(株)日立ハイテクノロジーズ社製品の保守サービスは(株)日立ハイテックフィールドینگに一任されており、これまでも、適宜メンテナンスを行ってきた。また、堀場製作所 EX-250形エネルギー分散型X線分析装置についても、(株)日立ハイテクノロジーズ 走査型電子顕微鏡に付属する装置として(株)日立ハイテックフィールドینگに、保守を委任されている。よって、当該装置の保守を実施できるのは(株)日立ハイテックフィールドینگ以外に無い。	6	
COMSOL Multiphysics 保守	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.25	計測エンジニアリングシステム(株) 東京都千代田区内神田1-9-5 (法人番号7010001080109)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,882,440	非公表	-	これまでに実施した数値解析シミュレーションのほとんどは、現在保有しているCOMSOL Multiphysics本体および関連モジュールを用いており、研究の継続・進展のためにも今後もCOMSOL Multiphysicsを使用することが必要である。現在保有する数値解析シミュレーション用ソフトウェアおよび関連モジュール1式の年間保守の期限が平成28年12月31日となっているため、平成29年1月1日以降の年間保守継続が必要となる。当該ソフトウェアの年間保守契約(サブスクリプション)は今後も継続しなければ研究の継続・進展のために必要な数値計算シミュレーション業務全般に支障をきたすことになるため、保守契約の継続が必要である。COMSOL MultiphysicsソフトウェアはCOMSOL AB社(スウェーデン)の製品であるが、同ソフトウェアの販売・年間保守(サブスクリプション)については、計測エンジニアリングシステム株式会社が日本国内の販売代理店となっている。以上のことから、計測エンジニアリングシステム株式会社を契約先として選定する。	7	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
SiC-CVD装置部材 石英回転軸	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.28	東京エレクトロン(株) 東京都港区赤坂5-3-1 (法人番号4010401020757)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,738,800	非公表	-	本物品は、既存のSiC-CVD装置(東京エレクトロン社製)において、SiC-Insulated Gate Bipolar Transistor(IGBT)作製用の250μm厚のエピタキシャル膜を製作するために使用する石英回転軸である。具体的には、ウエハを回転させるための部材であり、装置の正常な稼働のために極めて重要な部材である。今回、当該部材が使用により割れが生じ、交換する必要がある。当該部材に本体装置と互換性がないものを用いた場合、炉内でウエハが正常に回転せず、膜厚や濃度の均一性が悪化し、また、稼働中に破損等の不測の事態が発生し、事故を招く恐れがある。そのため、本体装置の性能を正しく安全に発揮させ、装置の動作保証を得るためには、本体装置メーカーの純正品を使用することが必須である。以上の理由より、契約相手先は、本体装置のメーカーであるとともに、代理店を介さず直接販売を行っている東京エレクトロン株式会社以外にない。	4	
イオンミリング装置の改造	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.28	伯東(株) 東京都新宿区新宿1-1-13 (法人番号7011101017256)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	13,932,000	非公表	-	当該装置(伯東(株)製、型番:3-IBE)は、イオンミリング装置による微細加工プロセスに用いられている。しかしながら、ミリング速度の均一な領域が2cmと小さく、同研究開発の支障となっており、同装置の改造が必要である。本件を確実に実施するためには、当該装置の設計、仕様に関する詳細な知見を有していることが、必要不可欠である。当該装置を製作供給した者以外の者に本件の改造作業を依頼した場合、当該装置に関する知識情報が不足しているため適切に改造できない。さらに甚大な事故が発生する恐れがある。また、正規品以外を用いて改造を行ってしまうため、その後、製作供給した者の保証及び修理対応の対象から外される。以上により、当該装置の改造を行うことができるのは製作供給者である伯東株式会社以外にない。	6	
つくば中央第五事業所5-4A棟から5-13棟へのパルスレーザー成膜装置類の移設作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.28	(株)フォーサイトテクノ 東京都江東区南砂3-3-4 (法人番号1010601026053)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,295,320	非公表	-	本作業は、つくば中央第五事業所5-4A棟の閉鎖計画に伴い、5-4A棟1145及び1146室にある既設のパルスレーザー成膜装置類をつくば中央第五事業所5-13棟4104室へ移転を行うものである。対象となる装置の移設先への運搬作業だけではなく、移設前の性能確認作業、搬出のための解体作業、移設先での装置組み立て作業、移設後の性能確認作業が必要となる。本作業を行うにあたり、移設物に不具合を生じさせることなく、移設作業を実施するためには、当該装置が持つ固有の構造及び機構、並びに制御プログラムに関する情報を熟知しており、それらに基づいて移設前後の性能確認(移設後の稼働、性能発揮の保証)、解体及び組み立て等の作業を行える者であることが必要不可欠となる。以上のことから、当該装置類一式の移設を行えるのは、パルスレーザー成膜装置類の主要部分である計測装置、各種制御装置等の装置類を製造、調整及び設置を行い、その後、それらに他社製品含む関連装置を増設、改良等を実施して現在の装置群を集成させた株式会社フォーサイトテクノ以外にない。	6	
表面構造解析装置制御PC更新作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.28	(株)リガク 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-14-4 (法人番号5012801002680)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,399,680	非公表	-	本作業を実施するにあたっては、当該装置がもつ固有の構造、機能及び制御プログラムに関する情報と技術を十分に熟知している製造元の専門技術者によるPCへのプログラムのインストール作業及び動作確認作業を確実に実施することが必要不可欠である。また、作業完了後の当該装置に関する動作保証も必要である。以上のことから、本作業を行える者は、当該装置の製造と制御用プログラムを作成した株式会社リガク以外に存在しない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東京大学情報基盤センター計算機の利用(Reedbush-Uシステム利用)	契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 田崎 英弘 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.11.29	国立大学法人東京大学情報基盤センター 東京都文京区弥生2-11-16 (法人番号5010005007398)	国、研究所以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他の公法人、学校教育法第2条2項に規定する国立学校及び公立学校と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,245,800	非公表	-	高機能暗号の要素技術である、ペアリング暗号と格子暗号の安全性評価及び高速化に関する研究を行うためには、次の仕様を満たす大規模並列かつ高性能な計算機およびプログラミングの環境が要求されることから、当該研究を実施するためには、東京大学情報基盤センターのReedbush-Uシステム以外にない。		
形状解析装置自動画像連結機能追加オプション	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.11.29	(株)キーエンス 大阪府大阪市東淀川区東中島1-3-14 (法人番号4120001051530)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,268,000	非公表	-	現状、本装置では、対物レンズの倍率で決まる画像サイズしか磁気センサデバイスの微細な表面形状データを測定できない。そのため、本装置に専用の自動画像連結機能拡張オプションを追加し、広範囲の画像を取得するとともに、それらの取得した複数枚の画像を高精度に連結して1枚の画像データとすることで、磁気センサデバイスの微細な表面形状をより大面積に渡って測定可能とするものである。これらは本装置と運動して高精度・高詳細なサンプル測定を可能とするものであるため、その作製にあたっては、本装置に関するノウハウ、知見が不可欠であるとともに、本装置との互換性を確保することが重要かつ必須である。また、現在、本装置にインストールされているソフトウェアは、本装置の製造元である株式会社キーエンス製であり、かつ、同社から使用許諾を受け、本装置のオペレーティングシステム上で動作が保証されているものであり、今回調達する新機能追加版のソフトウェアについても、同様に使用許諾を受け、併せて機能追加後の動作保証を得るものである。これらの製品は、代理店を介さず、本装置の製造元が直接販売を行っているため、同社から購入するしかない。そのため、契約相手先は、本装置の製造元である株式会社キーエンス以外にない。	4	
爆発反応熱量計の修理作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.11.29	(株)テクニクス 東京都千代田区九段南2-7-6 (法人番号3010001068355)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,404,000	非公表	-	本作業は、企業との共同研究の一環として、ニトロ化における反応熱量を精密に測定するために使用している既存の爆発反応熱量計のヒートバランスユニット部が、経年劣化により不具合が生じているため、ヒートバランスユニット部の修理を行う作業である。本作業を実施するにあたっては、当該装置が持つ固有の構造、機能を十分に熟知している製造元が提供する交換部品を使用し、かつ、製造元の専門技術者による点検・調整及び動作確認作業を実施することが必要不可欠である。また、作業完了後の当該装置に関する動作保証も必要である。以上のことから、本作業を行える者は、当該装置を製造したスウェーデンケミセンス社の日本で唯一の代理店であり、当該装置を購入した株式会社テクニクス以外に存在しない。	6	
単結晶シリコンウェハー加工作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.11.30	フジセイコー(株) 群馬県安中市郷原939-1 (法人番号4070001010062)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,022,200	非公表	-	本作業は、産総研支給のシリコンインゴットから、(150.0±0.3)mmφ×(200±15)μm厚さのウェハーに加工するまでの一連の工程を含むものである。このため、〈100〉方位をX線で確認してからオリフラ方位を決めること、ウェハーは面取りを行った後に両面研磨をおこなうこと、研磨後にすべてのウェハーをRCA洗浄すること、などが可能な工程をすべて備えている必要がある。フジセイコー(株)は、これらの加工工程を備えている。太陽光チームでは、平成27年度に公募競争「Si薄型ウェハー(N型)加工作業」の結果、フジセイコー(株)が受注・納品したウェハーを使用して、太陽電池セルの評価を行い、良好な特性を得ているという実績がある。引き続きセル評価を行うにあたって、実験データの連続性の維持という観点から、前回と同じ条件でウェハー加工を行うことが必須である。以上のことから、フジセイコー(株)以外にない。	3	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ソーラーシミュレータ用キセノンランプ及び取付・調整	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.11.30	(株)ワコム電創 東京都台東区上野5-13-11 (法人番号2030001088030)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,021,760	非公表	-	本製品は産総研が所有する既存の太陽電池モジュール信頼性評価用ソーラーシミュレータ(株)ワコム電創製 ロングパルスソーラーシミュレータ)の光源用のキセノンランプであり、本体装置(WPSS-1.8×1.4HD-50×6,AM1.5G)に適合する必要がある。本製品は定期的な交換が必要な消耗品であり、点灯時間が1000時間もしくはパルス照射回数が30000回のいずれかを経過するたび交換を要する。本調達もまた、消耗による交換を目的としたものである。本装置は同社製のロングパルスソーラーシミュレータに適合するように同社が独自に設計しているものであり、本体装置との互換性が必要であることから純正部品を調達する。本装置の製造販売・据付調整・保守は(株)ワコム電創が直接行っており、このため契約先は(株)ワコム電創以外に無い。	4	
ハイドロフォンセンサー	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.1	(株)ハイドロシステム 開発東京支店 東京都江戸川区松江6-7-22 (法人番号5120001111325)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,628,800	非公表	-	高分解能な音波探査データを取得することが出来る深海(水深3000m)曳航式ストリーマケーブルを開発するため、当該機器は、3000m以上の耐圧能力を有することが必要となる。また、音源からの距離があることも想定されるため、高い音圧感度を有し、様々な発振装置から発する音波を受信するために、1 Hzから15kHzまでの周波数の波を受信できる能力を必要とする。さらに調査での取り回しや水中姿勢制御の観点からストリーマケーブルの径や重量は制限されており、そのストリーマケーブル内に封入するセンサーは直径2cm以下、長さ5cm以下、重量20g以下であり、ハウジングやモールド等の処理がなされていないものでなければならない。現在産総研では、上記要件を満たすものとしてTeledyne Benthos社のAQ-4を使用しており、求めている性能・機能を満たしていることを確認済である。取得するデータの連続性を確保するためには、これと同じ機器を使用しなければならない。Teledyne Benthos社のハイドロフォンセンサーに関しては、現在日本国内では株式会社ハイドロシステム開発が唯一の国際公認代理・販売店となっているため、契約相手先は株式会社ハイドロシステム開発1社しかない。	3	
神経活動記録装置増設	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 三田 芳弘 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.1	(株)フィジオテック 東京都千代田区岩本町1-6-3 (法人番号4010001028093)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,274,480	非公表	-	本装置は、少し離れた場所のニューロン活動を同時記録するため、既存の神経活動記録装置米国Plexon社製、ベーシックマップハードウェアボックス MAP16、のスパイクおよびフィールドポテンシャル(low cut, 0.7Hz以下、high cut, 300Hz以上)のチャンネル数を16から32チャンネルへと増設する(16チャンネルの増設とする)ためのものである。そのため、既存の神経活動記録装置と接続して使用することができ互換性がある必要がある。この要求仕様を満たさない場合、複数の脳の領野からのニューロン活動が計測・記録できず、研究活動に重大な不都合が生じる。株式会社フィジオテックは、米国Plexon社製品の日本国内唯一の販売代理店であり、本仕様を満たす装置を納入できる契約窓口として、株式会社フィジオテック以外にはない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
薄膜作製用不活性チャンパー部品交換作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.1	山八物産(株) 山梨県甲州市勝沼町山1441 (法人番号8090001009256)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,461,240	非公表	-	薄膜作製用不活性チャンパー内の雰囲気を低酸素濃度・低水分濃度に保つためのソレノイドバルブ及び再生ガス排気口用逆止弁に、経年劣化による傷、詰まりがみられてきたため、グローブボックスとしての機能に支障をきたすと研究の遂行が不可能になることから、これらを早急に交換する必要がある。また、酸素濃度・水分濃度センサーはグローブボックス内の雰囲気が低酸素濃度・低水分濃度であるかどうかを確認する手段であるが、現在、酸素濃度計センサーセルは交換推奨時期を過ぎており、水分濃度計センサーも校正時期を過ぎているため、確実な装置稼動のためには、これら校正作業も必要となる。本作業は当該装置の構造を十分に熟知した製造元の技術・ノウハウ及び交換部品をもとに実施されなくてはならず、当該装置の専用交換部品は他社では製作並びに販売がされていない。更に、部品交換後、校正作業や確認試験等による装置の保証も必要となることから、本作業を確実に実施可能な業者は、当該装置の製造元である米国VAC社の国内総代理店である山八物産株式会社以外にない。	6	
200W マイクロ波電源	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.2	アリオス(株) 東京都昭島市武蔵野3-2-20 (法人番号7012801002282)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,508,000	非公表	-	研究では、独自に製作したマイクロストリップ型プラズマ源を運転するために、200ワット以下のマグネトロン方式マイクロ波電源(アリオス株式会社製)を用いている。この度、プラズマ源を多段にして設置する研究計画によりプラズマ源を4セット製作することになった。それに伴い、マイクロ波電源も4台新規に必要となった。プラズマの生成及び放電特性は、使用する電源特性に大きく依存する。そのため、現有のプラズマ源の放電特性を再現するために、現有の電源と同じ規格の物品を購入する必要がある。当該装置は、アリオス株式会社が製造し、直接販売を行っているため当該装置を入手可能なのはアリオス株式会社以外にない。	3	
ナノ微構造評価装置の修理	契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋市中山区下志段味穴ヶ洞2266-98)	H28.12.2	日本電子(株)名古屋支店 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,643,420	非公表	-	高機能セラミック粒子合成に関する研究において、ナノ微構造評価装置(日本電子(株)製 JSM-6335F型)を用いて、ナノ粒子などの微細構造を観察していたが、電子銃の不具合等により、観察途中でエラーが発生し微細構造の観察ができない状態にある。本研究を遂行することができなくなるため、電子銃を交換修理することで装置の機能を回復させる必要がある。なお、電子銃は、2~3年毎の交換が目安となっている。当該装置に適合した電子銃に交換する必要があるため調整具が直接測定精度に影響するため精度の維持には既存の装置の構造や機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。また交換後の動作保証も得る必要がある。このため本作業を行えるのは、装置メーカーである日本電子株式会社のみである。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
低温酸化膜形成装置改造	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.5	サムコ(株) 京都府京都市伏見区竹田薬屋町36 (法人番号4130001014511)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,627,774	非公表	-	本装置は低温において絶縁体成膜を行う既存の低温酸化膜形成装置(サムコ社CVD装置、PD-270STL-A)を改造するものである。現在本装置では絶縁体としてシリコン酸化膜の成膜を行っているが、シリコン酸化膜成膜の機能を維持したまま、超伝導量子アニーリング回路において低雑音の誘電体膜として有望なシリコン窒化膜(SiNx)の成膜機能を付加するものである。本件を確実に実施するためには、当該装置の設計、仕様に関する詳細な知見を有していることが、必要不可欠であり、改造後の装置動作保証を得る必要がある。当該装置を製作供給した者以外の者に本件の改造作業を依頼した場合、当該装置に関する知識情報が不足しているため適切に改造できない。さらに基大な事故が発生する恐れがある。また、正規品以外を用いて改造を行ってしまうため、その後、製作供給した者の保証及び修理対応の対象から外される。以上により、当該装置の改造を行うことができるのは製作供給者であるサムコ(株)以外にない。	6	
C-7100クライオ系統オーバーホール	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.5	(株)リョーサン 水戸支店 茨城県ひたちなか市勝田本町18-7 (法人番号8010001008810)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,463,692	非公表	-	C-7100に対して機器の交換を伴う作業を行う場合には、新たに接続される機器について、接続口、ソフトウェア連携、インターロック安全機構等について、C-7100本体と完全な互換性を持つことが必須の条件となる。C-7100のオーバーホール後の交換作業については、製造元であるキャノンアネルバ株式会社指定の方法に依ることがオーバーホール後の機能・性能を確保し、動作保証を得るために必須の条件であることから、C-7100の製造元であるキャノンアネルバ株式会社が指定する唯一の代理店である株式会社リョーサン以外にはできないと判断する。	6	
CVD用燃焼除害装置(ZENITH) 予備保全作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.5	エドワーズ(株) 千葉県八千代市吉橋1078-1 (法人番号8040001023451)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,528,280	非公表	-	本案件の対象資産である牧葉式成膜装置(Trias-W)の付帯装置であるエドワーズ株式会社製燃焼式除害装置「ZENITH」は、半導体研究設備から排出される大気汚染物質を無害化する燃焼式除害装置である。本予備保全作業を行う事により、本来の装置性能で作動するように作業を行なうものである。当該装置の経年劣化により構成部品不良が発生しており、再起動しないとエラー解除できない状態となっている。今後、構成部品の装置製造打ち切りによる部品供給期限を考慮して、事前に交換し保全を行うものである。当該燃焼式除害装置の性能を維持するためには、交換する部品が、ZENITH本体と完全な互換性を持つことが必要である。本予備保全作業後、当該装置が正しく機能する事が必須で、ZENITH本体の性能保証も必要であり、また、当該装置の製作者以外が作業を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。以上の理由により、本件の契約先は、当該燃焼式除害装置「ZENITH」の製造者であるエドワーズ株式会社以外にはないと判断する。	6	
酸化膜エッチャー(Telius) ウィング周りメンテナンス作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.5	東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号4010401020757)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,160,000	非公表	-	本装置の安定した装置稼働を維持するためには、交換する部品が、Telius本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須で、Telius本体の性能保証も必要であり、製造者である東京エレクトロン株式会社が作業を行う事で保証される。また、当該装置の製作者以外が修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。以上の理由により、本件の契約先は、当該エッチャー装置の製造者である東京エレクトロン株式会社以外にはないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
JEM-2100F型透過電子顕微鏡の整備作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.5	日本電子(株) 筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,660,802	非公表	-	本作業は、経年劣化した電子顕微鏡の整備及び消耗品の交換が必須である。本作業全てが満たされない場合、本装置を用いたナノカーボン材料の原子・分子レベル構造解析が困難となるため、当該装置の構造及び機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。当該装置は、日本電子株式会社により設計開発及び製造された装置であり、その修理に関する技術やノウハウを持ち合わせる事業者が他に存在しないことから、製造販売元である日本電子株式会社以外に修理作業を行える者はない。	6	
湿度制御装置(グローブボックス)のメンテナンス(オーバーホール)	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市市緑丘1-8-31)	H28.12.6	(株)美和製作所 大阪府茨木市畑田町11-50 (法人番号6120901010105)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,992,254	非公表	-	前回のメンテナンス作業から数年が経過するため、研究の継続的遂行上支障が出ないよう、経年劣化した各部を交換してオーバーホールを行なう定期メンテナンス作業を実施する必要がある。これら対象装置につき、白金触媒および水分吸着剤を交換するとともに、経年劣化の程度により必要に応じて真空ポンプオイル、Oリング等を交換し、水分(露点)計を校正し、さらに酸素計セルを交換する。当該グローブボックスは白金触媒を用いたガス循環精製機能を持つ(株)美和製作所製のグローブボックスである。当該装置のメンテナンスを行うにあたり、雰囲気制御能力等を低下させることなく部品等の交換を行う必要もあり、実施後の性能保証を伴ったオーバーホールを行えることが不可欠である。特に白金触媒については、これを用いたガス循環精製機能を有するグローブボックスを製造・販売しているのは(株)美和製作所以外にない。したがって、本メンテナンス作業の実施が可能な契約相手先は(株)美和製作所以外にはない。	6	
走査型電子顕微鏡用OSのWindows7化作業	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.6	日本電子(株) 筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,458,000	非公表	-	当該電子顕微鏡は日本電子株式会社製で、2007年に調達し、Windows XPをOSとするシステムを使用して操作を行っている。しかしながら、2014年4月のWindows XPのサポート終了以降、OSにトラブルがあった場合、当該電子顕微鏡は使用できなくなる恐れが続いている。そのため、引き続き良好環境で観察研究を行うには、OSを含むシステムに係るソフトウェアをWindows 7にバージョンアップすることが必要である。OSのWindows 7へのバージョンアップとそれに伴うシステム改修を行うにあたっては、当該装置は、日本電子株式会社のものであることから、他社によるシステムのバージョンアップ及びそれに付随するシステムの改修では性能や動作の保証が得られず、既存装置の性能・操作等を適正に維持するためには、装置やシステムを熟知している製造メーカーである日本電子株式会社による作業が不可欠である。従って、本件の契約先は日本電子株式会社に限定される。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ISO 26262 Set (パート1-10) 対訳版自動車-機能安全他	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.6	(一財)日本規格協会 東京都港区三田3-13-12 (法人番号9010405010460)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,208,343	非公表	-	IoT社会の実現が進んでいく中で、住宅という環境での家電や住設機器とスマートフォンなどの情報機器の連携が現実化している現状を踏まえて、これまで機能安全の考え方が存在していない住宅産業において機能安全規格を早急に作成することが求められている。住宅産業の機能安全規格を作成するうえで、自動車・プラント設備・生活支援ロボット・プロセス産業・鉄道といった機能安全の導入が進んでいる業界での規格のあり方と齟齬を生じさせないことが重要となる。従って、本契約における種々の業界での機能安全規格を所持することは整合性確認を行うために必須であり、これを怠ると機能安全規格として内容が不十分なNP案となり、本研究で進めている国際提案に支障をきたすこととなる。本調達案件で求められる他業界のISO規格及びIEC規格等の規格本については、pdf版や冊子体、邦訳対訳版・原文のみなどの様々な体裁のものが存在するが、日本国内においてはいずれの体裁のものであっても全て日本規格協会のみで取り扱われている。よって、本調達案件の契約先は日本規格協会以外に存在しない。	13	
4インチSiCプライムグレードウエハ	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.7	長瀬産業(株) 東京都中央区日本橋小舟町5-1 (法人番号4021001013407)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,442,040	非公表	-	本案件は、IE-MOSTランジスタ、SBD(ショットキーバリアダイオード)などの各種素子製作のための基板に用いる4インチSiCプライムグレードウエハで測定用ウエハであり、従来Dow Corning社製の4H n+ Conductive SiC ウエハで、直径約100mm(公称4インチ)、厚さ約0.35mmのSiC単結晶ウエハを使用している。当該ウエハは2011年度から使用し、継続的に実施している研究等でデータの連続性を確保してきている。仮に別メーカーのウエハを使用した場合、すでに評価をしているプロセス性能の継続性及びデータの連続性の確保が不可能になる恐れがある。以上の理由から、当該ウエハの契約先としては製造元であるDow Corning社の唯一の代理店である長瀬産業株式会社以外にないと判断される。	3	
強相関デバイス評価用安定化装置保守点検	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.7	大陽日酸(株) 北関東支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 (法人番号7010701015826)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,404,000	非公表	-	本装置は液体ヘリウムレベルを長時間にわたって安定化させて計測に擾乱を与えないという目的で使用し、接続して使用するカンタムデザイン社の物性評価装置(PPMS)に当該装置を接続した状態で蒸発ヘリウムガスの循環量が精密・最適に制御できる特殊仕様になっている。また、研究遂行上、保守点検のために本装置を停止する期間を最小限に抑える必要があるため、仕様書に記載の限定された期間で保守点検と動作確認を行なう必要がある。作業内容・期間を考慮すると、保守点検を行なうためには当該装置の構成・動作・制御ソフトに関する専門的知識と専門的技術が要求される。また、研究用の特殊な仕様になっているため、設備の内部構造、機構を熟知した高度な技術が要求され、点検ノウハウや調整技術等の知見を有することが必要不可欠であり、作業終了後の動作保証も得る必要がある。そのため、本作業の契約先は製造メーカーであり、当該装置の設計・製作及び据え付け作業を行った大陽日酸株式会社以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電子ジャーナル(IEEE Journals Library Plus)の利用	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.7	丸善雄松堂(株) 筑波営業部 茨城県つくば市天久保4-6-4 (法人番号2010001034952)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,122,392	非公表	-	本案件の電子ジャーナル(IEEE Journals Library Plus)は、電気・電子の分野で最先端の研究論文が多く掲載されており、産総研の全領域にまたがり研究の補助となり研究者に一律に、広範囲で最新の有益な研究情報を瞬時に提供出来るツールである。本電子ジャーナルを利用することによって、利用者は瞬時に高度な最新の研究情報を得ることができ、産総研の研究パフォーマンスを上げるためには必要不可欠なものであることから、本電子ジャーナルを図書検討委員会で選定し、導入するものである。本電子ジャーナルはIEEEのみが発行しており、日本国内でIEEE Journals Library Plusの電子ジャーナルを取り扱えるのは、日本国内総代理店の丸善雄松堂株式会社のみ(別紙証明書のとおり)である。よって契約先は丸善雄松堂株式会社以外にない。	13	
電子ジャーナル(Cell Press)の利用	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.7	ユサコ(株) 東京都港区東麻布2-17-12 (法人番号2010401030329)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,769,465	非公表	-	本案件の「電子ジャーナル (Cell Press)」は、生理学の分野で最先端の研究論文が多く掲載されており、産総研の生命工学研究の補助となり、広範囲で最新の有益な研究情報を瞬時に提供出来るツールである。本電子ジャーナルを利用することによって、利用者は瞬時に高度な最新の研究情報を得ることができ、産総研の研究パフォーマンスを上げるためには必要不可欠なものであることから、本電子ジャーナルを図書検討委員会で選定し、導入するものである。本電子ジャーナルCell Pressはエルゼビア・ビー・ブイのみが発行しており、日本国内でCell Pressの電子ジャーナルを取り扱えるのは、日本国内総代理店のユサコ株式会社のみ(別紙証明書のとおり)である。よって契約先はユサコ株式会社以外にない。	13	
高純度炭化ケイ素	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.8	太平洋セメント(株) 東京都港区台場2-3-5 (法人番号4010401082995)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給元がーに限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,673,000	非公表	-	本研究においては、結晶成長時の温度分布の制御を観点としたデータの取得を行っている。成長炉の温度分布は充填するSiC原料の粒度分布などにも大きく影響されることがこれまでの実験結果から分かっており、またE.L.Kitaninらによって報告された文献(Mater. Sci. Eng. B55 (1948)174)でもそのことが示唆されている。結晶成長を行う際SiC原料を変更することは実験条件を大きく変化させる要因となる。現在使用しているのは、太平洋セメント(株)製の粒度:45~850μm 平均粒子径が255~355μm、不純物成分: B<1.0ppm, P<1.0ppm, Al<3.0ppm, Fe<8.0ppmの仕様である。実験結果の連続性の確保のためには、従来から継続して使用している当該製品の使用が必須である。 以上の理由により、本件の契約先は直販及び製造元である太平洋セメント(株)以外にないと判断する。	3	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
炭化ケイ素エピタキシャル膜成長装置消耗部品	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.8	東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号4010401020757)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	9,335,088	非公表	-	本消耗部品は、炭化ケイ素エピタキシャル膜成長装置内でSiC/Pワーデバイスを作製する上で、1700℃と高温処理をするためシラン(SiH4)やプロパン(C3H8)等の反応性が高いガスを使用するが、その高温に耐えながら、SiCエピタキシャル膜をSiC基板上に成長させるためのフォルダーで、SiC基板の搬送を行うプロセスチャンパー内の消耗部品である。このため、本消耗部品は、絶えず1700℃の高熱やガスにさらされるため摩耗や劣化が激しい。プロセスチャンパー内でフォルダーの搬送を安定稼働させるためには、完全な互換性を持つ本消耗部品を予備部品として持って、いつでも交換できるようにしておく必要がある。また、本体装置の性能保証も必要であり、当該装置の製作者以外の消耗部品を使用した場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。以上の理由により、これらの消耗部品の契約先は、当該装置の製造元である東京エレクトロン株式会社以外にないと判断する。	4	
MEMSデバイス特性評価装置(真空)(A) 定期メンテナンス作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.12.8	(株)日立ハイテックフィールディング つくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 (法人番号90111101029712)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,764,880	非公表	-	本装置(日立ハイテクノロジーズ社製)は産総研東事業所3B棟クリーンルーム内に設置されており、内外部のユーザーが電子ビームを利用した線幅等の測定に用いている。前回の点検から2年が経過しており、故障防止やプロセスの安定化を図るためにメンテナンス作業を行う。(前回点検時期:平成25年11月。契約先:株式会社日立ハイテックフィールディング)本装置はハードウェアとソフトウェアが複雑に絡み合っており機能しているため、メンテナンスを実施するには専門の知識を有している必要がある。また、メンテナンスに用いる調整用の工具も特殊で汎用性がなく、シーケンスも複雑で装置を熟知していないと重大な損傷を装置に与えかねない。上記の理由から、本作業を実施し、メンテナンス後の装置の動作保証を得られるのは日立ハイテクノロジーズ社製品のメンテナンスを担当している株式会社日立ハイテックフィールディング以外にない。	6	
窒素ガス製造装置(2G棟用)定期点検作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.12.8	エア・リキード工業ガス(株) 茨城県つくば市和台28 (法人番号2140001053171)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,296,000	非公表	-	本作業は、当所が所有する既存の窒素ガス製造装置の保守である。本装置の保守作業、調整具合が直接ガス純度やガス供給能力に影響するため、性能の維持には既存の窒素ガス製造装置の構造や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。本装置は異なる製造者の製造する2装置を組み合わせてシステム化したものであり、システムとして保守を行うことができるのはシステム設計・製造者以外には困難であり、装置の動作保証も必須である。以上の理由により、契約先は、本装置の製造者であり、装置システムを設計・製造したエア・リキード工業ガス株式会社しかない。	6	
小金井支所(次世代モバイル用表示材料共同研究施設)不動産賃貸借	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.8	国立大学法人東京農工大学 東京都府中市晴見町3-8-1 (法人番号 1012405001281)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	13,469,444	非公表	-	平成15年に東京農工大学敷地内に小金井事業所(平成22年10月から小金井支所)を設立し、平成29年も引き続き利用することから、契約相手先は土地の所有者である国立大学法人東京農工大学に限定される。	9	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電子ジャーナル(Optical Society of America)の利用	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.8	(株)紀伊國屋書店 水戸営業所 茨城県水戸市南町3-4-57 (法人番号4011101005131)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,784,510	非公表	-	本案件の電子ジャーナル(Optical Society of America)は、光学の分野で最先端の研究論文が多く掲載されており、産総研の全領域にまたがり研究の補助となり研究者に一律に、広範囲で最新の有益な研究情報を瞬時に提供出来るツールである。本電子ジャーナルを提供することによって、利用者は瞬時に高度な最新の研究情報を得ることができ、産総研の研究パフォーマンスを上げるためには必要不可欠なものであることから、本電子ジャーナルを図書検討委員会で選定し、導入するものである。本電子ジャーナルはOptical Society of Americaのみが発行しており、日本国内でOptical Society of Americaの電子ジャーナルを取り扱えるのは、日本総代理店の株式会社紀伊國屋書店のみ(別紙証明書のとおり)である。よって契約先は株式会社紀伊國屋書店以外にない。	13	
炭素部材	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.9	東洋炭素(株) つくば営業所 茨城県つくば市花畑2-15-8 (法人番号1120001050238)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,907,332	非公表	-	本研究においては、東洋炭素株式会社製の材質IG-110(U)およびDON-1010-Hの黒鉛部材および断熱材を用いた条件で成長条件を管理しており、それらと異なる材質の部材を用いた場合にはこれまでの成長条件と異なる状況になることが判明している。成長条件とは①結晶成長部の温度安定度、さらに溶液法に関しては②溶液へのC溶解速度、③断熱材の溶媒Siに対する堅牢性、であり、これまでの研究知見の蓄積に基づくと、従来の成長条件を満たすものは東洋炭素株式会社製に限られる。研究結果の連続性の確保のためには不可欠な代替性のない特定の材料であり、従来から継続して使用している当該製品の使用が必須である。以上の理由により、本契約の契約先は直販及び製造元である東洋炭素(株)以外にないと判断する。	3	
CMP装置保守部品	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.9	(株)東京精密 東京都八王子市石川町2968-2 (法人番号5010101009430)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,625,480	非公表	-	本件対象資産であるCMP装置「ChaMP-332M」は、SCRラインにおいて極微細なデバイスの配線を形成するためにシリコンウェハまたはそのウェハ上形成した生成膜の表面を化学的および機械的な作用により研磨し平坦化加工する装置である。本件は、当該CMP装置の駆動部分で経時的摩耗損傷が懸念される部品である ロータリージョイントおよびドレスヘッドを装置保守のために交換し、購入を依頼するものである。当該CMP装置を正常稼働させ加工精度を維持するためには上述の消耗部材は「ChaMP-332M」と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能するために、製造元である株式会社東京精密による純正部品を購入する必要がある。また、当該装置の製造者以外の部品にて交換を行った場合、装置の使用に著しい故障を生じる恐れがあるとともに、部品交換後の装置の動作保証が困難である。なお、当該部品は、ユーザー側にて交換可能な部品であり、メーカーを煩わせることなく自ら部品交換するものであるこれらの部材は当該装置の製造元である株式会社東京精密が提供するものであり、本件の契約先は株式会社東京精密以外にないと判断する。	4	
地盤振動再現システム修理および調整作業	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.9	IMV(株) 大阪府大阪市西淀川区竹島2-6-10 (法人番号3120001059756)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい故障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,298,400	非公表	-	地盤振動再現システム(IMV株式会社)が動作不安定な状態となった。本装置は、騒音・振動関係の実習設備として必要不可欠であり、現在の状態が続くと当センターの業務に支障を来すため、至急修理をする必要がある。当該装置は、IMV株式会社で製造したものであり、日本国内における販売・技術サービスは、同社が行っている。当該装置の構造、交換部品、取り付け、調整等は同装置特有のノウハウが必要であり、かつ同社が保有しているだけでなく、修理後の装置の保証ができるのも同社のみである。従って、本件の契約相手先は、同社以外にないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
微構造迅速分析装置オーバーホール作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.9	東和科学(株) 東京都千代田区九段北1-6-2 (法人番号2010001024235)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,607,580	非公表	-	本作業は、固体酸化物燃料電池の耐久性迅速評価方法に関する基礎研究において、作製した燃料電池材料の微構造観察及び元素分析を行うために使用している微構造迅速分析装置(FEI社製、NOVA NANOSEM450)の電界放出電子銃エミッターに動作不良の不具合が生じたことから、不具合を解消するためのオーバーホール及び不具合箇所の部品交換を行うものである。本作業を実施するにあたっては、当該装置が持つ固有の構造、機能を十分に熟知している製造元が提供する交換部品を使用し、かつ、製造元の専門技術者による点検・調整及び動作確認作業を実施することが必要不可欠である。また、作業完了後の当該装置に関する動作保障も必要である。以上のことから、本作業を行える者は、当該装置を製造した米国エフイー・アイ社唯一の日本法人である日本エフイー・アイ株式会社から当該装置のアフターメンテナンスを一任され、かつ、当該装置を納入した東和科学株式会社以外に存在しない。	6	
Chemical Abstracts web editionの利用	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.9	(一社)化学情報協会 東京都文京区本駒込6-25-4 (法人番号3010005016764)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,708,850	非公表	-	本案件「Chemical Abstracts web edition」は化学分野において、化学関連分野に関する定期刊行物が多数掲載されており、産総研の全領域にまたがり研究の補助となり研究者に一律に、広範囲で最新の有益な研究情報を瞬時に提供出来るツールである。Chemical Abstracts web editionを利用することによって、利用者は瞬時に高度な最新の研究情報を得ることができ、産総研の研究パフォーマンスを上げるためには必要不可欠なものであることから、図書検討委員会で選定し、導入するものである。「Chemical Abstracts web edition」は、アメリカ化学会(American Chemical Society)の情報部門であるChemical Abstracts Service(CAS)のみが発行しており、日本国内で「Chemical Abstracts web edition」を取り扱えるのは、日本国内総代理店の一般社団法人化学情報協会のみ(別紙証明書のとおり)である。よって契約先は一般社団法人化学情報協会以外にない。	13	
相変化デバイスのTEM-EDXマッピング	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.12	(株)東レリサーチセンター 東京都中央区日本橋本町1-1-1 (法人番号5010001051549)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,641,600	非公表	-	本作業は、結晶状態のゲルマニウム-テルル合金薄膜と同じく結晶状態のアンチモン-テルル合金薄膜を交互に規定に従って積層した超格子薄膜の最適条件を検討するための原子レベルでの観察及び元素のマッピングを行うものである。本研究では、本作業によるデータとこれまで蓄積された実験データと比較・解析することが重要であるため、実験データの連続性を確保する必要がある。これまでに同様の観察業務を複数社に依頼した結果、産総研が必要とする解像度を達成できたのは(株)東レリサーチセンターのみであり、平成21年度より同社による観察を毎年数件程度実施しているため、今回も同社に依頼するものである。なお、本作業に伴う報告書の著作権は産総研に帰属するものである。以上の理由により、本作業を行える者は(株)東レリサーチセンター以外にない。	3	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
燃焼器テストリグ制御装置	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.12.12	(株)トヨタタービンアンドシステム 愛知県豊田市元町1 (法人番号9180301018855)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,858,000	非公表	-	本装置は、既設「燃焼器テストリグ」の制御装置であり、入出力信号の選定のためには、「燃焼器テストリグ」の運転手順書と動作シーケンス、回路図に熟知している必要があり、且つ、ソフトウェア開発のために、運転手順書の操作を熟知している必要がある。また、「50kW級ガスタービン発電装置」の特性にも熟知して、互換性のある性能を発揮するように開発する必要がある。従来と同じ燃焼器内のガス流動状態を再現し、研究成果のデータの連続性を確保するには、装置の互換性が十分に確保され、アンモニア燃焼ガスタービンとしての機能性能が保証されなければならない。また、燃焼器の特性には秘匿性があり公開できない。上述の理由により、「燃焼器テストリグ」と「50kW級ガスタービン発電装置」の製造会社であり、制御装置の動作保証を得る必要があることから(株)トヨタタービンアンドシステムを選定する。	4	
高圧水素発生装置の改造	契約担当職 東北センター研究業務推進室長 長山 信一 (宮城県仙台市宮城野区苦竹4-2-1)	H28.12.12	(有) エルテックス 東京都八王子市南陽台1-21-12 (法人番号5010102007689)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	11,772,000	非公表	-	高圧水素発生装置(有限会社エルテックス製LTEX9340型)は、耐圧性能が50MPaの高圧ガス保安法に準拠した装置であり、平成27年3月に11,880千円で取得したものである。当初、ギ酸が水素と二酸化炭素に分解する際の平衡圧力は、20MPa程度であると推定していたため、本装置ではそれよりも2倍以上高い50MPaの耐圧性能でもって設計・制作を行ったものの、実験を重ねてきた結果、分解する際の最高平衡圧力は、本装置の耐圧性能の上限である50MPaを超えることが分かった。そのため、本装置の耐圧性能では次段階の実験を安全に行うことが困難になってきたため、50MPa以上の高圧ガスでも安定的に取り出せる装置が急遽必要となった。このため、耐圧性能98MPaの装置の新規購入を検討したところ17,880千円と高額な経費が必要であり、納期が5ヶ月かかることが分かった。一方、本装置を用いた改造では、法規に対応するため、これまでの部材より肉厚の部材を用いて高圧容器等を新規に製作することにはなるが、価格が11,830千円と本装置とほぼ同額の経費で済む。しかも本装置をベースに改造を行うため、チラー、排気装置、センサー、一部の排圧弁等の本装置の付帯設備はそのまま利用することができ、装置の操作方法も変更せず利用できるものである。本装置取得から1年余りではあるが、改造を行うことで新規購入より大幅に安価でかつ納期も1月短縮され、実験の空白を少ない期間で済ませることができる。また、本装置の改造には、装置構造と高圧ガス保安法を熟知していることが必要不可欠である。改造を行った後の正常かつ安全な稼働、機能性能の保証が必須である。有限会社エルテックス以外の者が装置の改造を行った場合、製作元が保有している設計図やノウハウがないため、設備状態を把握できず正常に稼働させる保証が得られない。以上から、本件の契約先は設計、製造、販売、修理等全てを自社で行っている有限会社エルテックス以外ない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
プラズマCVD装置用除害装置の改造及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.12	(株)巴商会 学園都市営業所 茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2 (法人番号4010801008518)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,283,600	非公表	-	プラズマCVD用除害装置((株)荏原製作所G5-P2)の改造及び立上げ作業を行う。本件は当該装置の改造及び立上げ作業を行うもので、改造作業は、産総研の供給用方に適合する改造と産総研の安全仕様適合する改造を行う。立上げ作業は稼働準備のため、研究CR側用方と本体が正常に接続され、かつ正常に供給されていることの確認、改造内容を含めた安全動作確認及び除害性能確認を含めた性能確認を行う。当該装置は(株)荏原製作所製であり、当該装置の改造及び立上げ作業にあたっては、当該装置の構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することができるように改造及び立上げが行えるのは、この装置の設計から製作までを行った(株)荏原製作所以外にはない。また、(株)荏原製作所以外の者が装置の改造及び立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図、及びスキルがないため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の保証が得られない。以上から、本作業は(株)荏原製作所製装置の保守、サービス部門を担当する荏原フィールドテック以外になく、本件の契約先は、(株)荏原フィールドテックから一任されている(株)巴商会 以外にない。	6	
マトリクス支援レーザー脱離イオン化質量分析計移設作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.12	日本電子(株)筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,566,142	非公表	-	本作業は、当該装置をつくば西事業所からつくば中央第五事業所に移設するものである。当該装置は超精密分析機器であることから、移設作業は慎重な取り扱い他、移設前の性能確認作業、搬出のための解体作業、移設先での装置組み立て作業、移設後の性能確認作業が必要となる。本作業を行なうにあたり、移設物に不具合を生じさせることなく移設作業を実現させるためには、当該装置が持つ固有の構造及び機構等を熟知しており、それらに基づいて移設後の移設前同等の稼働保証、解体及び組み立て作業を行なえる者であることが不可欠となる。以上のことから、移設後の装置の保証等を含め、当該装置一式の移設が行えるのは、当該装置の製造・販売及び現行設置場所への設置・据付調整を担った日本電子株式会社のみである。	6	
粒径分布測定器修理	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.12	東京ダイレック(株) 東京都新宿区内藤町1 (法人番号2011101015074)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,242,000	非公表	-	本装置の不具合を解消するには、装置の機構や性能を熟知しているとともに、正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須である。これらの条件を満たしているのは、本装置の製造者である米国TSI社であり、また、国内唯一の代理店である東京ダイレック株式会社である。DMA制御プラットホーム、粒子分級器および電気移動度式粒径分布測定装置の点検、消耗部品の交換および校正は、米国TSI社から当該校正等の技術を習得している東京ダイレック株式会社が行う。また、凝縮粒子計数器の修理、点検および校正については、故障の内容から、代理店を通じて製造者である米国TSI社が直接実施する必要がある。よって、本件の契約窓口としては、東京ダイレック株式会社以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
スパッタ装置修理	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本 朗 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H28.12.12	(株)エイコー 東京都千代田区神田東松下町12 (法人番号5010001099365)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,204,200	非公表	-	本件の作業項目対象であるマニピュレーターは、均一な薄膜製造に必要な基板回転を担っているが、経年使用による摩擦のため、基板回転が不安定になっており、均一な薄膜製造ができていない。また、薄膜への所望元素の添加を担っているスパッタガンにおいては、先端カバーは適正な設置位置からのわずかなズレが生じているために、プラズマの不安定性や薄膜へのコンタミ混入が生じている。このような状況では、装置本来の、薄膜製造や元素組み合わせの制御機能を発揮させることはできない。本件の交換や、修理・調整を行うためには、当該装置の試料回転機構や真空排気機構、スパッタガンの構造、その他の技術的ノウハウを熟知し、修理後の装置が正常に動作するための保証も必要である。なお且つ施工にあたっては機械/電機図面等の基本データをもとに作業を行うが必要があり、修正後の動作保証を得る必要がある。したがって、本件を履行できるのは、本装置の製造メーカーである株式会社エイコーエンジニアリングのみであり、契約相手先は同社の営業窓口である株式会社エイコー以外に無い。	6	
半導体特性評価装置	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.13	(株)TFF ケースレーインズツルメンツ社 東京都港区港南2-15-2 (法人番号5010401123798)	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,145,528	非公表	-	本装置の特徴として、普段は産総研において高精度の測定ができるのみならず、筑波大学に持ち込み同種の半導体特性評価装置を複数台接続し、パーソナルコンピュータ制御により協調して動作させることにより、それぞれの半導体特性評価装置の複数の端子をあたかも一台の半導体特性評価装置の様に協調して制御できる機能を持つ。本機能はMOSFET素子のホール効果測定のように6端子以上の端子を制御してデータを取得するには必須の機能である。本装置導入の主な目的である基板バイアス印加のホール測定を実施するには本装置と筑波大学が所有する株式会社TFF(ケースレーインズツルメンツ社)製の半導体特性評価装置2636B及び2636Aと協調してホール効果測定用のMOSFETの6個以上の端子にパーソナルコンピュータ制御をして電圧・電流を印加すると同時に電流・電圧のモニターをする必要がある。さらにデータの連続性から本装置を用いて実施する基板バイアス印加のホール効果測定は精度は基板バイアスを0Vとしたこれまでに筑波大学との共同研究で蓄積したホール効果測定の実験結果と同等の精度を確保する必要がある。そのため導入する半導体特性評価装置は、筑波大学所有の株式会社TFF(ケースレーインズツルメンツ社)製の2台の評価装置(2636A,2636B)と協調して制御し、基板バイアス印加のホール効果測定を行うためにはパーソナルコンピュータ制御ソフトウェアの制約から株式会社TFF(ケースレーインズツルメンツ社)製の測定器に限定される。従って、株式会社TFF(ケースレーインズツルメンツ社)製の半導体特性評価装置2636Bを導入することが必須である。以上の理由により、半導体特性評価装置である2636Bを選定し、契約先として製造・販売元の株式会社TFF(ケースレーインズツルメンツ社)しかないと判断する。	5	
走査型電子顕微鏡の正常稼働への復旧作業	契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋市中村区下志段味穴ヶ洞2266-98)	H28.12.13	日本電子(株)名古屋支店 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,240,000	非公表	-	電気化学反応セルを用いたエネルギーキャリア合成技術に関する研究において、走査型電子顕微鏡(日本電子(株)製 JSM-6330F型、)を用いてサブミクロンレベルの微構造観察を行っている。電子銃およびイオンポンプの不具合等により正常に動作しないため研究を遂行することができないので、復旧作業を行い機能回復させる必要がある。なお、電子銃は、5年毎の交換が目安となっている。サブミクロンレベルの観察精度の維持のためには、真空度を保つとともに、光学系の調整が重要であり、光軸調整具合が直接、装置の観察精度に影響するため精度の維持には既存の装置の構造や機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。また交換後の動作保証も得る必要がある。このため本作業を行えるのは、装置メーカーである日本電子株式会社のみである。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ソフトウェアアップグレード	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.12.14	エムエスシーソフトウェア(株) 東京都新宿区西新宿1-23-7 (法人番号8011101036676)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,592,000	非公表	-	変形挙動の評価ならびにシミュレーションを行うためには、材料の粘弾性変形を扱うことができる非線形有限要素法ソフトが必要である。また、対象とするガラスの高温熱物性などの物性データをソフトに入力できる必要がある。本研究ではこれら物性を導入したモデルを用いて導入済みの非線形有限要素法ソフト(MSC社製Marc2007)でシミュレーションを進めているが、より複雑な形状モデルの解析のために現状のモデルや材料条件、設定条件を利用し比較できるソフトウェアへの更新するためのソフトが必要となっている。さらに、当該ソフトウェアは導入より9年が経過しており現在サポートされているOS(Windows7以上)上での動作保証がない問題も発生しており、セキュリティ上安全なOS上へのアップデートも必要となっている。非線形有限要素法を用いたシミュレーションソフトは数社が出しているが、ソフトウェア毎に入力する物性データの取り扱い方が異なる。これまでの研究成果と比較するためには、即ち、これまで用いてきた物性データをそのまま入力データとして用いるためには、導入済みのソフトウェアをバージョンアップするしかない。また、それぞれ解法プログラムが異なるため以前までの同一モデルを使用することができた場合でも、過去の解析結果と比較検討することができない可能性がある。よって、導入済みソフトウェアMarc2007最新バージョンを提供できるのはエムエスシーソフトウェア株式会社以外にない。	3	
電界放射型走査電子顕微鏡 部品交換及び点検作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.14	(株)東陽テクニカ 東京都中央区八重洲1-1-6 (法人番号8010001051991)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,573,560	非公表	-	本作業は、SiCパワーデバイス半導体材料やデバイスプロセス加工済試料の表面/断面モフォロジーの観察・分析評価のために用いている、電界放射型走査電子顕微鏡(SEM)装置(カールツァイスマイクロスコピー社製、型式:GEMINI SUPRAシリーズ35)の定期メンテナンスとして、部品の交換及び各種点検等作業(ベークアウト、調整、動作確認)を行い、装置の能力を維持できるようにするものである。今回交換する部品は、その使用期間が、装置メーカーが定める標準使用期間終了間際であり、当該期間を超えて引き続き使用した場合、部品が正常に稼働せず、装置の故障に繋がるおそれがある。本作業については、当該装置に精通し、装置の正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、また、作業完了後の保証も必要である。そのため、本作業は装置メーカーであるカールツァイスマイクロスコピー社から保守・修理等を委託された者以外が行うことは不可能である。なお、日本国内における当該装置の修理・点検等は、同社の代理店である東陽テクニカ株式会社が行っている。以上の理由により、契約相手先は、東陽テクニカ株式会社をおいて他にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
CO2/H2Oアナライザー	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.15	メイワフォーシス(株) 東京都新宿区新宿1-14-2 (法人番号40111101056538)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,310,236	非公表	-	当該装置は昨年度に当該プロジェクトで評価試験を実施した結果、野外観測に必要な低消費電力小型可搬型装置の中で唯一火山ガス組成のリアルタイム観測に必要な測定精度<1.5ppm)を有していることを評価済みであり、その評価結果を元に、火山ガス組成をリアルタイムでモニタリング可能な機器を開発目的に当該装置を採用することを結論した。今年度以降の当該プロジェクトでは、当該装置を搭載した噴煙観測装置を新たに5台使用し、測定・評価を進めていく計画である。当該装置は既存の噴煙観測装置にも搭載して使用するために複数台を保有済みであり、5台のうち2台については保有済みの当該装置2台を利用して作成するが、今回の調達には不足分の3台の購入となる。すでに保有している当該装置と同一の装置を使用しなければ、測定精度の維持、複数の装置によるデータの共有・互換や比較検証を行うことが不可能であり、火山ガス組成の連続観測手法の向上を目指す研究の実施が困難となる。以上により、LICOR社LI840A CO2-H2Oアナライザーが、本研究を遂行するに条件を満たした唯一の装置であると結論される。当該センサーは、米国 LICOR社の製品であるが、同社の製品については、メイワフォーシス株式会社が国内唯一の代理店であることから、調達先はメイワフォーシス株式会社以外に無い。	4	
ドライエッチング装置用4インチ静電チャック	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.15	サムコ(株) 東京都京都市伏見区竹田薬屋町36 (法人番号4130001014511)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,526,200	非公表	-	本案件のサムコ株式会社製ドライエッチング装置用の4インチ静電チャック(ESC)は、装置真空チャンパー内でSiCウェハを吸着するために使用される。また、上部からのプラズマによる発生熱とウェハ裏面に流すヘリウムによって冷却される状態で、SiCウェハの温度を一定にコントロールするために使用される。そのため、静電チャック(ESC)に僅かな傷等がいただけで吸着力が劣化し、ヘリウムが漏れる。よって予備品を常備することが必要である。更に形状、高さ、表面加工、吸着力、電気抵抗、全てが同じである専用のものでないと同等なエッチング特性が得られないため、高パワー、高温半導体デバイスのSiCデバイス素子を作成できない。また 装置本体の所定のタッチパネルにより専用電源コントローラーによる制御でESC電圧、ウェハ裏面圧力の設定が可能でなければ4インチ静電チャック(ESC)は正常に動作しない。上記理由から当該サムコ株式会社製4インチ静電チャック(ESC)以外では、同等のSiCデバイス素子を製作することは不可能である。また、装置本体のタッチパネルにて静電チャックを正常に動作させるには本体装置の製造元であるサムコ株式会社以外にできない。よって購入先として製造元であるサムコ株式会社以外にないと判断する。	4	
貯留層シミュレータSTARの機能追加(BRNGAS状態方程式の高温上限拡張)	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.15	極東貿易(株) 東京都千代田区大手町2-2-1 (法人番号2010001014327)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,873,200	非公表	-	当該貯留層シミュレータSTARへの機能追加にあたっては、当該プログラムは米国Leidos社が開発した物であることから、同社が排他的な改変権を有しており、他社が無暗に手を染めると著作権侵害を起こす危険を惹起し、ひいては当所に類が及ぶことになる。機能追加のためにはソースコードの修正が不可避であり、また、その修正が他の部分に与える影響を熟知している必要がある。特に、BRNGAS状態方程式は、水・非凝縮性ガス・塩分の気体・液体・固体状態という複雑な方程式であり、その取り扱いには開発者のノウハウが多く含まれる部分である。このため、本件を実施可能であり、かつ、機能及び性能の保証を得ることができる、貯留層シミュレータSTARの開発者であり、その改変の権利を有する米国Leidos社のみである。以上の理由により、本件の請負が可能なのは、米国Leidos社の日本国内における独占的販売代理店である極東貿易株式会社以外にない。	7	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
試験片加工	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.16	石川金属工業(株) 君津支店 千葉県君津市君津1 (法人番号2290801000259)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,358,072	非公表	-	本件は、国内規制への適用が必須となる「水素を燃料とする内燃機関自動車、燃料電池自動車」の安全性に関する「世界統一基準」(HFCV GTR) Phase2における水素適合性試験法の審議に必要な材料評価データの取得・解析を行い、国内規制を考慮した国際基準調和を進めるために実施する材料試験として、疲労寿命試験および低速速度引張試験(SSRT試験)に用いるための試験片を加工する作業である。本研究では、既にいくつかの疲労寿命試験およびSSRT試験を実施してデータを取得しており、今回、高圧水素ガス中試験装置が本格稼働するに当たり試験片を追加する必要がある。試験片加工は、データの連続性の確保の観点から、前回の試験片と限りなく同一性を確保する必要がある。そのためには前回と同じ切削機械、同一技能を保有する業者による加工が必須である。また、同一業者が行っても、加工時期や温度等の環境によって表面残留応力に差が生じ、試験結果に影響を及ぼす可能性がある。そのため試験に必要な試験片はできる限り一度に加工する必要がある。従来の試験片加工は、石川金属工業株式会社で行っており、前記の理由により、今回加工を依頼する相手先も同様にする必要がある。以上の理由により、試験片加工の契約先は石川金属工業株式会社以外ないと判断する。	3	
真空薄膜形成装置電子銃源用電源高出力化作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.16	アリオス(株) 東京都昭島市武蔵野3-2-20 (法人番号7012801002282)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,996,000	非公表	-	当所が保有するアリオス株式会社製真空薄膜形成装置(製造番号:70309005-N01)は、3次元実装用の各種要素技術開発において、回路チップを3次元積層接続するのに用いる接続ハンブを形成するために、必要な真空薄膜形成装置である。当該装置の電子ビームの駆動電力を3kWから6kWに増強することで、電位ビームによる金属薄膜の蒸発力を高め、高融点材料を安定的に真空蒸着できるようになることを目的とする。そのため、当該改造作業においては、これまでに蓄積された真空薄膜形成条件データの再現性の確保は、当該研究の効率的執行に不可欠の要件である。さらに、高出力化および高電圧化に伴う当該改造は当所の操作作業の安全に直接関わるため、当該改造実施者には高い専門性が要求される。これらの条件を満たすのは、当該装置の製造業者であるアリオス株式会社以外には存在しない。よって、本件を履行可能なのは、アリオス株式会社以外に存在しない。	6	
走査電子顕微鏡保守	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.16	日本電子(株) 筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,138,400	非公表	-	当該装置の初期保証期間が(平成25年12月3日から平成28年12月4日)で終了するため、定期点検及び故障対応を含む保守契約を行い、装置性能を維持することが必須である。SEM装置が故障等により装置本来の性能が損なわれた場合、信頼性の高い計測を行うことが不可能となりミッション遂行に著しい支障を来たす事態となる。当該装置は、日本電子株式会社により開発製造された電子顕微鏡である。本保守には製造元以外には持ち得ない専門知識、技術及び定期メンテナンス完了後の動作確認保障が不可欠であることから同社以外に保守点検(当該装置の保守点検の動作確認)は実施できない。よって、本保守は、本装置の製造、販売元である日本電子株式会社以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
赤外線加熱単結晶育成装置用水冷却装置交換作業及び周辺部の点検整備	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.16	キヤノンマシナリー(株) 滋賀県草津市南山田町85 (法人番号2160001013058)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,998,000	非公表	-	既存の赤外線加熱単結晶育成装置(NECマシナリー株式会社(現キヤノンマシナリー株式会社)製、型式:SCI-MDH11020)に付属している本装置は、装置を構成する集光ミラー、試料保持用の主軸、ハロゲンランプホルダー等を十分に冷却する目的で使用している。本件は、本装置の故障により交換を行うものである。交換作業にあたって既存装置の構成及び動作確認並びに制御ソフトに関する専門的知識と専門的技術が要求され、当該装置の設計・製作及び据え付け作業はNECマシナリーによって行なわれており、設備の内部構造、機構を熟知した高度な技術が要求され、点検ノウハウや調整技術等の知見を有することが必要不可欠であり、交換後の装置全体の動作保証も必要である。そのため、本作業の契約先は後継の製造メーカーであり、改造後の装置の動作保証も可能なキヤノンマシナリー株式会社以外にない。なお、キヤノンマシナリー株式会社は、2005年にNECマシナリー株式会社から社名を変更している。	6	
走査型電子顕微鏡の修理およびメンテナンス作業	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本 朗 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H28.12.16	日本電子(株)福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅前2-1-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,658,588	非公表	-	本装置の特徴は、ほかの走査型電子顕微鏡とは異なり、大型試料室を有しているため、作製した試料(またはサンプル)を切断することなく大面積のまま検査することができる。そのほかの走査型電子顕微鏡は、試料室へ導入するため切断する必要があり、試料作製途中での観察ができない問題を有しているため、本装置は研究上必要である。また、本装置は日本電子株式会社製である。製作者の持つ知見とノウハウによるメンテナンス作業が必須であり、メンテナンス後の動作保証が必要である。当該装置の製作者以外が保守を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。以上のことから本装置のメンテナンス作業を行えるのは日本電子株式会社以外にない。	6	
分子モデリングシミュレーションソフトウェアライセンス更新	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.16	ダイキン工業(株)電子システム事業部 東京都港区港南2-18-1 (法人番号8120001059660)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,579,008	非公表	-	CD-FMatでは、下記の米国Dassault Systemes Biovia Corp.製の分子モデリングシミュレーションソフトウェアライセンス(Materials Studio)を保有しているが、当該ソフトウェアをインストールしている既存のワークステーション(設置場所:つくば中央第一事業所本部情報棟コンピュータ室)が故障したため、当該ソフトウェアを研究に供することができない状態にある。上記3に記載した研究を遂行するためには、新規ハードウェアへライセンスを移動させる必要があり、そのためには、当該ソフトウェアのライセンス契約の更新を行う必要がある(新規ハードウェアへのインストールは産総研が行う。当該ソフトウェアの国内大学官公庁向けの販売については、同社の日本法人であるダッソー・システム・バイオピア株式会社がダイキン工業株式会社を唯一の販売店に指定している。そのため、本件の契約先はダイキン工業株式会社以外にない。	7	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
4インチφ単結晶4H-SiC基板への厚膜エビ成膜作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.16	昭和電工(株) 東京都港区芝大門1-13-9 (法人番号9010401014548)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,052,640	非公表	-	本作業は、高品質なSiC厚膜エビ基板を試作する上で、パーティクルによる結晶欠陥の生成が、できるかぎり抑えられ、濃度、膜厚が均一である厚膜エビ成膜作業を行うことが必須となる。そのため、産総研のSiCエビタキシャルウエハ作製に関する技術情報のうち、管理番号:H18NOH-375(名称:SiCエビタキシャルウエハ作製におけるパーティクル抑制方法)と、管理番号:H18NOH-376(名称:高均一SiCエビタキシャルウエハ作製方法)を用いることが不可欠であり、当該技術情報を保有する事業者に厚膜エビ成膜作業を行わせるものである。その対象となる技術情報は、その他の知的財産権:国立研究開発法人 産業技術総合研究所と昭和電工株式会社と一般財団法人 電力中央研究所の3者が共同にて所有するSiCエビタキシャルウエハ作製に関する技術情報(2件)で、昭和電工株式会社が独占的に使用することに関して、合意を得た上で財団法人 日本産業技術振興協会 産総研イノベーションズと契約済みの上記2件である。よって、管理番号:H18NOH-375と管理番号:H18NOH-376の産総研のSiCエビタキシャルウエハ作製に関する技術情報を独占的に使用でき厚膜エビ成膜作業が出来る会社は、昭和電工株式会社だけであるため、契約の相手方としては昭和電工株式会社以外にないと判断する。	8	
「新機能性材料展2017」出展スペースの借用	契約担当職 東北センター研究業務推進室長 長山 信一 (宮城県仙台市宮城野区苦竹4-2-1)	H28.12.16	コンバーティングテクノロジー総合展事務局 東京都港区芝3-23-1 (法人番号2010701023536)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,036,800	非公表	-	新機能性材料展は「新しい」付加価値を創造する機能性材料の総合展であり、コーティング材などの機能性マテリアル、ナノマテリアルなどの機能性粒子、ハイバリアフィルム、耐熱フィルムなどの高機能フィルムを展示内容とし、まさに粘土膜を展示するための最適な展示会である。粘土膜やその応用製品をアピールするためには、ユーザーとフェーストゥフェースで紹介できる展示会を活用することが最も有効である。東京を会場とし、来場者見込み6万人規模の本展示会に出展することが、粘土膜やその応用製品のアピールに必要不可欠である。当該展示会への出展申込みは、主催者である(株)加工技術研究会となり、契約先はその展示会事務局であるコンバーティングテクノロジー展事務局のみである。	9	
Deep-Siエッチング装置の改造作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.19	東京エレクトロン(株) 東京都港区赤坂5-3-1 (法人番号4010401020757)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,320,000	非公表	-	本作業は、Deep-Siエッチング装置(以下、当該装置)にSiF4ガスラインを新規接続し、「連続エッチング方式」でのシリコン深堀エッチング加工ができるように改造する作業である。そのため、毒ガスであるSiF4ガスのバイパスガスラインの設置や、SiF4ガスを当該装置内で使用するためのソフトウェアの変更作業、SiF4ガス導入時の装置の調整作業などが不可欠である。また、SiF4ガス導入後の装置の機能確認とその保証も必要であり、さらに本作業を実施するためには、改造後の装置動作保証を得ることが必須であり、これらの条件を満たしているのは、装置の製造者である東京エレクトロ株式会社のみである。よって、本件の受注業者としては、製造者である東京エレクトロ株式会社のみ以外にない。	6	
3枚翼小型風車代表機計測センサ装置改修及び移送	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.12.19	(株)雄鳥試作研究所 東京都武蔵野市西久保3-10-28 (法人番号2012401010954)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,866,400	非公表	-	本件は、平成27年度に取得した「3枚翼小形風車代表機計測センサ装置((株)雄鳥試作研究所)」に対し、平成27年度取得から評価を実施し主要コンポーネントの性能・データを把握してきたが、今回更なる精度向上、操作性向上を目的とした改修を行うため、改修にあたっては、本体装置のシステム構造や機能または性能を十分に熟知していることが必要であり改修後の互換性担保や動作保証が必要になる。以上の理由から、本装置の改修作業を実施できるのは、本体装置を作成した(株)雄鳥試作研究所社以外に無い。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
複合環境振動試験機の更新	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.19	IMV(株) 東京都港区浜松町2-1-5 (法人番号3120001059756)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,550,880	非公表	-	ロボット介護機器の耐久・強度・安全性について、JISまたはISO等の新規規格策定を行うため、既存規格での検討・検証を行っている。そのため生活支援ロボット安全検証センターに設置している複合環境振動試験機を使用して、ロボット介護機器が実現しうる過酷な環境下で長期使用された状態を想定した試験を行うことで、ロボット介護機器の耐久性や安全性を確認している。試験で使用している複合環境振動試験機はロボット介護機器の試験に対応できる仕様で実現した試験装置であるが、強力な物理力を作用させて試験を行う装置であるため、定期的に試験装置の状態確認や性能及び機能を確認することが、試験装置自体の運用における作業の安全性及び規格試験におけるデータの連続性を確保する上で不可欠なものとなっている。今回更新作業を行う複合環境振動試験機は、既存規格内で推奨していた試験方法を元にしてロボット機器に特化した形で、IMV株式会社が特注製作したものであり、装置の構造や制御・電気系・ソフトウェア系などを熟知している。今回更新作業では試験装置の不具合状態を確認するとともに性能と機能を復帰し、使用に伴う試験装置特有の経年劣化等を修正する複雑な作業が含まれており、従来装置を製作した同社にしか実施できない。よって、本件を履行可能なのは、当該装置を製作したIMV株式会社以外にない。	6	
京都大学情報環境機構計算機システムの利用	契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 田崎 英弘 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.12.20	国立大学法人京都大学 京都府京都市左京区吉田本町36-1 (法人番号3130005005532)	国、研究所以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他の公法人、学校教育法第2条2項に規定する国立学校及び公立学校と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,208,000	非公表	-	京都大学情報環境機構のシステムA(Camphor2)は、プロセッサとしてIntel Xeon Phi系列の中でも最新型であるKNLを導入している。KNLはXeonPhiの系列の中でも、キャッシュ通信を最高速度で行うことができるなどのメリットがある。KNLを導入しているサーバは、現時点で国内では他には存在しない。また、システムB(Laurel2)は、インタコネクタがIntel Omni-Pathで構成されている。Omni-Pathは2016から発売された最新のもので、これまでサーバで用いられてきたInfinibandEDRと比較し、レイテンシが1μ秒以下と非常に短いため、高速で通信でき、並列計算がさらに高速になることが期待される。Omni-Pathを導入しているサーバは現時点で国内には他に存在しない。以上の理由により、当該研究を実施するためには、京都大学情報環境機構のシステムA(Camphor2)及びシステムB(Laurel2)以外にはない。		
パルスパターン発生器改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.20	アンリツ(株) 神奈川県厚木市田村町8-5 (法人番号2021001021865)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	9,601,200	非公表	-	当グループで所有している、アンリツ株式会社製パルスパターン発生器(MP1800A)は、1台の光変調器を12.5Gbit/sまでの速度で駆動するための電気信号を生成する精密装置である。本装置は12.5Gbit/sまでのパルスパターン信号を1チャンネルのみ生成する機能を有している。本作業で増設するPPGモジュールは、28Gbit/s、2チャンネル、3.5V出力の性能を備えたモジュールであり、このPPGモジュールを増設することにより、変調信号の高速化と多値変調が必要となる2台の変調器の同時駆動が可能となる。また、モジュール増設後も測定データのフォーマットや測定器の使用方法は変更されない。このPPGモジュールが正しく機能するには、増設されたPPGモジュールが、パルスパターン発生器(MP1800A)本体部分と完全な互換性を持つことが必要であり、増設後のパルスパターン発生器の正常動作の保証も必要となる。もし、当該装置の製作者以外が増設作業を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。また、増設モジュールは既存装置の製造者であるアンリツ株式会社しか提供していない。以上の理由により、本件の受注業者は製造者であるアンリツ株式会社以外にはないと判断される。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
300 mmウエハ用治具製作他	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.20	(株)東設 埼玉県入間市寺竹46-13 (法人番号1030001018863)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,888,000	非公表	-	本件は、産総研つくば中央2-12棟01126室に設置済みの微細電極形成装置((株)東設製、製造番号4C204)の300 mmウエハ用治具の製作及び微細電極形成装置に取り付けてある200 mmウエハ用治具を外し、300 mmウエハ用治具を取り付けて、プロセス検証後、装置本体へ200 mmウエハ用治具を戻す作業をすることである。当該装置は同社製で同社以外に仕様を知り得ないため、また当該装置に本治具が取り付けできたとしても当該装置が正常に稼働する保証も得られず、装置等が破損する危険性も高いため、本治具の製作・取り付け、取り外し、さらには既存取付治具の取り付け、取り外しが可能な株式会社東設を選定する。	6	
結晶成長実験種結晶用3インチSiC単結晶基板	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.21	(株)アルファテック 大阪府箕面市船場西3-7-5 (法人番号8120901022321)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,153,600	非公表	-	本研究においては、結晶成長後の結晶品質評価を行い、各条件における成長が、結晶品質にどのような影響を及ぼすかを目的としている。本実験における結晶品質は使用する基板結晶の品質を反映するため、その基板結晶の品質が実験評価基準と照らし合わせて著しく悪い場合(エッチピット密度15000cm ⁻² 以下を満たさない場合)には成長条件による影響を考察することが困難である。これまで初期購入の2015年から約6ヶ月の周期で購入し、現在までの知見でAGP社製の単結晶基板では上記品質を満足していることが判明している。実験結果の正しい評価のためには、当該AGP社製のSiC単結晶基板を用いることでデータの連続性を確保することが必須である。AGP社のSiC単結晶基板を取扱い可能である国内業者はアルファテック株式会社のみであるため、本件契約先としてはアルファテック株式会社以外にない。	3	
石油大流量校正設備 高精度温度調整装置等点検整備作業	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.21	(株)オーバル 東京都新宿区上落合3-10-8 (法人番号40111101003936)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,692,000	非公表	-	流量国家標準施設内の石油大流量校正設備は、世界最高精度(体積流量校正の拡張不確かさ0.030%)を達成した大型で超精密な設備であり、石油流量のトレーサビリティ制度における国家標準施設である。当該機器設備は、当初より、自動安全運転システム、高精度自動秤量システムの構築、高性能ダイバータの採用等、制御システムを含めた設備全体にわたり特殊な専門技術を用いて設計製作が行われたものである。高精度温度調整装置及び試験ラインは高精度を達成するために重要な機器であるため、本作業を実施するにあたり、石油大流量校正設備の性能を損なうことなく点検整備することが必要不可欠である。また、脱臭装置用冷凍機は石油大流量校正設備の精度と安全性を維持しつつ、危険な油蒸気を秤量タンク周辺から回収して外部へ排出する装置であり、校正設備に直結されているため、作業にあたっては校正設備の性能へ影響を与えないように整備することが必要不可欠である。当該機器設備の点検整備作業を実施するためには、当該機器設備の構造や機能を十分に熟知し、かつ、精密な調整技術を有し、改修後の性能保証も必要である。これらの条件を満たしているのは、当該機器設備の設計と製作を行い、当該装置を十分に熟知している株式会社オーバルのみであり、代理店等もない。よって、本作業の受注者としては、設計と製作を行った株式会社オーバル以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
顕微レーザーラマン分光測定装置用偏光ユニット	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.21	(株)堀場製作所 東京セールスオフィス 東京都千代田区神田淡路町2-6 (法人番号1130001011676)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,484,000	非公表	-	当所が保有する株式会社堀場製作所製顕微レーザーラマン分光測定装置LabRam HR-evolution(製造番号: S77AY8U4)は、車載用センサの3次元実装技術に関する研究開発を行うため、シリコン貫通電極等による3次元実装する際にLSIチップ内に発生する応力を測定する装置である。この装置に、当該装置を付与することで、光源であるレーザー光に偏光をかけて、反射する光から特定方向の偏向光を取り出し、被測定物の結晶方位に応じた応力値を抽出可能にすることが可能となり、コンピュータ解析結果と比較検証し、シリコン貫通電極からの結晶方位による応力を計測することが可能になる。当該装置は、超精密機器であることから、当該装置の顕微レーザーラマン分光測定装置への取り付け、調整および稼働後の動作保証と安全運用の確保が必須であり、装置機構、材料、稼働プロセスを完全に把握し、かつ、当該装置に係る精密な調整を実施する技術を有していることが必須条件となる。よって、本件を履行可能なのは、当該装置の製造業者である株式会社堀場製作所以外にない。	6	
DLTS測定評価作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.22	(株)コベルコ科研 東京営業部 東京都品川区大崎1-11-2 (法人番号8140001007717)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,706,400	非公表	-	本作業は、SiCエピタキシャル膜基板のキャリアライフタイムに影響を与えるトラップレベル濃度をDLTS(Deep Level Transient Spectroscopy)測定評価(以下「DLTS測定評価」)によって把握するものである。これまでの研究において、SiCエピタキシャル膜基板のイオン注入後のアニール温度条件が、SiCエピタキシャル膜基板のキャリアライフタイムを決める重要な要因となっていることが予想されたため、アニール温度の最適化条件を探索し、最適温度は1650°Cであること、その際のキャリアライフタイムは約11μsであることが分かった。これに対して、アニール温度の最適化は、SiCエピタキシャル膜基板のトラップレベル濃度中のZ1/2センター濃度に対応するという仮説を立てた。今回、この仮説を検証するため、本年1月に株式会社コベルコ科研が実施したDLTS測定評価(トラップレベル濃度4e11cm-3、その際のキャリアライフタイムは約4μs)とアニール温度条件が異なるSiCエピタキシャル膜基板についてDLTS測定評価を実施し、それらのトラップレベル濃度の比較・確認を行う。DLTS測定評価は、使用する測定装置の種類や測定方法(ショットキー接合を行う際に用いる金属の種類、測定中のバイアス電圧をかけるタイミング、形成方法によるバリアハイトの違い等)により受ける影響が大きい。過去に実施したDLTS測定評価と同一の条件下で実施しなければ測定評価結果の比較・確認を行うことが出来ず、これまでの研究で得られたデータの連続性が著しく損なわれるとともに、研究として成り立たなくなる。そのため、本作業は株式会社コベルコ科研に依頼することが不可欠である。よって、契約相手先は株式会社コベルコ科研において他にないと判断する。	3	
オートグラフ用恒温槽	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.22	(株)島津製作所 つくば支店 茨城県つくば市吾妻3-17-1 (法人番号6130001021068)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,168,320	非公表	-	当該試験装置は室温で引張試験を行えるが、低温では実施できない。今後は、JIS準拠の低温引張試験も行う必要がある。JIS準拠の低温引張試験を実施するためには、試験片を-80°C以下で維持して引張試験を行う必要があり、試験装置の軸心に干渉せずに温度を維持できる恒温槽が必要となる。これらが不十分な場合、試験装置の荷重やストロークを正確に制御できないため、正確な引張試験データが得られない。島津製作所のオートグラフ用恒温槽と互換性のある恒温槽は島津製作所製以外には無く、島津製作所のオートグラフ用恒温槽は、当研究室のオートグラフで使用可能な代替性のない恒温槽である。以上の理由により、当該オートグラフ用恒温槽の契約先は(株)島津製作所以外ないと判断する。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
多軸応力試験機の点検及び部品交換作業	契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98)	H28.12.22	(株)鷺宮製作所 東京都新宿区大久保3-8-2 (法人番号6011201002019)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	15,984,000	非公表	-	成形時の荷重や摩擦挙動を精度良く、且つ、再現性良く取得するためには、「多軸応力試験機」での、上下左右のアクチュエーターによって独立に荷重または変位制御を行い、それに対する変位や荷重の応答を精度良く取得する必要がある。本装置は1995年に取得したものであり、主制御盤等の部品およびPCの老朽化、本体自体の精度低下により、装置本来の機能が果たせていない状況である。そのため、荷重や変位の精度を維持するために老朽化した部品の交換、および本体のメンテナンス作業が必要である。部品交換が行われずに現状の制御盤およびPCシステムを引き続き使用した場合、老朽化による不具合の発生と本体自体の精度低下により、実験データが精度良く得られないばかりか、安全性にも問題が生じる可能性がある。また、装置の構造や制御に精通していない業者が交換作業およびメンテナンスを行った場合も、測定精度面や安全面で同様の問題が生じる。(株)鷺宮製作所は、「多軸応力試験機」の製造販売元であり、本装置の部品製造およびメンテナンスを行っており、部品交換、メンテナンス後の装置保証が得られる。従って当該装置に対して、部品交換作業及びメンテナンスを実施でき、作業完了後に動作保証が得られることが可能なのは、(株)鷺宮製作所以外にない。	6	
乾式排ガス処理装置除害筒交換及び除害剤充填作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.22	(株)巴商会 学園都市営業所 茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2 (法人番号4010801008518)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,339,200	非公表	-	本研究では、炭化ケイ素多層エピタキシャル膜成長装置において、1600°Cにも達する高温下で可燃性、毒性、腐食性ガスの混合ガスを使用しており、その排ガス中には様々な有害成分が含まれるため、それを附属の乾式排ガス処理装置除害筒の除害剤と反応させ、安全な化合物に変えて当該除害筒に固定させるという動作を正常に維持することが求められる。そのため、本作業は、乾式排ガス処理装置に精通し、装置の正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、また、安全や性能保証の観点からも製造元である株式会社巴商会以外の者が作業を行うことは、今後の装置使用に著しい支障が生じるおそれがある。以上の理由により、契約相手先は、株式会社巴商会以外にないと判断する。	6	
ストリークカメラのデータ解析装置・制御用プログラム更新作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.22	浜松トニクス(株) 静岡県浜松市東区市野町1126-1 (法人番号2080401004193)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,293,840	非公表	-	本作業は、火薬類等に衝撃を加えた際の物質の移動速度を測定するために使用している当該装置が導入から18年以上経過し、経年劣化により動作が不安定であるため、当該装置のデータ解析装置の更新と制御用プログラムを更新する作業である。本作業を実施するにあたっては、当該装置がもつ固有の構造、機能及び制御プログラムに関する情報と技術を十分に熟知している製造元の専門技術者によるPCへのプログラムのインストール作業及び動作確認作業を確実に実施することが必要不可欠である。また、作業完了後の当該装置に関する動作保証も必要である。以上のことから、本作業を行える者は、当該装置の製造と制御用プログラムを作成した浜松トニクス株式会社以外に存在しない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
スパッタ装置プロセスチャンパー用クライオポンプ	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.26	ブルックス・ジャパン(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜3-8-8 (法人番号7020001057023)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,229,891	非公表	-	本案件のスパッタリング装置はプロセス及び搬送室をブルックス社製のクライオポンプによって高真空状態を常に保ちコントロールすることが必要だが、クライオポンプの故障により研究活動が停滞しないよう定期的に変換する必要がある。安定したプロセス性能を維持するためには、同型のブルックス社製クライオポンプを交換する必要があるが、新規販売が終了している事もあり中古のリファブ(O/H済)品を購入し交換する。リファブ(O/H済)品を購入するにあたって、ブルックス社製クライオポンプの特性を把握し、正しい組立、セッティング及び試験をされたものが必要となる。以上の理由により、本件の契約先は該当するクライオポンプの製造販売を行っているブルックス・ジャパン株式会社以外にないと判断する。	4	
パスウェイ解析ソフトウェアの新規ライセンスの導入	契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 田崎 英弘 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.12.26	トムソン・ロイター・プロフェッショナル(株) 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 (法人番号3010001024705)	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,780,000	非公表	-	金沢大学医学部との共同研究において、先方がMetaCoreを使用しており、研究打ち合わせの際は当方の解析結果の参照のために利用している。この度、共同研究加速化、及び新規研究のため、知識情報によるパスウェイデータベースの参照を産総研側で行えるよう、パスウェイ解析ソフトウェア(MetaCore)が必要である。トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社は米国Thomson Reuters LLC社製ソフトウェアの国内唯一の販売代理店であることから、契約先としては同社以外にない。	5	
流量国家標準施設 実験機器設備修理点検作業	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.26	(株)オーバル 東京都新宿区上落合3-10-8 (法人番号4011101003936)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	21,816,000	非公表	-	当該機器設備は、当初より、自動安全運転システム、高精度自動秤量システムの構築、高性能ダイバータの採用等、制御システムを含めた設備全体にわたり特殊な専門技術を用いて設計製作が行われたものである。秤量システムは高精度を達成するために重要な機器であり、本作業を実施するにあたり、石油大流量校正設備への性能を損なうことなく実施することが必要不可欠である。当該機器設備の修理点検作業を実施するためには、当該機器設備の構造や機能を十分に熟知し、かつ精密な調整の技術とノウハウが必要不可欠であり、作業後の正常稼働・性能維持・保証も必要である。これらの条件を満たしているのは、当該機器設備の設計と製作を行い、唯一、当該装置を十分に熟知している株式会社オーバルのみであり、代理店等もない。よって、本作業の契約先としては、設計と製作を行った株式会社オーバル以外にない。	6	
多目的蒸着装置用膜厚計コントロール交換	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.26	(株)エイコー 東京都千代田区神田東松下町12 (法人番号5010001099365)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,376,000	非公表	-	多目的蒸着装置の膜厚計コントロールにおいては、最近複数個所でのトラブルが発生しており、度々、エラーが発生するようになっている。メーカーに善後策を相談したところ同膜厚計コントロールは、旧式で、既に製造が打ち切られており、修理部品が手配できないため、同コントロールINFIGON製IC5の後継機であるINFIGON製IC6へ交換する。本件を確実に実施するためには、当該装置の設計、仕様に関する詳細な知見を有し、交換後の正常稼働の保証を得ることが必要不可欠である。よって、本件の受注業者としては、当該装置の製作供給者である株式会社エイコー以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
マイクロフォーカスX線CT装置保守・点検作業	契約担当職 北海道センター研究業務推進室長 坂本 修 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1)	H28.12.26	(株)島津製作所 札幌支店 北海道札幌市北区北7条西2-8-1 (法人番号6130001021068)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,646,287	非公表	-	本作業は、マイクロフォーカスX線CT装置(製造:株式会社島津製作所)を用い安定的に画像を得るために必要な年次保守・点検作業である。保守・点検作業に際しては、当該装置の機能・性能が維持されなければならない。そのためには、構造を十分に熟知した製造元の技術・ノウハウ及び純正交換部品をもとに実施されなくてはならない。当該装置の構造、操作手順等を熟知していない者が請け負った場合、当該装置に重大な損傷を与える可能性がある。また、保守・点検作業終了後に動作確認を行い、機能・性能保証も必要となる。したがって本作業の依頼先は、本装置を納入・設置製造し、従来から年1回の保守点検を請け負ってきた株式会社島津製作所において他にない。	6	
AE/微小地震解析ソフトウェア汎用性向上作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.12.27	伊藤忠テクノソリューションズ(株) 東京都千代田区霞が関3-2-5 (法人番号2010001010788)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,560,000	非公表	-	当該役務を受注する業者は、次の要件を満たす必要がある。 (1) 汎用性向上作業を施す既存ソフトウェアの詳細仕様の熟知 平成27年度の役務作業において開発したソフトウェアに対して作業を行うため、ソフトウェアの構成、機能、入出力の仕様など、詳細について熟知していることが必要不可欠である。 (2) ソフトウェア開発時のパラメーター調整にかかるノウハウの保有 平成27年度の役務作業において、精度の良い結果を得るために想定以上にセンシティブなパラメーター調整が必要となることが判明したが、受託者であった伊藤忠テクノソリューションズ株式会社にてその調整を特定サイト(柳津西山地熱地域)のために実施した。今回の役務作業は、その調整をソフト利用者が他のサイトにおいても実施できるように機能向上も含んでいるが、そこでは前回の調整のノウハウを利用する必要がある。そのノウハウを有しているのは、本ソフトウェアの開発に初めから携わった伊藤忠テクノソリューションズ株式会社のみである。 以上の二項目の要件を満たす業者は、今回の役務作業を施す対象であるAE/微小地震解析ソフトウェアの開発を行った伊藤忠テクノソリューションズ株式会社以外にはない。	3	
蛋白質・化合物等計算用ソフトウェアライセンス	契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 田崎 英弘 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.12.27	ダイキン工業(株)電子システム事業部 東京都港区港南2-18-1 (法人番号8120001059660)	研究所が行う研究及び実験で使用される機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	11,988,000	非公表	-	研究開発にあたっては、過去の蛋白質や化合物の計算解析データを利用することとなるが、当該データは、ダッソー・システムズ・バイオバ社(旧:アクセルリス社)製のDiscovery Studioで解析されたデータのため、当該データと互換性を確保するためには、同一ソフトウェアを使用する必要がある。ダイキン工業株式会社はダッソー・システムズ・バイオバ社製ソフトウェアにおける国内の唯一の大学官公庁向けの国内販売店であることから、契約先としては、同社以外にない。	4	
スパッタ装置用バックングプレート	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.27	アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519)	研究所が行う研究及び実験で使用される機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,545,340	非公表	-	当該装置は(株)アルバック製であり、当該装置に適合するバックングプレートを製作出来るのは(株)アルバック製品の部品販売、修理及び保守等を担うアルバックテクノ(株)以外にはない。また、他のメーカーでは当該装置の設計図等を持っていないため、バックングプレートの材料、形状、厚み、ネジ穴位置などを対象装置に併せて設計することが出来ず、装置が正常に稼働する保証が得られない。前述の通り(株)アルバックは、対象装置の部品販売を含め、修理・保守等をアルバックテクノ(株)に一任している。また、アルバックテクノ(株)の契約窓口はアルバック販売(株)が担当しており、当該装置の改造の契約先としては、アルバック販売(株)以外にない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
燃料電池構成材料評価装置整備作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.12.27	日本電子(株) 大阪支店 大阪府大阪市淀川区西中島5-14-5 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,531,600	非公表	-	触媒活性に大きな影響を及ぼすナノレベルの粒子の形状や組成の分析は、本研究開発においてきわめて重要な情報を与える。本装置は取得後13年以上が経過しており、これまで一度も制御機器類の更新は行っていない。PCは通常10年以上の稼動は想定されておらず、いつ故障してもおかしくない状態である。現状の制御機器はWindows2000以降のOSには対応していないため、PCもしくは制御用インターフェースのどれか1箇所が故障すると部品が入りできないため装置の運用が不可能となり、研究に重大な支障をきたすことから、本整備作業では当該機器を安定に運用し所定の性能を維持するため、以下作業を行う。 ・制御用PCの交換(取得後未交換) ・制御用ソフトウェアの更新(現行Windowsに対応したものに交換) ・制御用各種インターフェース機器類の交換(上記PC・ソフト対応した機器に交換) 本装置はきわめて精緻な装置であり、当該整備作業を請負可能な業者は、当該装置の製造者でありその構造を熟知している日本電子株式会社以外に存在しない。したがって、燃料電池構成材料評価装置整備作業の請負業者に日本電子株式会社を選定する。	6	
X線回折装置オーバーホール	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.27	(株)リガク 技術サービス 東京都昭島市松原町3-9-12 (法人番号5012801002680)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,048,976	非公表	-	本装置は、当グループ所有の理学電機(株)(2004年4月12日「(株)リガク」へ変更)製のX線回折装置(RINT2500V)であり、Cuターゲットから発生するX線を用いて材料の結晶構造解析を行なうものである。前記研究のため、合成した材料の品質評価や結晶構造の同定を行うために使用している。本装置は、ロータリーポンプ、シーケンサー、水冷却等に不具合や経年劣化が見られ、安定した装置運用の観点から、オーバーホールが必要となっている。装置の運用が不安定になると材料の品質評価が滞り、連携先で実施される放射光や中性子実験にスケジュールどおりに試料を提供できなくなる可能性もあり、プロジェクトを効率的に遂行できなくなる恐れがある。本装置のオーバーホール作業に当たっては、装置の構造等を熟知している必要があり、製造者以外が作業を行った場合、使用時の保証、故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなり、装置の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。以上の理由により、本装置のオーバーホールを行えるのは、装置の製造者である(株)リガク以外には無く、本件の契約先は同社以外ないと判断する。	6	
ドライエッチング装置(Centura)のドライ真空ポンプ部品交換も含む復旧作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.27	(株)ウィックス 神奈川県横浜市戸塚区矢部町12-1 (法人番号1020001034432)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,800,360	非公表	-	本案件の対象資産であるアプライドマテリアルズ株式会社製ドライエッチング装置(Centura)は、半導体製造研究における半導体の極微細パターン形成に専用化した、Si系及び窒化膜系のドライエッチング加工を行うための300mm半導体製造装置である。定常使用時に、ドライエッチング装置のドライ真空ポンプの不具合が発生したため予備ポンプと交換した。本件は不具合が発生したドライ真空ポンプの部品交換も含む復旧作業を行うものである。ドライ真空ポンプの分解修理作業に於いては、ドライ真空ポンプ自体特殊仕様である事から固有の特殊治具も使用するため当該装置の機能を正しく理解している事が重要であり、当該ドライ真空ポンプの製作者以外が復旧作業を行った場合、ドライエッチング装置の継続使用にも著しい支障を生じるおそれがある。以上の理由により、本件の契約先としては、当該ドライ真空ポンプの製造者である大晃機械工業から業務の委託をされている株式会社ウィックス以外にはないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
マイクロ流体チップの射出成型向け金型および電鍍型	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本 朗 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H28.12.27	旭化成テクノプラス(株) 埼玉県児玉郡上里町嘉美1600-6 (法人番号2010001111066)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の購入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,104,000	非公表	-	射出成型は、一般に、成形後冷却すると収縮する性質があるため、これを補う特殊な技術が必要である。加えて、数十μm単位の微細構造を成形すること自体も、射出成型においては特殊な技術である。そして、研究の都合上、透明な材質での成形が必要である。このような全ての要求を満たす射出による成型を可能とする技術は、特許登録(特許第3349070号、特許第3218397号 他)されている。旭化成ケミカルズ(株)の「アモテック(AMOTECTM)」しかなく、当該特許権利の実施を許諾されているのは旭化成テクノプラスのみである。以上のことから、本契約の金型製作作業は、前記特許登録されている射出成型技術について当該特許権利者より実施許諾されているのは旭化成テクノプラスのみが製作できる。したがって当該射出成型技術を利用したマイクロ流体チップが作製可能な金型と電鍍型を作製することができる旭化成テクノプラス(株)以外にない。	8	
接着前処理用大気圧ダメージフリープラズマ装置	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.12.27	(株)プラズマコンセプト東京 東京都葛飾区新小岩4-14-13 (法人番号1011801021934)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の購入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,240,000	非公表	-	本装置は、(1)大気圧下で、複数のあらゆるガス(空気、酸素、窒素、アルゴン)を任意の混合比にて混合したガスを用いて低温(30℃以下)のプラズマが生成可能であること、(2)プラズマ生成中にガスの流量、ガスの種類、ガスの混合比率が変化しても、装置を調整することなく、連続的に安定にプラズマが維持できること。(3)プラズマ照射ダメージが皆無で、電氣的刺激も発生しないこと、(4)ポリプロピレンの接着性向上に効果があり、かつ、表面の結晶構造を破壊することなく、接着性を向上させることが可能であること、が必須条件であるが、これらの低温でのプラズマ発生技術は(株)プラズマコンセプト東京の保有する特許第4611409号「プラズマ温度制御装置」に基づくものであり、他の装置では仕様の達成が不可能である。以上により、本件は特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合であり、契約相手先は、本特許を保有し製造者である(株)プラズマコンセプト東京以外にない。	8	
ラック搭載型小型アグリゲータボードシステム、小型アグリゲータボードシステム、および、小型版光回路モジュール	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.28	NECエンジニアリング(株) 営業本部 神奈川県川崎市中原区下沼部1753 (法人番号4010701020218)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,710,040	非公表	-	本ラック搭載型小型アグリゲータボードシステム、小型アグリゲータボードシステム、は、当所が保有する光伝送装置スペクトラルウェーブ(NEC製Spectral Wave DW4280)と連結し、装置の一部として動作するシステムである。そのため、NEC製Spectral Wave DW4280との互換性を確保することが必須である。なお、製品版であるSpectral Wave DW4280はNEC、研究試作用のカードの設計・製造販売はNECエンジニアリング株式会社が分担しており、上記システムの調達先はNECエンジニアリング株式会社以外にない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
光学式形状測定装置等ソフトウェアの機能追加	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.28	エ・モーションシステム(株) 東京都品川区西五反田5-21-3 (法人番号5010701014061)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,223,936	非公表	-	本件の対象である産総研所有の既存ソフトウェア「干渉計用マウントソフト(エ・モーションシステム株式会社製)」(以下、本ソフトウェアという。)は、レーザ干渉計および環境測定機の制御とデータ収録の機能、光学式形状測定装置のステータスの読み取り機能、これら装置を同期させる機能がある。この機能を用いて、高精度な歯車型磁気式ロータリエンコーダの実用化に向けた角度誤差検出と軸ガタ検出のために、歯車の歯形形状と角度精度の解析評価を行ってきた。今後は、この解析結果と実際の歯形形状との比較評価を行うため、実際の歯形形状の高精細画像処理が必要である。それには、光学式形状測定装置、レーザ干渉計および環境測定機を同時に制御し、光学式形状測定装置およびレーザ干渉計から出力される角度誤差の要因である歯車形状データを収録するなど、本ソフトウェアによる互換性の確保が不可欠である。よって、本ソフトウェアに光学式形状測定装置を制御する機能および測定データを収録する機能を追加すると共に、光学式形状測定装置、レーザ干渉計および環境測定機を一つのプログラムで制御とデータ収録を行い、統合するための機能を追加するものである。本ソフトウェアは、exe実行ファイルを含んでいることからプログラムの解析が非常に困難であるため、exe実行ファイルの基プログラムを有し、ソフトウェアのノウハウを熟知していなければ、新たな機能追加を行うことは不可能である。以上の理由により、本件の機能追加を行えるのは、本ソフトウェアを開発したエ・モーションシステム(株)以外にない。	4	
中深層現場型pCO2センサーの改良試作及び基礎試験評価補助業務	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.28	紀本電子工業(株) 大阪府大阪市天王寺区舟橋町3-1 (法人番号5120001023033)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,095,600	非公表	-	当該装置(①センサー循環型:紀本電子工業株式会社作製、②センサーバッチ型:紀本電子工業株式会社作製)では、水深1000mまでの耐圧を有しながら、二酸化炭素分圧(pCO2)を正確に現場海洋で測定することが必要となる。すなわち機器の耐圧性能と耐海水性能を有しながら、非分散型赤外分析(NDIR)モジュールとガス透過膜を用いてpCO2を測定できる技術が必要である。そのような機器の製作技術を有しているのは国内では紀本電子工業株式会社しかなく、当該装置も同社が作製した装置である。当該装置の改良にあたっては、当該装置の構造を熟知している必要があり、当該装置の改良を正常に行えるのは、設計から作製まで行った紀本電子工業株式会社以外にはない。他のメーカーで行うとすると、各要素技術からの開発作業となり、膨大な時間・コストがかかるため、実質的には不可能である。例えば海洋溶存酸素ガスセンサーの開発がJFEアドバンテック社で行われているが、ガスの測定原理が異なるため、この技術は応用できない。また鶴見精機社では耐圧性能・耐海水性能に関する技術を有しているが、二酸化炭素ガス分析技術の開発は極めて困難である。以上から、本件の契約先は紀本電子工業株式会社以外にはないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
三次元動作軌跡解析装置及び衝突用高速度カメラの保守	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.12.28	(株)ナックイメージテクノロジー 東京都港区北青山2-11-3 (法人番号8010401082240)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,402,000	非公表	-	本保守は、ロボット介護機器で想定される耐久・強度、安定性及び対人安全に関わる試験を行う三次元動作軌跡解析装置及び衝突用高速度カメラの性能・機能に対する信頼性を確保するため、点検・整備及び調整・校正等の保守を行うものである。保守を行う三次元動作軌跡解析装置及び衝突用高速度カメラは、既存規格内(ISO13482、ISO7176、JIST9203)で推奨していた試験方法を元にしてロボット機器に特化した形で、株式会社ナックイメージテクノロジーが特注製作したものであり、装置の構造や制御・ソフトウェア系などに熟知している。本保守は、当該試験装置の性能と機能を確認するとともに、使用に伴う試験装置特有の摩耗や構造的なズレ等を修復する精密な作業が含まれているため、装置の構造や制御・電気系・ソフトウェア系などに熟知していることが必要不可欠で製造業者にしか実施できない。以上の理由により、当該装置の製造業者株式会社ナックイメージテクノロジー以外にいないと判断する。	6	
高圧試験容器改造設置作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.12.28	紀本電子工業(株) 大阪府大阪市天王寺区舟橋町3-1 (法人番号5120001023033)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,467,720	非公表	-	今回の改造は当初仕様の5倍の耐圧性能を与えるものであり、確認試験作業を含め、おおよそ160万円の費用が掛かる見込みである。改造はフランジ部のみとなるが、新規調達した場合はこれに容器本体や配管部品を新たに装備することとなり、少なくとも200万円以上の費用が掛かると見込まれる。今回改造の対象である当該容器は産総研の仕様書に基づき、紀本電子工業株式会社が受託製作したものである。当該容器の改造にあたっては、当該容器の構造を熟知している必要があり、当該装置の改良を正常に行えるのは設計から製作までを行った紀本電子工業(株)以外には無い。また、同社では自社でのセンサー試験に適した高圧試験容器で水深6000m耐圧のものを既に製作した実績もあり、電源やセンサーケーブルの配管を含めたフランジ部の設計・製作については同社の既存の技術が応用できる。また、容器内部の海水中の二酸化炭素分圧を正確に測定する技術・装置を有する。同社以外が行う場合、当該耐圧容器に適した試験用压力容器や配管技術を有しないため、改造作業に膨大なコスト・時間がかかることが想定されることから、実質的には不可能である。また、容器内部の海水中の二酸化炭素分圧を正確に測定する技術・装置を有しないため要求する性能を保証が得られない。以上から、本件の契約先は紀本電子工業株式会社以外にはないと判断する。	6	